

# 自己点検・評価報告書

2021年3月

三重短期大学

# 目 次

序章	1
本章	
第1章 理念・目的	3
第2章 内部質保証	10
第3章 教育研究組織	18
第4章 教育課程・学習成果	23
第5章 学生の受け入れ	45
第6章 教員・教員組織	59
第7章 学生支援	71
第8章 教育研究等環境	85
第9章 社会連携・社会貢献	100
第10章 大学運営・財務	111
第1節 大学運営	111
第2節 財務	123
終章	125

## 序章

三重短期大学は、1952（昭和 27）年に、三重県下唯一の公立短期大学として創設された。戦災を被った津市が、「市の復興はまず学校から」という方針のもと、文教都市の建設を目指す中で、高等教育機関として本学が設立された。開学当初は法経科第 2 部（定員 100 名）と家政科（40 名）の 2 学科構成で、勤労学生や女性に高等教育の場を提供した。翌 1953（昭和 28）年には、教職課程の設置と定員増員の認可を受け（法経科第 2 部定員 180 名、家政科 60 名）、その後 1969（昭和 44）年には、家政科の専攻が、食物栄養専攻（定員 100 名）と被服専攻（50 名）に分離され、加えて法経科第 2 部の定員が増員（150 名）された。また同年、法経科第 1 部（定員 60 名）が増設された。1973（昭和 48）年には家政科の専攻別入学定員と専攻名称を変更し、家政専攻（定員 100 名）と食物栄養専攻（50 名）となった。1990（平成 2）年には家政科を生活科学科に名称変更し、カリキュラムを再編した（食物栄養学専攻定員 50 名、生活科学科専攻 100 名）。

1997（平成 9）年に法経科第 1 部および第 2 部に法律コース、経商コース、行政コースの 3 コースを、生活科学科生活科学専攻に生活システムコース、居住環境コースの 2 コースを設置したが、2007（平成 19）年に法経科第 1 部を法律コース、経商コースの 2 コース制にし、法経科第 2 部はコース制度を廃止した。また、生活科学専攻は、生活福祉・心理コースと居住環境コースの 2 コース制に改編した。

以上のように、本学は時代のニーズに即した学科やコースの改編を通して教育の現代的再編に努めると同時に、定員数は全国の公立短期大学の中でも最大規模という特徴を有している。その一方、本学は地域に開かれた大学づくりを目指し、地域問題研究所による地域問題研究の蓄積や、地域連携センターによる公開講座や出前講座の開講、施設の地域開放などを通して、常に時代や地域の要請に応じて自己改革を行ってきた。

現在、本学は法経科（第 1 部・第 2 部）および生活科学科（食物栄養学専攻・生活科学専攻）の 2 学科で、学生定員 800 名からなり、1952（昭和 27）年入学の第 1 期生の卒業から半世紀を優に超える長い歴史の中で、20,000 名を超える学生が本学を巣立ち、県内外の企業や行政機関などで活躍している。また全国の国公立大学などへ編入学する学生も多く、さらに大学院へ進学して研究者の道を歩む卒業生もいる。

法経科第 1 部法律コースは、公立短期大学唯一の法律専門コースであり、憲法、民法、刑法、労働法などの基幹科目に加えて、行政法、労働法、行政学、地方自治法など、現代社会に適応したカリキュラムと少人数制のゼミにより、法律学の基礎から応用までを学ぶことができ、卒業後は公務員や民間企業への就職のほか、国公立大学を中心とした四年制大学への編入学生を輩出している。法経科第 1 部経商コースは、経済学の基礎や経営学の理論、実践的科目である会計学などを学ぶことができ、修得した知識を活かして、金融、保険、製造業、サービス業など県内外の企業に就職する学生が多い。法経科第 2 部は、法律・政策分野、経済・経営分野といった社会科学全般を幅広く学ぶことができ、高校新卒者から、働きながらキャリアアップを目指す中高年層、仕事や子育てが一段落した年齢層まで様々な学生が学んでおり、年代を超えた交流も本学の特色の一つである。

生活科学科食物栄養学専攻は、「食」と「健康」に関する専門家の養成を目指し、栄養士免許取得のためのカリキュラムを用意しており、半世紀にわたって病院や福祉施設、自

治体などで活躍する栄養士を輩出し、県下屈指の栄養士養成施設として高い評価を受けている。最近では食品開発分野への就職や四年制大学への編入学などにより、一層高度な専門知識を身に付ける学生が多い。所要の実務経験を経た後、管理栄養士国家試験受験資格が得られる。生活科学科生活科学専攻生活福祉・心理コースは、福祉についての基礎的・実践的理論を学びながら、心理学的素養を身に付け、生活者の一員として主体的に行動できる人材の育成を目指して設置された。所要の実務経験などを経た後、社会福祉士基礎資格が得られる。同専攻居住環境コースでは、2010（平成 22）年度から従来の家づくり、まちづくりを主体とした学習分野に加え、自然環境と人間の調和としての「環境共生」を目指す分野を新設するとともに、一級および二級建築士試験指定科目に適合するカリキュラム構成になっている。

本学は、知の創造と継承を理念として、社会の変化に的確に対応できる人材の育成に努めるべく、社会のニーズに即して組織などの改編を行ってきたが、同時に高等教育機関としての意義を問い、さらなる大学改革を目指して 2001（平成 13）年 3 月に三重短期大学『自己点検・評価報告書』を刊行し、学内外に広く公開した。その後、2010（平成 22）年度に独立行政法人大学評価・学位授与機構による認証評価を受けることになったため、大学評価・学位授与機構のフォーマットに準拠して『平成 21 年度自己点検・評価報告書』を作成し、本学ホームページに掲載した。2010（平成 22）年度には大学評価・学位授与機構により、本学が短期大学評価基準を満たしていると認定された。この後、3 年から 4 年の中間時点において自己点検・評価を行うことが学内で合意され、2013（平成 25）年度に『平成 25 年度自己点検・評価報告書』を公表し、同時に 2011（平成 23）年度から毎年『三重短期大学年報』を取りまとめて、年度ごとの状況について本学ホームページ上で公表している。さらに 2017（平成 29）年度には大学基準協会による認証評価を受け、本学が短期大学評価基準を満たしていると認定された。

以上のように本学では定期的に自己点検・評価を行うとともに、外部組織による評価を受けている。今後も積極的に自己点検に取り組み、大学を取り巻く社会状況などを踏まえながら、さらなる本学の発展の検討に活かしていきたい。

## 第1章 理念・目的

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：短期大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学科・専攻科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学科・専攻科の人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容 評価の視点2：短期大学の理念・目的と学科・専攻科の目的の連関性
---

#### < 1 > 短期大学全体

三重短期大学（以下、「本学」という）は、戦災を被った津市が「市の復興はまず学校から」という方針のもと、文教都市の建設を目指す中で、勤労学生や女性に高等教育の場を提供するために1952（昭和27）年4月に開学された（根拠資料1-1-1、p.55）。設立当初の本学の目的および使命は、学則の第1条において「本学は教育基本法に則って広く教養を与えると共に深く専門の学術技能を教授研究し、有為の人材を育成するを以て目的とし文化の進展に寄与することを以て使命とする」と定められた（根拠資料1-1-1、p.91）。その後、2006（平成18）年の市町村合併によって新津市が誕生した際に、本学の学則も改めて制定された。その学則の第1条においては、本学の目的を「教育基本法に則り、広く教養を与えるとともに深く専門の学術技能を教授研究し、有為の人材を育成して文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている（根拠資料1-1-2）。

また、2008（平成20）年3月には、これまで公表してきた大学の理念をもとに、本学が達成しようとする基本的な成果を「三重短期大学の理念」として整理した。その中では、真理の探究（知の創造・継承・発展）と、それに基づく教育による優れた人材の育成を教育研究の理念として掲げるとともに、地域における知の拠点として、広く市民と連携し、協働することを通じて、地域の文化の向上及び豊かな地域社会の実現に寄与することを目指している。

表1-1-1 三重短期大学の理念（根拠資料1-1-3）

<p>1. 教育研究の理念</p> <p>①真理の探究（知の創造・継承・発展）</p> <p>教育・研究活動を通じて、人類普遍の真理と真実を追究し、世界の平和と人類の福祉の向上、文化の批判的継承と創造に貢献する。</p> <p>②優れた人材の育成</p> <p>広い分野の総合的な知識と深い専門的学術を教授研究し、豊かな人間性と高い知性を備え、論理的で自主的な判断能力に加え、応用力や実践力に富む有為な人材を育成する。</p> <p>高い公共性・論理性を備え、民主的で文化的な社会の形成に主体的に参画する市民を育成する。</p> <p>2. 地域貢献の理念</p> <p>津市の設置する公立短期大学として、地域の諸問題や社会の要請に対応した特色あ</p>
---

る研究の推進を図り、その成果を積極的に地域に還元するとともに、高等教育に対する地域のニーズに的確に応え、生涯学習の振興に寄与することを通じて、地域社会に貢献する。

### 3. 大学運営の理念

真理の探究と知の創造にかかわる、自律性と自発性に基づく教育研究活動を尊重し、促進する。

大学の自治とは、大学がいかなる利害からも自由に知の創造と発展を行うことを通じて広く人類社会に貢献することができるよう、国民から特に付託されたものであることを常に自覚し、教育研究及び管理運営に関して、主体的に点検と評価を進めるとともに、他者からの批判的評価を積極的に求め、その付託に伴う責務を自立的に果たすべく努める。

#### < 2 > 法経科

法経科第1部では、本学の目的・理念を踏まえ、「法律・政治・経済・経営など社会科学の基幹分野に関する基本的な知識の修得の上に、最新の学問的到達について一定の理解」をもち、「机上の学問にとどまらず、修得した学識を職業生活上の実践的課題に適用することのできる人材」の育成を目指している（根拠資料1-1-3）。また、このような教育を通して、「社会に対する学問的見識と文化や自然についての幅広い教養を基礎として、広い視野と寛容さを身につけ、地域社会に貢献しうる見識ある職業人・市民」を育成し、社会に送り出すことを目的としている（根拠資料1-1-3）。

法経科第2部では、本学の目的・理念を踏まえ、高校を卒業したばかりの学生から、生涯教育として入学している幅広い年齢層の学生が持つ「学ぶことで自らの人生をより豊かなものにしたい」という願いを支援し、「社会科学についての基本的な素養を身につけた市民の育成」をめざしている（根拠資料1-1-3）。また、このような教育を通して、「社会のみならず文化や自然についての幅広い教養の上に、広い視野と寛容さを身につけた、地域社会に貢献しうる見識ある市民」を育成し、社会に送り出すことを目的としている（根拠資料1-1-3）。

#### < 3 > 生活科学科

生活科学科では、本学の目的・理念を踏まえ、専攻・コース別に教育目標を定めている。

生活科学科食物栄養学専攻では、「食を通じた豊かな人間形成と、食に関する知識と技能を融和させて実践することができる専門性の高い教育」を行い、「科学的根拠に基づいた多面的・総合的な理解や対処ができる栄養士や栄養教諭などの食のスペシャリスト」を育成し、また、「個人の食や健康問題に対応した栄養教育を実践できる能力を養い、地域社会の食や健康問題に貢献できる人材」を育成し、社会に送り出すことを目的としている（根拠資料1-1-3）。

生活科学科生活科学専攻生活福祉・心理コースでは、「社会福祉学や心理学を中心に「理論」と「実践」を学び、現場で生きる知識と技術を備えた人材」を育成し、「学生の持つ個性や能力を最大限に引き出し、豊かな人間関係を築くこと」ができ、また、「人々や地域が抱える様々な課題を広い視野で総合的に考察・分析した上で、地域における生活者の一員

として主体的に行動できる人材」を育成し、社会に送り出すことを目的としている（根拠 1-1-3）。

生活科学科生活科学専攻居住環境コースでは、本学の目的・理念を踏まえ、「住まいやまちの環境を快適にする力」、「環境問題を認識し、環境共生のために住まいとまちの持ち味を生かす力」、「住まい・まちと福祉をつなぐ力」、「住まいとまちをつくる専門的な力」をもつ人材を育成し、社会に送り出すことを目的としている（根拠資料 1-1-3）。

根拠資料 1-1-1 開学 50 周年記念誌

根拠資料 1-1-2 三重短期大学学則 第 1 条

根拠資料 1-1-3 本学 Web サイト 教育情報の公開 学科・専攻の教育目標

<https://www.tsu-cc.ac.jp/info/disclosure/disclosure-eduinfo/>

**点検・評価項目②：短期大学の理念・目的及び学科・専攻科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。**

評価の視点 1：学科・専攻科に設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点 2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による短期大学の理念・目的、学科・専攻科の目的等の周知及び公表

本学の設立目的は、「三重短期大学諸規程集」中の「学則」（根拠資料 1-2-1）及び『学生便覧』に記載されている（根拠資料 1-2-2、p. 3）。また『キャンパスガイド』においても、受験希望者に分かりやすいような表現で、本学の理念や目標を伝えるように努めている（根拠資料 1-2-3、p. 2）。『キャンパスガイド』は毎年 4,000 部を作成し、受験希望者だけでなく、高等学校や関係諸機関に配布するとともに、本学のホームページで公表することにより、広く社会に公表している。

教職員に対しては、主に「三重短期大学諸規程集」によって周知しているほか、学科会議や教授会において、高等教育機関としての短期大学の目的に沿うものであるかどうかを確認することを通して、本学についての理解を深めている。

学生に対しては、学則が記載された『学生便覧』を入学時に全学生に配布し、周知を図っている（根拠資料 1-2-2、p. 25）。同時に、入学時のガイダンスにおいて学科・専攻ごとにその教育目標を丁寧に説明することによって、学生の理解の深化を図っている。

さらに、本学は津市立であることから、本学の目的、教育目標などは、設置者はもちろん、市議会においても必要な理解を得られるように努めており、市民や地域社会に対しては Web サイトを活用して広報を行っている（根拠資料 1-2-4）。企業に対しても、本学が企業を訪問する際や、企業が求人のために来学された機会などを活用し、本学の理念や目的について説明を行うよう努めている。

法経科第 1 部及び第 2 部の教育目標については、本学のホームページで公表しているほ

か（根拠資料 1-2-4）、本学広報委員会が毎年作成する『キャンパスガイド』の各部を紹介するページにおいても、教育目標の概要を記述し、高等学校等に同冊子を配布している（根拠資料 1-2-3、pp. 4-9）。法経科では、過去受験生が多い高等学校を重点校に指定し（指定する高等学校は実績に応じて、学科会議及び専攻会議において毎年見直しを行っている）、それらの高等学校には法経科教員が直接訪問し、同冊子を直接進路指導担当教員に届けると同時に、学科の理念・目的を口頭で説明している。また、夏季に実施される法経科のオープンキャンパスでは、学科長が参加者に対してパワーポイント等を活用し、学科の概要を丁寧に説明することを心掛けている。同時に、学内に相談ブースを設けて、法経科教員が参加者からの個別の質問に直接答えるようにしている。さらに、入学後のオリエンテーションにおいても、法経科第 1 部では学科長及びコース主任から、法経科第 2 部では学科長から、学科やコースについて説明し、学生間の認識の共有を図っている。

生活科学科の教育目標については、本学のホームページで公表しているほか（根拠資料 1-2-4）、本学広報委員会が毎年作成する『キャンパスガイド』の各部を紹介するページにおいても、教育目標の概要を記述し、高等学校等に同冊子を配布している（根拠資料 1-2-3、pp. 10-15）。また、夏季に実施される生活科学科のオープンキャンパスは、専攻ごとに日を分けて開催しており、学科長が参加者に対してパワーポイント等を活用し、学科及び専攻の概要を丁寧に説明することを心掛けている。同時に、学内に相談ブースを設けて、生活科学科教員が参加者からの個別の質問に直接答えるようにしている。さらに、入学後のオリエンテーションにおいても、学科長及び専攻主任から、学科やコースについて説明し、学生間の認識の共有を図っている。

根拠資料 1-2-1 三重短期大学学則 第 1 条

根拠資料 1-2-2 『令和 2 年度学生便覧』

根拠資料 1-2-3 『2021 年度キャンパスガイド』

根拠資料 1-2-4 本学 Web サイト 教育情報の公開 理念・教育目標

<https://www.tsu-cc.ac.jp/info/disclosure/disclosure-eduinfo/>

**点検・評価項目③：短期大学の理念・目的、各学科・専攻科における目的等を実現していくため、短期大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。**

**評価の視点：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定**

本学ではこれまで複数回にわたり学科・コースの改編とカリキュラム改編を実施してきた。2007（平成 19）年度には大幅な学科改編を行い、法経科第 1 部に法律、経商の 2 コースを、生活科学科生活科学専攻に生活福祉・心理、居住環境の 2 コースを開設した。また、2015（平成 27）年度には教養科目を中心にカリキュラム改編を行い、2016（平成 28）年度には、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの体系的見直しを行った。

さらに 2017（平成 29）年度には、今後の志願者の安定的な獲得と、人材育成を通じた地域貢献の取り組み強化の検討を目的に、学生部長、図書館長、法経科長、生活科学科長、食物栄養学専攻主任からなる「三重短期大学将来構想検討WG」が設置された。同WGは 2017（平成 29）年 11 月から 12 月に、通信制を除く三重県内の全高校（県立・私立）78 校と特別支援学校 18 校すべての 2 年生及び進路指導担当教員、過去 5 年間に本学に求人があり、かつ内定を得た県内及び近隣県内企業 100 社、本学の各専攻及びキャリア支援にかかわる県内各種団体 18 団体、三重県高等学校職員組合を対象として、本学の将来構想に係るアンケート調査を実施し、同年度末までに結果をまとめ、本学ホームページで公表した（根拠資料 1－3－1）。同アンケートと並行して、WG では本学の今後の方向性について検討し、「短大の充実案」、「短大を併設した四大化案」、「全学四大化案」の 3 つの概案を作成し、それぞれの案が内包する課題について審議した。その結果、短期大学部を併設した四年制大学化という将来像を念頭に置きつつ、現行 2 学科を 3 学科とし、公立の短期大学として一層の充実をはかることとした。また、リカレント教育の充実のため、法経科第 2 部において長期履修学生制度を開設することとした。アンケート調査の結果と、WG の 3 つの概案の検討及び今後の本学の方向性については、『三重短期大学将来構想検討WG 協議内容中間報告』として 2018（平成 30）年 1 月に市長に報告した。

2018（平成 30）年 4 月には、前年度WG の検討結果を受け、改めて「平成 30 年度三重短期大学将来構想検討WG」が設置され、本学の将来構想（短大充実案）について検討を重ねた。新しい体制の開始は 2021（令和 3）年 4 月からとし、2019（平成 31）年 3 月教授会に同WG の検討結果が『平成 30 年度三重短期大学将来構想検討WG 報告書』として提出された。さらに 2019（令和元）年 4 月には、学生部長、法経科長、生活科学科長、生活科学専攻主任、食物栄養学専攻主任、教養委員長からなる「短大充実案具体化のためのWG」を設置し、2021（令和 3）年度からの新体制に向けてのカリキュラム改編及び各学科のディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの大幅な見直しの検討を行い、同検討案は『短大充実案具体化のためのWG 報告書』として、2019（令和元）年 12 月教授会に提出された。

本学は、2010（平成 22）年度には独立行政法人大学評価・学位授与機構による認証評価を、さらに 2017（平成 29）年度には大学基準協会による認証評価を受け、いずれにおいても本学が短期大学評価基準を満たしていることが認定されており、また毎年、外部評価委員会を開催して外部からの意見聴取に努めている。以上のように本学では、社会環境の変化や、高等教育機関、とりわけ短期大学をめぐる動向を絶えず注視しながら、定期的な自己点検・評価を行い、将来を見据えた検討を実施している。

根拠資料 1－3－1 Web サイト 2017 年度 本学将来構想に関するアンケート結果  
<https://www.tsu-cc.ac.jp/info/disclosure/futurevision/>

## （2）長所・特色

本学は、三重県下唯一の公立短期大学として創設され、知の創造と継承を理念として、社会の変化に的確に対応できる人材の育成に努めるべく、社会のニーズに即して組織など

の改編を行ってきた。また、地域に開かれた大学づくりを目指し、地域問題研究所による研究活動や、地域連携センターによる公開講座や出前講座の開講、施設の地域開放などを通して、常に時代や地域の要請に応じて自己改革を行ってきた。さらに、毎年、外部評価委員会を開催して外部からの意見聴取に努めているとともに、社会環境の変化や、高等教育機関の動向を絶えず注視しながら、定期的な自己点検・評価を行い、将来を見据えた検討を実施している。

2017（平成 29）年度に設置した「三重短期大学将来構想検討WG」では、今後の志願者の安定的な獲得と、人材育成を通じた地域貢献の取り組み強化を検討する一環として、三重県内の全高校（通信制を除く）及び特別支援学校の 2 年生及び進路指導担当教員、県内及び近隣県内企業、県内各種団体、県高等学校職員組合を対象に、本学の将来構想に係るアンケート調査を実施し、学生や企業等が求めるニーズを把握した。その結果を本学ホームページで公表するとともに、本学の今後の方向性を検討する際の参考としている。

本学は津市立であることから、本学の理念・目的、教育目標などは、設置者だけでなく、市議会においても理解を得られるように努めており、市民や地域社会に対しても Web サイトなどを活用して広報を行っている。

### （３）問題点

2017（平成 29）年度に受審した大学基準協会による「三重短期大学に対する認証評価結果」において、『学生便覧』における理念・目的に関する記述は、解説的に短く記載されているに過ぎず十分ではないとの指摘があった、また、理念・目的の適切性の検証については、定期的な自己点検評価において実施しているものの、それを検証する責任主体・組織、権限、手続が必ずしも明確ではないとの指摘があった。これらについて、改善を図る必要がある。また、本学の理念・目的をふまえて、各学科・専攻・コースの目的を設定しているが、これらの検証体制や方法等についても検討する必要がある。

### （４）全体のまとめ

本学では、短期大学の目的を定め、学則第 1 条に明示しているとともに、本学が達成しようとする基本的な成果を「三重短期大学の理念」として整理している。また、本学の目的・理念をふまえて、各学科・専攻・コースの目的を設定している。

本学の設立目的は、「学則」及び『学生便覧』に記載されているほか、『キャンパスガイド』においても、受験希望者に分かりやすいような表現で、本学の理念や教育目標を伝えるように努め、受験希望者や関係諸機関に配布するとともに、本学ホームページを通して、広く社会に公表している。教職員に対しては、主に「三重短期大学諸規程集」によって周知するほか、学科会議や教授会において、本学の目的や理念について確認し、理解を深めている。学生に対しては、『学生便覧』を入学時に全学生に配布し、周知するとともに、入学時のガイダンスにおいて説明することで、学生の理解の深化を図っている。さらに、本学は津市立であることから、設置者だけでなく、市議会においても理解を得られるように努め、企業に対しても、求人では来学された際などに本学の理念や目的について説明するよう努めている。

こうした本学の目的・理念を実現していくため、これまで複数回にわたり学科・コース

の改編とカリキュラム改編を実施してきた。近年では、将来構想に関するワーキングを立ち上げて、本学の今後の方向性の検討や、公立の短期大学として一層の充実をはかる具体策の検討などを行ってきた。このように、本学では、社会環境の変化や短期大学をめぐる動向を絶えず注視しながら、将来を見据えた検討を実施している。

以上のことから、短期大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切であるといえる。

## 第2章 内部質保証

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する短期大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学科・専攻科その他の組織との関係
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

本学では「大学運営の理念」として、「真理の探究と知の創造にかかわる、自律性と自発性に基づく教育研究活動を尊重し、促進する」とした上で、「教育研究及び管理運営に関して、主体的に点検と評価を進めるとともに、他者からの批判的評価を積極的に求め、その付託に伴う責任を自立的に果たすべく努める」とし、主体的な点検と評価及び外部からの評価を通して、内部質保証の推進に恒常的に取り組む姿勢を明らかにしている（根拠資料2-1-1）。

また学則第2条において、「本学は、教育研究水準の向上を図り、大学の設置目的及びその社会的使命を達成するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行うとともにその成果を公表する」と定めており、自ら点検と評価を行うことを通して、積極的に内部質の向上と改善に取り組む姿勢を明らかにしている（根拠資料2-1-2）。

本学における内部質保証推進のための全学的なPDCAサイクルを統括するのは、内部質保証推進委員会である。学則第51条の2では、「内部質保証推進委員会は、本学の内部質保証に関わる自己点検及び評価を行う」と定めている。また「内部質保証推進委員会規程」では、当該委員会の設置目的を「内部質保証を推進し、教育研究の水準の向上を図るため」としており、「全学的な内部質保証のPDCAサイクルを統括」するとしている（根拠資料2-1-3）。本学ではこの内部質保証推進委員会が主体となり、7年に一度認証評価を受審し、また原則その3年後に自己点検評価報告書を作成している。

「内部質保証推進のための学内組織図」（根拠資料2-1-4）が示すように、学長がその委員長をつとめる内部質保証推進委員会は、教育目標及び3つのポリシーの適切性について検討や見直しを行う各学科長、教育及び学生支援を統括する学生部長、研究、地域貢献及び広報を統括する図書館長兼地域連携センター長、施設、設備及び財務を統括する事務局長、研究及び地域貢献を統括する地域問題研究所長を構成員としており、全学的な諸活動を定期的に検証・評価する。改善が必要と判断される場合は、改善課題の報告を発展計画委員会に行い、同委員会での総合的検討を経て、原則月1回開催される教授会での審議となる。

学内各組織は毎年度活動の計画と目標をたてて実行し、年度末に総括を行って自己点

検・評価を行い、次年度に向けた改善策を検討するという個別のPDCAサイクルを確立しており、さらにその上位組織である内部質保証推進委員会が、各組織の諸活動について検証・改善指示を行うという全学的なPDCAサイクルにつながっている。「内部質保証推進委員会規程」第7条に定められているように、内部質保証推進委員会は自己点検・評価した結果を報告書に取りまとめ、発展計画委員会の審議と教授会の承認を経て公表している。

さらに自己点検・評価等の客観性、適切性を確保するために、外部評価委員会が設置されている。「外部評価委員会規程」では、同委員会は学外有識者による評価を行い、「その意見を自己点検・評価活動及び学内運営全般に反映させ、本学の教育研究水準の向上を図ることを目的とする」としている（根拠資料2-1-5）。外部評価委員会の任務は、「自己点検・評価等の評価に関する事項」であり、同委員会は「本学の学内運営全般に係る助言を行う」ことができる。本学では毎年外部評価委員会を開催し、内部質保証に係る自己点検・評価活動及び学内運営全般に係る事項の検証を受けている。

根拠資料2-1-1 三重短期大学の理念

根拠資料2-1-2 三重短期大学学則

根拠資料2-1-3 内部質保証推進委員会規程

根拠資料2-1-4 内部質保証推進のための学内組織図

根拠資料2-1-5 外部評価委員会規程

**点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。**

評価の視点1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

本学では内部質保証推進委員会が、内部質保証を推進する全学的な組織として責任を負っている。内部質保証推進委員会は、学長、学生部長、図書館長、法経科長、生活科学科長、地域連携センター長、地域問題研究所長、内部質保証推進委員会主査、FD・SDワーキンググループ長、事務局長並びに学長の推薦に基づき教授会が承認した教職員若干名から構成され（「内部質保証推進委員会規程」第2条）、学長が委員長をつとめている（第3条）。さらに、内部質保証推進委員会には、内部質保証推進小委員会が設置されており、内部質保証推進委員会から指示された事項について実務的な作業にあたっている（根拠資料2-2-1）。

内部質保証推進委員会のメンバーである学生部長は、学務委員会やキャリア支援委員会等の委員長をつとめ、本学の教育及び学生支援を統括し、図書館長兼地域連携センター長は広報委員会等の委員長をつとめ、研究、地域貢献及び広報を統括し、事務局長は施設、設備及び財務を統括し、地域問題研究所長は研究及び地域貢献を統括する立場にある。また学科長は、教育目標や3つのポリシーの適切性について検討を行う場でもある学科会議を統括し、内部質保証推進委員会主査は、内部質保証推進小委員会の主査を兼務し、内部質保証推進委員会委員長を補佐している。FD・SDワーキンググループ長は、FD・S

D活動推進委員長を補佐し、FD・SD活動推進委員会から指示された事項についての実務的な業務を統括している。

根拠資料 2-2-1 内部質保証推進委員会規程

**点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。**

評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点 2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学科・専攻科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

評価の視点 3：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点 4：点検・評価における客観性、妥当性の確保

学位授与方針や教育課程の編成・実施方針、及び学生の受け入れ方針の策定とその適切性についての議論は、原則月 1 回開催される各学科会議及び各コース会議が基本となっている。これと並行して、カリキュラムの編成や開講形態については学務委員会で、各授業の内容や評価方法の適切性及び目標の達成度などについてはFD・SD活動推進委員会で、また教養科目の編成や実施方針の適切性については、教養教育委員会で定期的に検証を行っている。このような会議・委員会での議論を経た上で、改善が必要と判断される場合には、発展計画委員会での総合的検討を経て、原則月 1 回開催される教授会での審議となる。

また内部質保証推進委員会は、毎年度末に「卒業生満足度調査」を実施し、本学における教育研究活動の質の向上につとめている。これに加えて内部質保証推進委員会は、FD・SD活動推進委員会と連携し、教育面での内部質保証を図っている。FD・SD活動推進委員会は毎年度、非常勤講師担当科目も含めたすべての担当科目を対象に「学生による授業評価アンケート」を実施している。その結果は速やかに各担当教員にフィードバックされ、各教員は授業改善策を講じてFD・SD活動推進委員会に報告し、その改善策も含めてすべての結果は『FD・SD活動報告書』にまとめられる（根拠資料 2-3-1）。

さらに本学ではFD活動の一環として、2010（平成 22）年度から毎年度、公開授業を実施している。専任教員の講義を 2 週間にわたって公開授業とし、教員はお互いの講義を参観してコメントを作成し、FD・SD活動推進委員会に提出する。その後FD活動交流集会を開き、提出されたコメントをもとに、各教員が参観した講義内容についての率直な意見交換を行い、より効果的な授業方法を模索して教員相互の研鑽を図っている。2019（令和元）年度からは、グループワーク形式での交流を図り、より積極的な意見交換に繋げている。さらに、学長と学生の座談会が毎年度開催され、公募によって出席希望学生を募り、本学のFD・SD活動全般についての意見や要望を広く聞き取っている。出された意見や要望については、掲示して学生に公開すると同時に、FD・SD活動推進委員会から教授会に報告され、必要に応じて各委員会や学科にフィードバックされて改善に繋げている。

本学は 2017（平成 29）年度に大学基準協会による認証評価を受け、短期大学評価基準に適合していると認定された（根拠資料 2-3-2）。認定期間は 2018（平成 30）年 4 月 1 日から 2025（令和 7）年 3 月 31 日までの 7 年間である。2017（平成 29）年度受審の認証評価結果では、「努力課題」が 3 点指摘された。「法経科第 1 部及び生活科学科における現行の逆 C A P 制導入の問題点と、法経科第 2 部における単位の実質化への改善」、「施設の老朽化」、「法令改正に適切に対応するための組織体制の整備を含めた改善」の 3 点である。内部質保証推進委員会では、2021（令和 3）年 7 月の改善報告書提出に向けて、上記 3 点に関する報告書作成スケジュールについて審議を行っている。一つめの指摘についてはすでに学内で改善策を検討し、令和 3 年度から、法経科第 2 部も含めた全学で「C A P 制」を導入し、単位の実質化を図ることを 2020（令和 2）年 5 月 21 日の教授会で決定した。「施設の老朽化」と「組織体制の整備を含めた改善」については、事務局長を中心に大学総務課で改善策を検討中である。内部質保証推進委員会で今後検討を重ね、来年 7 月の大学基準協会への改善報告書提出に向けて準備を整える。

学内での自己点検・評価における客観性、妥当性の確保のために、本学では外部評価委員会を設置して毎年度開催している。外部評価委員会規程第 1 条では、同委員会の設置目的を「自己点検・評価等の客観性・適切性を確保するために学外有識者による評価を行い」、「本学の教育研究水準の向上を図ることを目的とする」と定めている（根拠資料 2-3-3）。同委員会は、本学の自己点検・評価等の評価に関する事項を検証し、さらに本学の運営全般に係る助言を行うことが任務とされている。

外部評価委員会による検証結果については、学長が教授会で報告し、可能な点については実現や改善に努めている。例えば、2016（平成 28）年度には「大学ホームページの充実が必要」という意見を受け、専攻やコース独自のページを解説し、さらに 2018（平成 30）年度には本学ホームページを全面的に刷新した（根拠資料 2-3-4）。また 2019（令和元）年度には、2021（令和 3）年度から法経科第 2 部で導入される長期履修学生制度の広報対策について、「公民館に案内パンフレットを置いてはどうか」との意見を受け、法経科で具体的な実施に向けて検討をすることになった。

根拠資料 2-3-1 F D・S D 活動報告書

根拠資料 2-3-2 三重短期大学に対する認証評価結果

根拠資料 2-3-3 外部評価委員会規程

根拠資料 2-3-4 本学 Web サイト 三重短期大学 <https://www.tsu-cc.ac.jp/>

**点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。**

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点 3：公表する情報の適切な更新

本学教員の教育研究活動については、内部質保証推進委員会が 2011（平成 23）年度から毎年、「研究活動（研究課題、研究活動実績）」、「教育活動実績（課外活動指導、学内教育活動、教育上の工夫）」および「学会等社会における主な活動（所属学会、社会活動実績）」の 3 項目について、教員に報告書の提出を求め、「三重短期大学教員研究・教育実績」として『三重短期大学年報』の中にとりまとめ、本学ホームページで公表している（根拠資料 2-4-1）。また、法経科教員が所属する三重短期大学法経学会発行の『三重法経』および、生活科学科教員が所属する三重短期大学生活科学研究会発行の『紀要』において、それぞれの学科に所属する教員の年間の研究活動報告を記載している。『三重法経』および『紀要』は、全国の大学の付属図書館や関係諸機関などに送付するほか、毎年本学学生全員に配布しており、教員の教育研究活動について広く公表している。

また本学では、内部質保証推進委員会が主体となり、7年に一度の認証評価を受け、さらに原則その3年後に『自己点検・評価報告書』を作成している（根拠資料 2-4-2）。認証評価については、2010（平成 22）年度に独立行政法人大学評価・学位授与機構による認証評価を、さらに 2017（平成 29）年度には公益財団法人大学基準協会による認証評価を受け、いずれにおいても「適格」と認定された。認証評価結果は本学ホームページで公表している。また認証評価後 3 年～4 年の中間時点において、内部質保証推進委員会が『自己点検・評価報告書』を作成し、本学ホームページで公表している。同時に、内部質保証推進委員会は、2011（平成 23）年度から毎年『三重短期大学年報』をとりまとめ、年度毎の状況についてホームページ上で公表している。また、ホームページ上では「教育情報」を併せて掲載し、2016（平成 28）年度からは大学ポートレートにも掲載している。

さらに本学地域連携センターでは、毎年度末に本学の地域連携事業を総括し、「生涯学習機会の提供」、「高等学校等との連携」、「産学官連携の推進」、「市政との連携」、「地域の大学との連携」、「学生による地域連携」などについて『地域連携センター年報』としてとりまとめ、ホームページで公表している（根拠資料 2-4-3）。加えて、生涯学習機会の提供を目的として、地域連携センターでは毎年『みえたんの種 三重短期大学シーズ集』を発行している（根拠資料 2-4-4）。この中では本学教員が担当可能な出前講座の紹介に加え、本学教員の「研究テーマ」や「最近の研究業績」、「最近の社会的活動」などを紹介し、教員の教育研究活動について地域住民にも広く公表している。

財務の状況については、本学は津市を設置者とする公立短期大学であることから、毎年度の予算については毎年度、津市一般会計の歳入歳出予算として、津市議会における審議・議決を経て確定した後、地方自治法等関係法令に基づき市民に公表をしている。

公表にあたっては「財務に関する情報」として『三重短期大学年報』に掲載し、本学ホームページ上で公表している。

これらの情報公開については、津市情報公開条例（平成 18 年 1 月 1 日条例第 22 号）に基づいて開示請求に応じている（根拠資料 2-4-5）。

根拠資料 2-4-1 三重短期大学年報

根拠資料 2-4-2 自己点検・評価報告書

根拠資料 2-4-3 地域連携センター年報

根拠資料 2-4-4 みえたんの種 三重短期大学シーズ集

根拠資料 2-4-5 津市情報公開条例

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：全学的な P D C A サイクルの適切性、有効性

評価の視点 2：適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

学内の各委員会は、毎年度初めに「今年度の目標・方針」、「年間計画」、「会議開催予定」を記載した当該年度の「目標と計画」を作成し、また毎年度末には「今年度の目標・方針の達成状況」、「来年度に向けての課題等」を記載した当該年度の「総括」を作成し、いずれも内部質保証推進委員会の委員長である学長に提出している。「目標と計画」及び「総括」は最終的に教授会で審議され、学内各組織の P D C A サイクルの適切性、有効性が検証される。さらにまた、各組織の諸活動について検証・改善指示を行う内部質保証推進委員会、総合的検討を行う発展計画委員会も、各委員会と同様に毎年度「目標と計画」及び「総括」を提出することになっており、全学的な P D C A サイクル検証組織の適切性、有効性についても検証が行われている。

本学は 2017（平成 29）年度に大学基準協会による認証評価を受け、短期大学評価基準に適合していると認定された。大学基準協会から本学に送付された認証評価結果に関する「各基準の概評及び提言」の中の「内部質保証」の「概評」で、「教育、研究、地域貢献の各領域における責任職（学長の補佐職）があいまいであることから、これをより明確にし、学長によるリーダーシップの発揮を支える体制を構築することが望まれる」とされ、さらに、「研究・地域貢献・大学運営における質保証システムは、教育面ほど機能していないように見受けられることから、今後これらの面においても体制・手続きの整備に取り組むことが期待される」との提言を受けた（根拠資料 2-5-1）。これを受けて、本学の内部質保証推進体制を整備することとした。学生部長は本学における教育の領域を、図書館長兼地域連携センター長は本学における研究及び地域貢献の領域を統括すること等を明確にした「内部質保証推進のための学内組織図」（根拠資料 2-5-2）を作成し、またこれまで主に自己点検と認証評価に係る業務を統括していた評価委員会を、全学的な内部質保証の P D C A サイクルを統括し、内部質保証を推進し、本学の教育研究の水準を向上させる内部質保証推進委員会に改めた（根拠資料 2-5-3）。

根拠資料 2-5-1 三重短期大学に対する認証評価結果

根拠資料 2-5-2 内部質保証推進のための学内組織図

根拠資料 2-5-3 内部質保証推進委員会規程

## (2) 長所・特色

内部質保証推進委員会は、FD・SD活動推進委員会と連携し、教育面での内部質保証を図っている。毎年度、全科目を対象にした「学生による授業評価アンケート」や、専任教員の講義を参観する公開授業、教員同士が意見交換を行うFD活動交流集会、学長と学生による座談会、非常勤講師を交えての懇談会など、様々な取り組みを実施している。これらの結果は、必要に応じて各教員や各委員会、各学科にフィードバックされて改善に繋がっていると同時に、年度末にFD・SD活動報告書としてまとめられている。

## (3) 問題点

本学では、「大学運営の理念」の中で、内部質保証の推進に恒常的に取り組む姿勢を明らかにし、内部質保証の推進に責任を負う内部質保証推進委員会を設置するとともに、各組織の責任・役割を明確にするなど、内部質保証のための体制を整備してきている。しかし、これらの内容は個別に示されているのみであり、今後、内部質保証のための全学的な方針及び手続として集約し、明示する必要がある。

2017（平成29）年度に受審した大学基準協会による認証評価結果において、研究・地域貢献・大学運営における質保証システムは、教育面ほど機能していないように見受けられるとの指摘があった。今後、研究・地域貢献・大学運営の各部門において、PDCAサイクルを機能させる具体的な取り組みの検討が必要である。

これまで、学内各組織は毎年度活動の計画と目標をたてて実行し、年度末に総括を行い、次年度に向けた改善策を検討するという個別のPDCAサイクルを確立してきたが、全学的な視点から検証を行い、各組織にフィードバックして改善につなげていくマネジメントが必ずしも十分とは言えなかった。そのため、2020（令和2）年度に、主に定期的な自己点検と認証評価に係る業務を統括していた評価委員会を内部質保証推進委員会に改め、全学的な内部質保証のPDCAサイクルを統括し、積極的に内部質保証を推進する組織とした。しかし、現在は過渡期であり、今後、その有効性について検証を行い、必要に応じて改善を図っていく必要がある。

## (4) 全体のまとめ

本学では、「大学運営の理念」及び学則（第2条）の中で、主体的な点検と評価及び外部からの評価を通して、内部質保証の推進に恒常的に取り組む姿勢を明示している。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、学長を委員長とした内部質保証推進委員会を設置し、「内部質保証推進委員会規程」に基づき、全学的な内部質保証のPDCAサイクルを統括している。この内部質保証推進委員会は、教育目標及び3つのポリシーの適切性について検討や見直しを行う各学科長、教育及び学生支援を統括する学生部長、研究、地域貢献及び広報を統括する図書館長兼地域連携センター長、施設、設備及び財務を統括する事務局長、研究及び地域貢献を統括する地域問題研究所長を構成員としており、これら組織の関連や役割については、「内部質保証推進のための学内組織図」として可視化している。

学内各組織は、毎年度活動の計画と目標をたてて実行し、年度末に総括を行って自己点

検・評価を行い、次年度に向けた改善策を検討するという個別のP D C Aサイクルを確立しており、さらにその上位組織である内部質保証推進委員会が、各組織の諸活動について検証・改善指示を行うという全学的なP D C Aサイクルにつなげている。また、内部質保証推進委員会が主体となり、7年に一度認証評価を受審し、原則その3年後に自己点検評価報告書を作成し、本学ホームページで公表している。教育研究活動、財務、その他の諸活動についても、毎年「三重短期大学年報」にとりまとめ、本学ホームページで公表している。

さらに、自己点検・評価等の客観性、適切性を確保するために、外部評価委員会を設置し、毎年委員会を開催して、内部質保証に係る自己点検・評価活動及び学内運営全般に係る事項の検証を受けている。2017（平成29）年度に受審した大学基準協会による認証評価結果において「努力課題」が3点指摘されたが、内部質保証推進委員会では、2021（令和3）年7月の改善報告書提出に向けて改善策を検討するなど、点検・評価結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

以上のことから、本学における内部質保証は、短期大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切であるといえる。

### 第3章 教育研究組織

#### (1) 現状説明

点検・評価項目①：短期大学の理念・目的に照らして、学科・専攻科、その他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的と学科・専攻科、附置研究所、センター等の組織構成との適合性

評価の視点2：学問の動向、社会的要請、短期大学を取り巻く地域の環境等に配慮した組織編成

本学の目的は、学則第1条において、「教育基本法に則り、広く教養を与えるとともに深く専門の学術技能を教授研究し、有為の人材を育成して文化の進展に寄与することを目的とする」と定められている。また本学は「教育研究の理念」として、「真理の探究（知の創造・継承・発展）」と、「優れた人材の育成」を掲げている。

このような目的を踏まえ、法経科第1部、法経科第2部、生活科学科食物栄養学専攻、生活科学科生活科学専攻が設置され、学則第3条においてそれぞれの学科および専攻の目的が定められている（根拠資料3-1-1）。

法経科第1部は、「法律・政治・経済・経営など社会科学の基幹分野に関する専門的な知識」の修得と、「地域社会に貢献できる人材の育成」を目的に編成されている。法経科第1部では、社会科学の二つの柱である「法律・政策系」分野と「経済・経営系」分野に対応させて、「法律コース」と「経商コース」の二つのコースを設置し、セメスター制をとることで、2年間で4年制大学の法学部や経済学部匹敵する系統的な学習を可能にしている。また、法経科第2部は、「法律・政治・経済・経営など社会科学に関する幅広い教養」を身につけ、「自らの人生を豊かにするとともに、地域社会に貢献できる市民を育成すること」を目的にしている。法経科第2部では、夜間高等教育の場として幅広い知識の修得を目指し、コース制を採用せず、法律・政策系および経済・経営系の2分野を中心として、様々な分野に属する科目を学ぶことができる。

生活科学科は、「生活者の視点から生活環境の改善や健康、福祉に対する深い造詣をもち、地域社会に貢献できる人材」の育成を目的として設立され、食物栄養学専攻と生活科学専攻の二つの専攻が置かれている。食物栄養学専攻は、「食と健康に関する専門知識と技能を備え、地域社会の食や健康問題に貢献できる人材の育成」を目的とし、地域の食育の拠点を目指している。また生活科学専攻は、近年の社会的ニーズに応えるために、2007（平成19）年度より福祉と心理を融合させて地域ケアの担い手を育てる生活福祉・心理コースと、住環境の総合的な把握を目指す居住環境コースを設置し、「地域社会の人々が豊かで幸福な生活が営めるように、福祉学や心理学ならびに居住環境の観点から地域社会に貢献できる人材の育成」を目的としている。

また本学は「地域貢献の理念」として、「地域の諸問題や社会の要請に対応した特色ある研究の推進を図り、その成果を積極的に地域に還元」すること、「高等教育に対する地域のニーズに適確に応え、生涯学習の振興に寄与することを通じて、地域社会に貢献」する

ことを掲げている。この理念を実現するため、地域貢献を担う組織として、地域連携センターと地域問題研究所が設置されている。地域連携センターは、2008（平成20）年4月に設立され、「生涯学習機会の提供」のために公開講座や出前講座等を実施し、また「高等学校との連携」のために県内5校との高大連携協定を締結しており、「産学官連携の推進」のために地元企業と共催で「小論文・作品コンクール」を開催し、「地域の大学との連携」として三重大学生物資源学部と連携協定を締結し、「農林体験セミナー」を開講している。さらに「市政との連携」として、市政の諸課題について本学教員と職員が共に調査・研究を行う「政策研究・研修」を実施し、「学生による地域連携」として、地域連携サポーター制度の設置や津市消防団学生機能別消防団などの事業を展開している（根拠資料3-1-2、根拠資料3-1-3）。

津市消防団学生機能別消防団は、2013（平成25）年度に三重県下初となる学生機能別団として発足し、本学学生も同年度から参加している。学生機能別消防団員数の年次推移は表3-1-1のとおりである。その主な活動内容は、訓練礼式、防災啓発イベント、普通救命講習などへの参加が挙げられる。

表3-1-1 津市消防団学生機能別団の団員数 (人)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
1年生	20	22	15	30
2年生	22	18	22	15
合計	42	40	37	45

地域問題研究所は、1984（昭和59）年に設立された地域問題総合調査研究室を前身とし、全教員が所員として所属しており、行財政、産業、福祉、健康、教育、環境など地域に係わる様々な領域の問題の研究を行い、年3～4回発行の『地研年報』や毎年開催の「研究交流集会」等を通じて研究成果を地域に還元している。

特に本学教員による地域研究への取り組みは、講義内容の一層の充実につながっており、地域の短期大学で学ぶ本学の学生に対する教育にも活かされている（表3-1-2、根拠資料3-1-2、根拠資料3-1-4）。

表3-1-2 地域問題研究所における地域研究と講義との関係

担当講義	学科・専攻	研究成果	掲載誌
刑法	法経・法律	ヘイトスピーチ対策としての公共施設利用制限について	『地研年報』第22号、2017年
社会福祉発達史	生活・福祉心理	「大阪・水上生活者調査」（1935）と「東京・滝野川区健康調査」（1938）－貧困をみる眼・生活をみる	『地研年報』第22号、2017年

		眼一	
都市計画論	生活・居住環境	地方都市における持続可能な集約型都市構造（コンパクトシティ）の形成に向けて一津市を事例として検討を試みた考察一	『地研年報』第23号、2018年
地方財政論	法経・経商	租税分野におけるマイナンバー制度の問題点一みえライフイノベーション総合特区の事例を考慮して一	『地研年報』第24号、2019年
医療福祉論	生活・生活福祉	三重県内各市の「自立支援型」地域ケア会議の実施について一各市の「介護保険事業計画」の分析一	『地研年報』第24号、2019年

根拠資料 3-1-1 2019年度年報 三重短期大学の概況及び表1 設置学科・専攻等

根拠資料 3-1-2 2019年度年報 表21 公開講座の開設状況、

根拠資料 3-1-3 本学 Web サイト 地域連携センター

<https://www.tsu-cc.ac.jp/chiren/>

根拠資料 3-1-4 本学 Web サイト 地域問題研究所

<https://www.tsu-cc.ac.jp/chiken/>

**点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。  
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究組織の適切性の検証については、内部質保証推進委員会によって実施されている。内部質保証推進委員会は、毎年度末に刊行される『FD・SD活動報告書』（FD・SD活動推進委員会）、『地研年報』（地域問題研究所）、『地域連携センター年報』（地域連携センター）、「本年度の総括」（学内各種委員会）、「卒業生満足度調査」（内部質保証推進委員会実施）および同委員会が毎年刊行する『三重短期大学年報』を通して、内部質保証推

進のために自己点検・評価を実施し、さらに3～4年ごとに『自己点検評価報告書』を刊行して教育研究組織の適切性について検証を行っている。『三重短期大学年報』、『自己点検評価報告書』、『地研年報』、『地域連携センター年報』は、いずれも本学ホームページで公表している。対外的には、2010（平成22）年度には独立行政法人大学評価・学位授与機構による認証評価を受け、本学が短期大学評価基準を満たしていると認定された。さらに2017（平成29）年度には大学基準協会による認証評価を受け、本学が短期大学評価基準を満たしていると認定された。

社会的ニーズや学生の状況に応じて必要な組織構成の改編に際しては、自己点検評価を踏まえた、各学科からの提起と学務委員会での調整を経て、発展計画委員会・教授会の審議によって決定される。学科や専攻部門の変更については、さらに学長の上申を経て、津市の条例事項として設置者により変更が行われる。2015（平成27）年に行われた法経科第2部の改編では、法律・経商・行政分野の3分野区分を法律・政策分野と経済・経営分野の2分野区分とした。さらに2021（令和3）年度から、従来の法経科第1部・第2部、生活科学科に加えて、食物栄養学科を設置することが決定している。こうした学科・専攻・コース改編やカリキュラム改編を含む教育研究組織の改編においては、その都度、ワーキンググループを立ち上げて原案を作成し、両学科や学務委員会、発展計画委員会、教授会の審議を経て実施している。

両学科ともに、学科における意思決定は学科会議においてなされるが、学科会議の下部組織として、法経科においてはコース会議、生活科学科においては専攻会議と、生活科学専攻においてはコース会議が随時開催され、必要な事項について協議し、その結果を学科会議へもち上げるようにしている。この中には、教育研究組織のあり方に関する事項も含まれ、その適切性の検証が行われている。

また、教養教育科目については、「教養教育に関する自己点検評価及び改善をはじめとする教養教育の運営にあたる」目的で、教授会の下に教養教育委員会が設置されており、必要に応じて会議を開催している（根拠資料3-2-1、根拠資料3-2-2、根拠資料3-2-3、根拠資料3-2-4）。

以上のように本学においては、定期的に教育研究組織の検証を行うシステムが確立している。

根拠資料3-2-1 ワーキンググループ議事録

根拠資料3-2-2 学科会議議事録

根拠資料3-2-3 各種委員会議事録

根拠資料3-2-4 教授会議事録

## （2）長所・特色

地域貢献を担う組織である地域連携センター及び地域問題研究所については、「大学の理念」における「地域貢献の理念」と対応しており、理念・目的を実現させる上でふさわしいものである。学科・専攻の変更については、学長の上申を経て設置者である津市の条例事項として変更が行われており、コース再編やカリキュラム改編は、その都度、ワーキ

ンググループを立ち上げて原案を作成し、両学科や学務委員会、発展計画委員会、教授会の審議を経て実施している。これらの結果、地域に開かれた、各種の専門的な知識を地域社会に提供する公立短期大学として、積極的に社会に貢献する組織体制の強化が図られている。

### (3) 問題点

教育研究組織の適切性の検証における内部質保証推進委員会及びFD・SD活動推進委員会の権限や検証手続きが必ずしも明確ではない。

### (4) 全体のまとめ

本学では、本学の理念・目的、並びに教育研究上の目的等に照らして、法経科（法経科第1部、法経科第2部）及び生活科学科（食物栄養学専攻、生活科学専攻）の2学科を、津市を設置者とする公立短期大学としての「大学の理念」における「地域貢献の理念」と対応した附置研究所、全学運営組織を設置した。また、上述のように、教育研究組織の積極的な改編が進められ、地域社会のニーズに応えてきた。これらの結果から、本学の理念・目的を達成するための教育研究組織は概ね整備されている。前回の認証評価において指摘のあった法経科第1部及び第2部の学科の目的は定められた。

教育の内部質保証を推進する全学的組織体制強化については継続してその対応に当たる必要があるものの、短期大学基準に照らして良好な状態あり、理念・目的を実現する取り組みは概ね適切であるといえる。

## 第4章 教育課程・学習成果

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

#### < 1 > 短期大学全体

本学は、「知の創造と継承を理念として、真理の探究とそれに基づく教育により優れた人材を育成するとともに、地域における知の拠点として、広く市民と連携し、協働することを通じて、地域の文化の向上及び豊かな地域社会の実現に寄与する」(根拠資料4-1-1)という大学理念のもと、「教育基本法にのっとり、広く教養を与えるとともに深く専門の学術技能を教授研究し、有為の人材を育成して文化の進展に寄与すること」(根拠資料4-1-2 第1条)を目的としている。

さらに本学では、全学的教育目標として「広い分野の総合的な知識と深い専門的学術を教授研究し、豊かな人間性と高い知性を備え、論理的で自主的な判断能力に加え、応用力や実践力に富む有為な人材の育成」(根拠資料4-1-1)を掲げ、「創造性豊かな人間性と優れた専門性を備えた人材」、「実社会で活躍できる知的・人間的資質を備えた人材」、「地域社会を主体的に担う市民」、「国際社会に対する理解とコミュニケーション能力や情報社会に対応できる能力」という4つの能力や態度を身につけた者で、かつ所定の単位を修得した学生に対し、卒業を認定し、短期大学士の学位を授与するという大学全体の学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を定めている(根拠資料4-1-3)。

法経科第1部、法経科第2部、生活科学科食物栄養学専攻、生活科学科生活科学専攻それぞれが、この本学の理念・目的及び大学全体のディプロマ・ポリシーに基づいて教育目標を掲げ、学科・専攻ごとに定めた教育目標に達したものに学位を授与する方針(ディプロマ・ポリシー)を定めている(根拠資料4-1-4)。

全学の理念・教育目標、学則、3ポリシーは、大学執行部の発案を学長が招集する発展計画委員会で検討し、教授会での審議を経た上で学長が決定している。各学科・専攻の教育目標、3ポリシーは専攻主任・学科長の責任の下、専攻会議・学科会議で検討された後、教授会での審議を経た上で学長が決定している。

本学ではこれらのディプロマ・ポリシーを、本学の理念、目的、教育目標とともに「教育情報の公開」という形でホームページで広く公表している(根拠資料4-1-3、根拠資料4-1-4)。

#### < 2 > 法経科

法経科第1部では、「本学に2年以上在学し、法経科第1部所定の単位を修得した学生は、法律・政治・経済・経営など社会科学の基幹分野に関する基本的な知識の修得の上に、最新の学問的到達について一定の理解をもつという法経科第1部の教育目標に達したもの

と認定し、「短期大学士」(法経)の学位を授与する」を学位授与方針として示している(根拠資料4-1-4)。

そして、学生が卒業までに身につけるべき能力として、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を以下の通り定めている(根拠資料4-1-4)。

1. 法律・政治・経済・経営など社会科学の基幹分野に関する基本的な知識を修得し、最新の学問的到達についても一定の理解をもっている。
2. 現代社会の諸問題について、専門的知識に基づいて論理的に考え、自分の意見を的確に表現することができる。
3. 修得した学識を職業生活上の実践的課題に適用することができる。
4. 社会に対する学問的見識と文化や自然についての幅広い教養を基礎として、広い視野と寛容さを身につけている。
5. 地域が抱える諸問題に広く関心を持ち、市民として諸課題解決に向けて積極的に関与することで地域社会の発展に貢献できる。

法経科第2部では「本学に2年以上在学し、法経科第2部所定の単位を修得した学生は、社会科学についての基本的な素養を身につけた市民の育成をめざすという法経科第2部の教育目標に達したものと認定し、「短期大学士」(法経)の学位を授与している」を、学位授与方針として示している(根拠資料4-1-4)。

その上で、学生が卒業までに身につけるべき能力として、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を以下の通り定めている(根拠資料4-1-4)。

1. 社会科学について広く基礎的な素養を身につけている。
2. 現代社会の諸問題について、学修した知識に基づいて論理的に考え、自分の意見を的確に表現することができる。
3. 多様な目的意識を持つ幅広い年齢層の学生がともに学生生活を送ることを通じて、豊かな人間関係を構築できるコミュニケーション能力を身につけている。
4. 社会に対する学問的見識と文化や自然についての幅広い教養を基礎として、広い視野と寛容さを身につけている。
5. 地域が抱える諸問題に広く関心を持ち、市民として諸課題解決に向けて積極的に関与することで地域社会の発展に貢献できる。

### < 3 > 生活科学科

生活科学科では、食物栄養学専攻と生活科学専攻について、授与する学位ごとに学位授与方針を定め、公表している。

生活科学科食物栄養学専攻では、「将来、食のスペシャリストとして社会に貢献できる、豊かな教養と幅広い専門知識を身につけた「栄養士」の育成を目指します。所定の単位を修得し、以下の学習目標を達成した学生に「短期大学士」(食物栄養学)の学位を授与する」を、学位授与方針として示している(根拠資料4-1-4)。

そして、学生が卒業までに身につけるべき能力として、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を以下の通り定めている(根拠資料4-1-4)。

1. 栄養士として必要な食に関する幅広い専門知識と技能を有している。
2. 食と健康に関する様々な課題に対して、科学的根拠に基づいた多面的・総合的な理解及び判断ができる。
3. 豊かな教養、高い倫理観、優れたコミュニケーション力を備え、栄養士として適切な栄養管理・指導を实践できる。
4. 習得した専門知識と技能を基に、地域社会と連携して食と健康の分野で主体的に活躍できる能力を備えている。

生活科学科生活科学専攻では、「本学の教育理念や学科・専攻の教育目的に基づき、次のような能力を修得し、かつ所定の単位を取得した学生に「短期大学士」(生活科学)を授与する」を、学位授与方針として示している(根拠資料4-1-4)。

そして、学生が卒業までに身につけるべき能力として、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を以下の通り定めている(根拠資料4-1-4)。

1. 「いのち」と「くらし」に関わるニーズが多様化する社会にあって、それらについての基礎的な教養を身につけている。
2. 生活福祉・心理コースにあっては、福祉学と心理学を融合した視点に立って、社会や人間に関わる課題に取り組む能力を身につけている。
3. 居住環境コースにあっては、住生活や環境という視点に立って、住環境に関わる課題に取り組む能力を身につけている。
4. 高い公共性と倫理性を備え、地域や社会に主体的、積極的に貢献していこうとする態度が身につけている。

- 根拠資料4-1-1 本学 Web サイト 三重短期大学の理念・教育目標  
<https://www.tsu-cc.ac.jp/info/disclosure/disclosure-eduinfo/>
- 根拠資料4-1-2 三重短期大学学則
- 根拠資料4-1-3 本学 Web サイト 短大全体の3ポリシー  
<https://www.tsu-cc.ac.jp/info/threepolicy/>
- 根拠資料4-1-4 本学 Web サイト 情報公開 教育情報の公開 ディプロマ・ポリシー  
<https://www.tsu-cc.ac.jp/files/dp.pdf>

**点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。**

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

< 1 > 短期大学全体

本学では、大学全体のディプロマ・ポリシーを達成するために、次のような観点に立ってカリキュラムを構成することを大学全体のカリキュラム・ポリシーとして定めている(根拠資料4-2-1)。

1. 文化・社会・人間・自然に関する人類の知的遺産を学び理解するとともに、基本的な知的思考能力を育成するために、幅広く教養科目を開講しています。
2. 総合的に考える能力、科学的な思考法、適切な自己表現能力、自主的な課題発見・解決能力など応用力や実践力を育成するために、講義科目のほかに実習・実験科目を開講し、とりわけ演習科目を重視した教育を行っています。
3. 高い公共性・倫理性を備え、民主的で文化的な社会の形成に主体的に参画する市民を育成するために、キャリア形成セミナーや自治体行政特論などの科目を開講しています。
4. グローバルな視野と国際感覚を身につけるとともに、コミュニケーション能力や情報社会に対応できるICT (Information & Communication Technology) 活用能力を育成するために、外国語科目と情報処理関係の科目を開講しています。

このカリキュラム・ポリシーも、「三重短期大学全体としての3つのポリシー」という形でホームページで広く公表されている(根拠資料4-2-1)。

本学の授業科目は、カリキュラム・ポリシーに沿って、基礎科目、共通科目、専修科目、及び社会福祉士発展科目(生活科学科生活科学専攻のみ)で構成され、さらにそれぞれの授業科目が、必修科目、選択必修科目及び選択科目に分けられている(根拠資料4-2-2、根拠資料4-2-3)。授業科目の開設状況と、各授業の概要と授業計画、成績評価などについては、『シラバス』に明示されている。

卒業必要単位は法経科第1部で66単位、法経科第2部・生活科学科で64単位であるが(根拠資料4-2-4 第10条)、基礎科目・共通科目・専修科目の必要単位数はバランスがとれており、体系的な科目配置を実現している(根拠資料4-2-2 pp. 9~10、根拠資料4-2-3 pp. 8~9)。

本学では「語学基礎」と「共通科目」がいわゆる教養科目に該当する。「語学基礎」は、基礎的な語学能力とコミュニケーション能力を向上させ、異文化に対する理解を深めることを目指しており、卒業必修科目(2単位)として配置されている。「共通科目」は、環境・情報・生命・身体などの自然科学系分野から、教育・人権・ジェンダーといった社会科学系分野、歴史・文学といった人文系分野、さらにはグローバルな視野と国際感覚を身につけるとともにコミュニケーション能力を伸ばすための外国語科目、ICTの活用能力を育成するための情報処理実習科目などから構成され、広範な学問に触れることを目指している。

また地域や人生設計について考えるリレー式講義も用意されており、学生が様々な学術分野に接し、知識の裾野を広げ、地域の諸問題に触れ、様々な角度から総合的・創造的・科学的に考える力や自主的な課題発見・解決能力を培えるようにしている。このように「共通科目」ではカリキュラム・ポリシーに沿った科目を配置し、所属学科・専攻にかかわらず受講できる仕組みの中で、「語学基礎」と合わせ計14単位を修得することと定めている(根拠資料4-2-2 p. 8、根拠資料4-2-3 p. 7)。

## < 2 > 法経科

法経科第1部の教育目標は、「法律・政治・経済・経営など社会科学の基幹分野に関する基本的な知識の修得の上に、最新の学問的到達について一定の理解をもった人材」、「机上の学問にとどまらず、修得した学識を職業生活上の実践的課題に適用することのできる人材」の育成であり、もって「社会に対する学問的見識と文化や自然についての幅広い教養を基礎として、広い視野と寛容さを身につけ、地域社会に貢献しうる見識ある職業人・市民」を育成することである。法経科では2015（平成27）年に第1部法律コース及び経商コース、第2部のそれぞれについてカリキュラム・ポリシーを策定し、教育目標と教育課程の編成・実施方針の関係を明示した（根拠資料4-2-5）。

法経科第1部のカリキュラム・ポリシーでは、開設されている専修科目を基礎・基本的な科目及びリテラシー科目と応用・発展的な科目に区分し、法律・政治・経済・経営を体系的に学ぶことを目指す学生に対し、学問の階層性、科目相互の関連性を明確にしている。学生は1年次に基礎・基本的な科目及びリテラシー科目を中心に履修し、2年次に応用・発展的な科目を中心に履修することで、「基幹分野に関する基本的な知識の修得の上に、最新の学問的到達について一定の理解をもった人材」を育成する方針を明示している。また、2年次には演習（卒業必修）に参加し、指導教員の下、関心のあるテーマを掘り下げ、仲間とのディスカッションを通じて、「職業生活上の実践的課題に適用しうる人材」を育成する方針である。

さらに、共通科目を通じて一般教養を広く身につけることで、「社会に対する学問的見識と文化や自然についての幅広い教養を基礎として、広い視野と寛容さを身につけ、地域社会に貢献しうる見識ある職業人・市民」の育成を目指す方針である。こうした教育方針は、入門講義や履修指導を通じて学生に徹底されている。

法経科第2部では専修科目として、法律・政策分野の基礎的科目と経済・経営分野の基礎的科目を広く開設している。在学期間を通じて両分野の基礎をバランス良く選択履修することを目的とし、第1部のような基礎・基本から応用・発展へという積み上げ式の学修を目指していないため、1年次に入門科目は設けていない。しかし、2年次には社会科学演習（卒業必修）に参加し、指導教員の下、関心のあるテーマを掘り下げ、仲間とディスカッションすることで、「社会科学についての基本的な素養を身につけた市民」を育成する方針である。また、生涯学習を目的に入学する学生のなかには、あらかじめ明確な勉学上の課題を持っている者が少なくない。第2部は、学生の興味関心に応じて比較的自由に履修計画が立てられるようになっているため、「学ぶことで自らの人生をより豊かなものにしたい」という願いをもつ学生を支援する仕組みとしても適格的である。最後に、第1部と同様、共通科目を通じて一般教養を広く身につけることで、「社会に対する学問的見識と文化や自然についての幅広い教養を基礎として、広い視野と寛容さを身につけ、地域社会に貢献しうる見識ある職業人・市民」を育成する方針である。こうした方針は、1年次はクラス担任、2年次は演習での指導教員による指導を通じて学生に徹底されている。

## < 3 > 生活科学科

生活科学科では、授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポ

リシー)を定め、以下の通り示している(根拠資料4-2-5)。

食物栄養学専攻では、「将来、食のスペシャリストとして社会に貢献できる、豊かな教養と幅広い専門知識を身につけた「栄養士」の育成を目指し、所定の単位を修得し、学習目標を達成した学生に「短期大学士」(食物栄養学)の学位を授与する」を、学位授与方針として示している(根拠資料4-2-6)。

授与する学位に対する、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)は、食に関する専門知識と技能を融和させて実践できる能力を有し、豊かな人間性と高い倫理観で適切な栄養管理・指導ができる人材の育成を目指す。そのため、本専攻では、「基礎科目」として「語学基礎」と生活科学科共通の「専修基礎」、全学共通の一般教養科目である「共通科目」、および「専修科目」を設置している。

「専修科目」は、生活科学科共通の自然科学・社会科学分野の基礎科目である「生活基礎」、必修科目、栄養士免許必修科目(栄養士免許を取得するために必要な科目)、および選択科目で構成されている。栄養士免許に関わる科目(必修科目、栄養士免許必修科目)は、「栄養士法施行規則」に定められた教育内容・単位数に準拠して編成し、加えて食による一次予防の重要性に鑑み、健康増進や疾病予防に必要な教科の充実を図っている。また、食の専門家として必須な技術を身につけるため、さらに講義で習得した知識をもとに食と健康に関する多様な課題に対してより主体的に考え解決しようとする姿勢を身につけるため、実習、実験、演習を多く取り入れたカリキュラムを編成している。選択科目は、2年次に「管理栄養特殊講義」と「特別演習」を開講し、より高度な専門知識や科学的論理的思考力、地域社会で活躍できる実践力・指導力などの習得を目指す。

生活科学専攻では、「本学の教育理念や学科・専攻の教育目的に基づき、次のような能力を修得し、かつ所定の単位を取得した学生に「短期大学士」(生活科学)を授与する。」を、学位授与方針として示している(根拠資料4-2-6)。

授与する学位に対する、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)は、社会福祉、心理、住生活、環境といった分野を柱として、「いのち」と「暮らし」に関わる学問を修得し、地域社会に貢献できる人材を育成することを目的としているが、そのために「生活福祉・心理コース」および「居住環境コース」を設置している。本専攻の学生は、全学共通の一般教養科目であるところの「共通科目」、生活科学科を構成する2専攻に共通する科目である「生活基礎」に加えて、社会福祉や心理に関わる専門科目としての「専修第一分野」、住生活や環境問題にかかわる専門科目としての「専修第二分野」に指定された科目を履修しなければならないが、「生活福祉・心理コース」に所属する学生は前者を、「居住環境コース」に属する学生は後者を主として履修することになる。

「生活福祉・心理コース」では、社会福祉や心理に関わる専門科目に加えて、福祉と心理をつなぐ役割を果たす科目として「福祉心理基礎演習」や「福祉心理演習」を設け、1年次後期から各自が関心のある分野の指導教員の下で学ぶことができる。また、社会福祉士を目指す学生のために、福祉の基幹的な科目に加えて、社会福祉士国家試験の指定科目(「社会福祉士発展科目」)を開講しており、必要な授業科目を履修した者は「社会福祉士基礎資格」を取得することができ、卒業後に指定施設での2年間の実務経験の上で、社会福祉士国家試験の受験資格を得ることができる。

「居住環境コース」では、インテリアから、住宅や建築、都市計画やまちづくり、環境

問題まで幅広い分野の専門科目に加えて、2年次から、より専門的かつ高度な専門性を修得できる科目として「居住環境特別演習」を設け、各自が関心のある分野の指導教員の下で学ぶことができる。また、建築士を目指す学生のために、1級建築士及び2級建築士資格取得に必要な建築士指定科目を開講しており、必要な授業科目を履修することによって、卒業時に1級及び2級建築士の受験資格を得ることができる。なお、1級建築士の資格取得には卒業後4年間の実務経験を経ることが必要である。

根拠資料4-2-1 本学 Web サイト 短大全体の3ポリシー

<https://www.tsu-cc.ac.jp/info/threepolicy/>

根拠資料4-2-2 『履修要項（シラバス）2020 法経科編』

根拠資料4-2-3 『履修要項（シラバス）2020 生活科学科編』

根拠資料4-2-4 三重短期大学学則

根拠資料4-2-5 本学 Web サイト 情報公開 教育情報の公開 カリキュラム・ポリシー <https://www.tsu-cc.ac.jp/files/cp.pdf>

根拠資料4-2-6 本学 Web サイト 情報公開 教育情報の公開 ディプロマ・ポリシー <https://www.tsu-cc.ac.jp/files/dp.pdf>

**点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、ふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。**

評価の視点1：各学科・専攻科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・短期大学士課程及び専攻科課程それぞれにふさわしい教育内容の設定（初年次教育・高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等）

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

#### < 1 > 短期大学全体

本学の授業科目の配置は、各学科・専攻共通して、基礎科目－共通科目－専修科目という構成を取っている。基礎科目は語学科目と各学科・専攻の入門講義にあたる専修基礎からなり、語学科目と共通科目を各学科専攻共通とすることで短大としての統一性を保ちながら、広い教養をもつ有為の人材を育成することをめざすカリキュラム構成になっている。

卒業必要単位は法経科第1部で66単位、法経科第2部・生活科学科で64単位である（根

拠資料4-3-1 第10条)。基礎科目・共通科目と専修科目の卒業必要単位の割合は法経科第1部では16:50、法経科第2部では14:50、生活科学科食物栄養学専攻及び生活科学専攻では16:48となっており、おおむね1:3である(法経科第2部は専修基礎科目がない分だけ基礎科目・共通科目の比率が低い)。教養科目を重視する一方、2年間という在籍期間で教育目標を達成するための知識や技能を修得させるためにバランスが取れており、体系的な科目配置を実現している(根拠資料4-3-2 p.8、根拠資料4-3-3 p.7)。

基礎科目は、「語学基礎」と各学科・専攻の入門講義にあたる「専修基礎」からなっており、「語学基礎」と「共通科目」を全学科・専攻で共通にすることで、短大としての統一性を保ちながら、広い教養をもつ有為の人材を育成することを目指すカリキュラム構成になっている。主として第1学年に基礎科目及び共通科目を、第2学年に専修科目を置き、社会福祉士発展科目は、各学年に適宜配分されている(根拠資料4-2-4 第8条)。

「語学基礎」と「共通科目」はいわゆる一般教養科目に該当する。「語学基礎」は、基礎的な語学能力の向上を目指しているが、異文化に対する広い関心を損なわないよう4つの外国語科目を用意し、いずれかの科目(2単位)を選択必修として履修しなければならない。英語については基礎的な文献を読解し、基礎的なコミュニケーション能力、自己表現能力の習得を目指している。一方、未修外国語である「語学基礎」、独語Ⅰ、仏語Ⅰ、中国語Ⅰについては基礎的な語学力(発音、発話、文法)の修得が目標となる。その語学力をさらに応用に結びつけるためには「共通科目」のⅡを履修するよう指導している。ⅠとⅡを学んで総合的な語学力が身に付くよう設定されている。

「共通科目」には人文科学系、自然科学系、社会科学系等の科目を配置し、専攻する分野に特化した知識だけを修得するのではなく、全学生が専門以外の分野でも知的好奇心をもって幅広い知識を身につけることで、複眼的に考える力を養うことを目的としている。また、人類の歴史や思想を考察し、生命や地球を俯瞰し、生きている人間の感情に寄りそい、社会のあり方や現象に踏み込むことを通じて、人類の知的遺産を学び理解するとともに、基本的な知的思考能力を育成することを担っている。「共通科目」は全て選択科目であり、学生の興味・関心や学修の目的に応じた履修が可能になっている。例えば、情報リテラシーを身に付けたい学生のために、基礎的なコンピュータ操作を習う情報処理実習Ⅰ・Ⅱが開講されている。さらに情報そのものを考え、さらに社会との関わりを追求する科目(情報と社会、情報と科学)も用意されている。

「共通科目」の地域史、自治体行政特論では、地域を成り立たせてきた歴史を知り、地域の抱える課題を学びながら、自分たちの暮らす地域への視野を養い、未来を志向する市民の育成を目指している。とりわけ、自治体行政特論は、津市の各部署から自治体職員を招いて行政の日々の活動や直面する課題を紹介してもらったり、津市議会へ傍聴に行ったりして津市の行政を現在進行形で学ぶことができ、最後は自治体経営について市長に講演をしていただくというように公立短大の特色を生かして津市役所と連携した講義内容となっている。

また、「共通科目」の一環として学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するキャリア教育の一環として、就職希望者を対象として、1年前期にキャリア形成セミナーを開講している。2019(令和元)年度は1年生を中心に266人がキャリア形成セミナーを受講した。この講義は毎週様々な分野の専門家を招くりレー方式を採用し、

各講師の体験談や人生観を披露していただいている。こうした話を聞くことで、学生一人一人には、人生をいかにとらえ、いかに生きていくのかについて考えさせ、自らの人生を選択していく力を身につけ、職業観、勤労観を獲得し、卒業後の進路選択に役立ててもらおうことを目指している。

最後に、県内高等教育機関が協力し諸事業を行う「高等教育コンソーシアムみえ」（根拠資料4-3-4）に本学も参加し、他の高等教育機関と協力しながら、地域課題に対して深く関心を持ち、主体的に活躍できる人材を育成するための科目を「共通科目」として開講している。食と観光実践、次世代産業実践、医療・健康・福祉実践がそれに該当する。これらの科目は集中講義で行われ、他大学の学生とともに、現場を視察・調査したり、学生同士でディスカッションしたりしながら、課題解決の提言を取り纏めていくアクティブラーニング科目である。総合的に考える能力、科学的な思考法、適切な自己表現能力、自主的な課題発見・解決能力などの応用力や実践力を育成することを目指している。

そして、上記3実践に加え、地域史、自治体行政特論、農林体験セミナー、キャリア形成セミナー、地域政策論、企業論、生涯学習論の科目群の中から3科目（6単位）を修得した学生で、かつ資格認定の申請をした者に対しては、「高等教育コンソーシアムみえ」から三重創生ファンタジスタ（ベーシック）資格が認定されている（根拠資料4-3-2 p.10、根拠資料4-3-3 p.9）

以上の「語学基礎」、「共通科目」、そして後述する「専修科目」の単位の設定については、学則第10条第5項において以下のように定められている（根拠資料4-3-1）。

1. 1時間の授業につき2時間の予習又は復習を必要とする講義によるものについては、15時間の授業の課程をもって1単位とする。
2. 2時間の授業につき1時間の予習又は復習を必要とする演習によるものについては、30時間の授業の課程をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては、教育効果を考慮して必要があるときは、1時間の授業につき2時間の予習又は復習を必要とする演習については、15時間の演習をもって1単位とすることができる。
3. 実験、実習、実技等は、45時間の授業の課程をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間から45時間の範囲内で定める時間の授業課程をもって1単位とする。

各学科・専攻及び教養教育委員会では、これに基づいて、具体的な授業科目の区分、必修・選択の別、単位数、配当年次等を設定し、学科・専攻ごとの開設講座表上で示している。

また、開設講座表は学生に配付する『シラバス』や本学HPにも掲載している（根拠資料4-3-2 pp.21~23、pp.143~147、根拠資料4-3-3 pp.31~33、pp.147~149、根拠資料4-3-4）。

「共通科目」と「語学基礎」の編成や実施方針の適切性については、教養教育委員会を定期的開催して検証を行っている。2019（令和元）年度には後述するワーキンググループに改革案の検討の一環として、開設科目全体について検討し、全学共通開講という特性を踏まえてカリキュラム改編案を作成した。これまで同様に多分野の科目を開講して履修の機会を担保しつつ、学生の興味関心の傾向を考慮して、科目の廃止、新設および科目名変更を行った。

各学科・専攻の「専修科目」が教育目標を達成しうる教育内容が提供できているかなどに関する検証は、原則月1回開催される両学科会議及び各コース・専攻会議が基本となる。これと並行して、カリキュラムの編成や開講形態については学生部長を委員長とする学務委員会で、各授業内容や評価方法の適切性及び目標の達成度などについては学長を委員長とするFD・SD活動推進委員会が決定した方針の下、FD・SDワーキンググループが実施するFD・SD活動による検証が行われている。また、その検証結果は毎年『FD・SD活動報告書』にまとめられ、公表されている（根拠資料4-2-6）。

以上のような各会議・委員会などでの議論と検証を経た上で、改善が必要と判断される場合には、各学科・専攻または教養教育委員会で改善案を協議し、さらに発展計画委員会および教授会での審議を経て学長により決定が行われる。

また、2019（令和元）年度には、短大教育の一層の充実を図るため学長の指示の下にワーキンググループ（WG）が設置され、全学的な改革案の作成が進められた。このWGでは学生部長が責任者となり、法経科長、生活科学科長、食物栄養学専攻主任、生活科学専攻主任、教養委員長が参加して検討を重ね、2021（令和3）年度からのカリキュラム改革案を含む報告書を答申した。報告書は、両学科会議、発展計画委員会、教授会の審議を経た上で学長が承認し、全学方針となっている（根拠資料4-3-7）。

## < 2 > 法経科

法経科については、本学全体及び学科のカリキュラム・ポリシーに基づき、授業科目は「基礎科目」、「共通科目」、「専修科目」に大別して編成されている（根拠資料4-3-1第6条）。このうち基礎科目の「語学基礎」と「共通科目」については、短期大学全体で記述したと重複するのでここでは記述を割愛する。

まず、法経科第1部について説明する。第1部には「専修基礎」があり、法律コース、経商コースの入門講義である法学入門、経済学入門（卒業要件として所属コースの入門科目2単位が必修となっている）が開講されている。学生は1年次前期にそれぞれのコースに応じた入門科目を修得しなければならない。これらは、初学者である学生が専門分野の学修に向けて最初に身につけるべき知識を修得すると同時に、2年間で体系的に学修を進めていくためには、どのような時期にどの科目を履修するのが望ましいのかという見取図を学生が認識できるようにすることを目的としている。

「専修科目」は、法律・政策分野の専修第一分野と経済・経営分野の専修第二分野に分かれている。各コースの「基幹分野に関する基本的な知識」、「最新の学問的到達」を学べるよう、法律・政策、経済・経営の基幹的科目はもちろんのこと、4年制大学の法学部や経済学部と匹敵するような科目も開講し、短期間でも専門的素養を修得できるよう科目配置されている。また、多面的に現代社会を見る目を養うことを目的として、学生は専攻するコースの専修科目群から38単位以上を修得するだけでなく、専攻しないコースの専修科目群からも8単位を修得し、合計46単位以上を修得することが卒業要件になっている（根拠資料4-3-2 p. 8）。

最後に、学生は2年次に興味を持った分野の専任教員の演習に所属することが必修となっている（4単位）。演習は少人数で行われ、選んだ分野における最新の専門知識の習得、コミュニケーションやプレゼンテーション能力、ディスカッション能力の向上、卒業論

文作成を通じた文章力、分析力、論理的思考力、課題解決能力等の涵養を行っている。こうして「修得した学識を職業生活上の実践的課題に適用」できる人材の育成を目指している。最後にこのことの一環として、法経科では日商簿記検定に対応した、一連の会計系科目を開設し、事務・経理系の職業を目指す学生のスキル向上を支援している。

法経科第1部における体系的な履修の順序については、志願者に本学科の学びをイメージしやすいよう『キャンパス・ガイド』（大学案内）に図示し（根拠資料4-3-8 pp. 5-6）、入学後のオリエンテーションでも各コース主任から指導が行われている。

法経科第2部でも、授業科目は基礎科目、共通科目、専修科目から成り、それぞれの分野で卒業に必要な最低単位を取得した上で、合計64単位以上の単位修得が卒業要件になっている（根拠資料4-3-2 p. 9）。第2部の教育課程は多くの点で第1部の教育課程と同様であるため、以下では異なる部分に限定して説明する。

まず、基礎科目において第1部のようにコース制を設けていないため、「専修基礎」となる入門科目を配置していない（第2部の卒業必要単位が第1部より2単位少ないのはこのためである）。これは、第2部においては、体系的に学問を究めることよりも、基礎的な科目を広く学ぶことで幅広い知識を修得したり、社会に対する様々な疑問や興味関心をもつ人に学びの場を提供したりすることを教育目標としているからである。また、同様の理由から、専修科目の履修（46単位以上）においても法律・政策分野（第1部の専修第一分野に相当）及び経済・経営分野（同じく専修第二分野に相当）のそれぞれから8単位以上を単位修得することが卒業要件として定められているだけであり、比較的自由な履修選択が可能になっている。

### < 3 > 生活科学科

生活科学科では、学科及び専攻のカリキュラム・ポリシーに基づき、授業科目は、「基礎科目」、「共通科目」、「専修科目」に大別して体系的に編成している。このうち「専修科目」は、生活基礎科目と各専攻の専門性に対応した科目により構成されている。生活基礎科目は、「被服学」「食生活論」「住生活論」「日本国憲法」「生活経営」など、生活の根源にかかわる科目として配置し、生活基礎科目以外の専修科目は、各専攻・コースの専門性に応じて、以下の通り配置している（根拠資料4-3-3 p. 7）。

食物栄養学専攻では、栄養士免許に関わる科目として、栄養士法施行規則（平成14年度に改正）に基づき、「社会生活と健康」「人体の構造と機能」「食品と衛生」「栄養と健康」「栄養の指導」「給食の運営」の6分野から編成している。また、講義と実験・実習科目をバランスよく開講するとともに、開設講座表において履修年次を指定することで、基礎的な知識の習得から専門的な内容へと段階的に学習できるよう配慮している（根拠資料4-3-3 p. 33）。食物栄養学専攻の履修の順序については、志願者に専攻の学びをイメージしやすいよう『キャンパス・ガイド』（大学案内）に図示し（根拠資料4-3-8 p. 11）、入学後のオリエンテーションでも専攻主任から指導が行われている。

生活科学専攻では、各コースの専門性を考慮して、授業科目は専修第1分野（生活福祉・心理コース）、専修第2分野（居住環境コース）の2分野により構成されている。生活福祉・心理コースでは、社会福祉関連の科目と心理学関連の科目を配置し、さらに、福祉関連領域と心理学関連領域をつなぐ役割を果たす科目として「福祉心理基礎演習」や「福祉心理

演習」を設けている。居住環境コースでは、身近なインテリアから、住宅や建築、都市計画やまちづくり、地球規模の環境問題まで幅広い分野の専修科目を配置し、生活環境全般について総合的に学べるように配慮している。また、2年次には、各自が探求したいテーマに従って指導教員を選び、卒業論文や卒業制作に取り組む「居住環境特別演習」を設けている。なお、生活科学専攻では、各コースの専門性を担保しつつ、他コースの分野も履修できるようにすることで、より幅広い専門知識の修得が可能になるとともに、生活科学専攻としての一体性を確保している。このように、生活科学専攻では、多様な分野を総合的に学ぶことが出来る特性を有することから、各分野の配置科目を『キャンパス・ガイド』（大学案内）において図示し（根拠資料4-3-8 p.13,15）、入学後のオリエンテーションでも各コース主任から個々の学生の関心に応じた学び方について指導が行われている。

根拠資料4-3-1 三重短期大学学則

根拠資料4-3-2 『履修要項（シラバス）2020 法経科編』

根拠資料4-3-3 『履修要項（シラバス）2020 生活科学科編』

根拠資料4-3-4 高等教育コンソーシアムみえ ホームページ  
<http://conso-mie.jp/>

根拠資料4-3-5 本学 Web サイト 講座開講情報（講座表&シラバス）  
<https://www.tsu-cc.ac.jp/campus/lessoninfo-2/>

根拠資料4-3-6 『2019年度 F D・S D活動報告書』

根拠資料4-3-7 『短大充実案具体化のためのWG報告書』（非公開）

根拠資料4-3-8 『津市立三重短期大学2020年度大学案内 CAMPUS GUIDE』

**点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。**

評価の視点：各学科・専攻科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・ 単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・ シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・ 学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
- ・ 授業形態に配慮した1授業あたりの学生数
- ・ 適切な履修指導の実施

（単位の実質化を図るための措置）

従来、法経科第1部及び生活科学科においては、2年次において20単位以上を修得し

なければならないという逆C A P制を導入している。一方、法経科第2部は夜間部であり1日の開講科目が少ないことを考慮し、履修に制限を設けていない。

しかし、2017（平成29）年に実施された大学基準協会の認証評価において、「法経科第1部及び生活科学科において逆C A P制が導入されているが、単位の実質化を図る措置とはいえない。また、法経科第2部においては、単位の実質化を図る措置がないので、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる」と指摘され、「努力課題」として改善・改革を促されている（根拠資料4-4-1 p.8）。また、学内においても、2019（令和元）年度の短大充実を目指すためのWGの報告書において「単位制度の実質化の観点からC A P制導入を検討すべき」であり、「カリキュラム改革に合わせ、早急に検討すべき課題である」とC A P制導入を促す提言が行われた（根拠資料4-4-2）。

その後、発展計画委員会で大学執行部が提示した原案をもとに、両学科でC A P制導入に向けた審議が進められた。原案では年間履修登録単位数の上限を、法経科第1部及び第2部では50単位、生活科学科食物栄養学専攻では55単位、生活科学科生活科学専攻では50単位（ただし、社会福祉士発展科目を除く）に設定している。C A P制導入は2020（令和2）年度5月の教授会で原案通り承認され、2021（令和3）年度入学生から実施予定である。

（シラバスの内容）（根拠資料4-4-4）

本学では毎年、『シラバス』を学生に配布している。シラバスへの記載内容は、すべての講義で統一し、講義の内容・方法および到達目標、授業計画（全15回または30回分）、教材・テキスト・参考文献等、成績評価方法、実務経験（該当者のみ）、その他、となっている。シラバス作成時には、各教員に見本となるシラバスを送り、記載方法がバラバラにならないよう留意している。また、作成されたシラバスを学生部長と学生部職員が確認し、極力表現や用語を統一したり、出席の取扱い方法等（何回欠席すると無資格となるのかなど）を統一している。シラバスの記載通りに授業が実施されているかどうかについては、FD・SDワーキング・グループが各期末に実施する学生による授業評価アンケートを通じて確認している。

（学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法）

学生の主体的参加を促す授業形態としては、アクティブラーニングを授業に取り入れたり、フィールドワークや体験を通じて学ぶ学習がある。

例えば、法経科第1部の企業論では、三十三総研との産学連携講義であるが、授業での学びをベースに、グループワークを通じてビジネスプランを作成し、科目担当であり三十三総研コンサルティング部長でもある教員から実践的なコメントをもらえるようになっている（根拠資料4-4-4、法経科 p.124）。食物栄養学専攻のある特別演習では、毎年、商店街活性化を目指す地域貢献事業への参加をゼミ活動の柱に位置づけ、食物栄養学専攻の特別演習は必修ではないにもかかわらず、活動への参加を希望する学生を集めて、生き生きと活動している（根拠資料4-4-4、生活科学科 p.142）。2020（令和2）年2月19日に開催された「みえまちキャンパス in 三重短期大学」ではパネル展示とプレゼンテーションで活動を発表し、ベストパネル賞とプレゼンテーション優秀賞のダブル受賞に輝いている（根拠資料4-4-3）。生活福祉・心理コースの心理学基礎実験では、学生に心理学実験の材料（例えば記憶の実験で用いるワードなど）を考えさせ、それを用いて実験した

結果をもとに考察を行うことで関心を高める工夫をしている（根拠資料 4-4-4、生活科学科 p. 244）。居住環境コースの都市計画ゼミでは、津市の中心市街地活性化政策と連動して地域のフィールドワークを行い卒業論文として地域の活性化計画を発表している（根拠資料 4-4-4、生活科学科 p. 280）。さらに、地域創生ファンタジスタ資格の指定科目には、地域の課題を主体的に解決していける人材を要請するため、現場調査やグループディスカッションを重視している実践科目があり、資格取得を目指す学生が積極的に履修している（根拠資料 4-4-4、法経科 pp. 69-71 及び pp. 181-183、生活科学科 pp. 78-80 及び pp. 194-196）。

（授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数）

語学科目や実習・実技科目の中には、授業形態に配慮して履修者数を制限している科目がある。具体的には「語学基礎」として開設されている 4 つの外国語科目（英語 I・独語 I・仏語 I・中国語 I）および「共通科目」の「英会話」「英語講読」「総合英語」については、語学の修得という科目特性上、教育効果を担保するという目的で、履修申告前に学生の履修希望調査を実施して、一クラス 30 名程度を目安に受講者数の調整を行っている（根拠資料 4-4-5）。原則として希望通りのクラスに配属するよう心がけているが、希望者が適切な人数を大きく上まわった場合は、一部の学生を第 2 希望のクラスに振り分けている。

また、「共通科目」の情報処理実習 I・II は、基礎的なコンピュータ操作能力を養成しているが、情報処理演習室にあるパソコンの台数から来る制約上、一クラスの受講者数を 30 名程度に設定し、受講希望者の申請に基づいて人数調整を行っている。さらに「体育実技」についても、指導上の理由から受講者数を 25 名程度に設定し、同様に人数調整をしている（根拠資料 4-4-5、4-4-6）。

その他、三重大大学の夏季集中授業に参加する農林体験セミナーや「高等教育コンソーシアムみえ」によって開設されている食と観光実践、次世代産業実践、医療・健康・福祉実践についても、本学の割当人数があるため、履修希望者多数の場合は、抽選を行い人数調整をしている。

（適切な履修指導の実施）

履修指導については、オリエンテーション時に『シラバス』の内容を学生に周知徹底している（根拠資料 4-4-7）。また、各期の履修申告に際しては、クラス担任またはゼミ教員の事前チェックを受けることになっており、学生が体系的に学修し、目標とする資格を取得し、卒業要件を充足できるよう個別指導をしている。

根拠資料 4-4-1 「三重短期大学に対する認証評価結果」

[https://www.tsu-cc.ac.jp/files/disclosure-kikanbetsu\\_kikanbetu-houkoku.pdf](https://www.tsu-cc.ac.jp/files/disclosure-kikanbetsu_kikanbetu-houkoku.pdf)

根拠資料 4-4-2 『短大充実案具体化のためのWG 報告書』

根拠資料 4-4-3 三重短期大学ホームページ掲載、「令和元年度「学生」×「地域」の活動発表会「みえまちキャンパス」 in 三重短期大学を開催！！」

<https://www.tsu-cc.ac.jp/files/miemachi2019.pdf>

根拠資料 4-4-4 履修要項（シラバス）2020

根拠資料 4-4-5 「語学基礎科目等の履修について」（2020 年度前期学生配布資料）

根拠資料 4-4-6 「2020 年度後期「情報処理実習 I、II」「体育実技」の履修について」

て」(2020年度後期学生配布資料)  
根拠資料4-4-7 専攻・コース別「履修の手引き」

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・短期大学士課程の卒業要件、専攻科の修了要件の明示

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位審査及び卒業認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与

< 1 > 短期大学全体

(単位制度の趣旨に基づく単位認定)

学則第15条の規定に基づき、各授業科目の課程修了の認定は、試験等によって行われる(根拠資料4-5-1)。

成績の評価基準については、2018(平成30)年度以前の入学生については、単位が認定される場合を「優」(100~80点)、「良」(79点~70点)、「可」(69点~60点)の3段階で評価し、単位不認定の場合は不認定となった理由に応じて「不可」(60点未満)、「欠席」(試験を欠席)、「無資」(出席不足などの理由による試験受験資格なし)、「未提」(レポート未提出)としていた。2019(令和元)年度入学生からは、新たにGPA(Grade Point Average)制度を導入し、「優」(以後89点~80点)の上に「秀」(100点~90点)の評価段階を設け、「秀」を4、「優」を3、「良」を2、「可」を1、単位不認定を0とするGP(グレード・ポイント)をもとにGPAを算出している。そして、各期に学生に配付する成績通知書において学期GPA並びに通算GPAを記載することで、学生の学びを可視化している(根拠資料4-5-1 第15条、根拠資料4-5-2 p.13、根拠資料4-5-3 p.6、根拠資料4-5-4 pp.5~6)。

(既修得単位の適切な認定)

既修得単位の認定については、学則第14条に定められている(根拠資料4-5-1 第14条)。教育上有益と認められ、当該授業科目について本学に相当する授業科目がある場合、教授会の議を経て、学生が本学に入学する前に他の短期大学や大学等で履修した授業科目について修得した単位を、30単位を上限として認定している。既修得単位認定希望者は、修得した教育機関における当該科目のシラバスなどを添付して学生部に申請し、各学科で本学の授業内容との整合性を十分検証したうえで承認している。既修得単位の認定の案内については、新入生全員に入学式前に案内文書を送付したうえで、オリエンテーショ

ンと『学生便覧』でさらに周知徹底している（根拠資料4-5-1 14条、根拠資料4-5-2 p.12）。

（成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置）

本学にて実施している授業評価アンケートのなかに、「Q1 授業の進め方や成績評価基準について明確な説明があった」（根拠資料4-5-5 p.14）という質問項目があり、この点についての受講者の点検を受けられるようになっている。2019（令和元）年度授業評価アンケートQ1の最頻値平均は、前期が5.8、後期が5.8（6点満点）であり、学生の満足度は高いと言える（根拠資料4-5-5 pp.31~285）。

本学の単位認定は学則第15条により、「各授業科目の課程修了の認定は、試験によって」行われ、「試験の評価は、秀、優、良、可及び不可をもって表し、可以上を合格とする」。ただし同条2項には「実験、実習、演習及び体育実技については、平常の成績をもって試験の成績に代えることができる」とされている（根拠資料4-5-1）。試験については三重短期大学試験規程に基づき、「欠席が出席すべき時間数の3分の1を超えた者」には原則として受験資格を認めていない（根拠資料4-5-6）。また、『学生便覧』に「受験の心得」を掲載し、試験における不正行為に注意喚起するとともに（根拠資料4-5-2）、実際に不正行為が疑われる行為が発覚した場合には、「教授会は、不正行為判定委員会の議を経て、不正行為があると認めた者について、当該受験科目につき不合格の措置をとる」こと、「教授会は、不正行為判定委員会の提案に基づき、不正行為があると認めた者について、訓告等及び学則第66条による懲戒処分を行う」こと、「教授会が訓告等及び懲戒の措置を採った場合は、学生に通知するとともに、学内所定の場所に掲示する」ことなどが行われる。2019（令和元）年度前期には1件の不正行為が認められたため、再発防止策として、試験監督の増員と試験中の巡回の徹底、座席指定及び本人確認の厳格化、試験への教科書等の持ち込みの原則の策定などが不正行為判定委員会より教授会に提案され承認されている。同再発防止策は、同年度後期から実施されている。

確定した成績は成績発表を通じて学生に通知されるが、その時に専任教員は特別にオフィスアワーを設定し、成績に関する質問や苦情に対応できるようにしている。また非常勤講師が担当する科目に関しては、学生部が仲介する形で成績評価および単位認定についての質問や苦情へ対応し、必要に応じて成績変更が行われている。

（短期大学士課程の卒業要件、専攻科の修了要件の明示）

卒業要件については学則で定められており、2年以上在学し、学科・専攻ごとに定められた単位を修得しなければならない（根拠資料4-5-1 第10条）。また、各学科・専攻ごとにディプロマ・ポリシーが示されており、その方針に基づいて学位を授与している（根拠資料4-5-7）。

法経科第1部では、本学に2年以上在学し、法経科第1部所定の単位を修得した学生は、法律・政治・経済・経営など社会科学の基幹分野に関する基本的な知識の修得の上に、最新の学問的到達について一定の理解をもつという法経科第1部の教育目標に達したものと認定し、「短期大学士」（法経）の学位を授与している。法経科第2部では、本学に2年以上在学し、法経科第2部所定の単位を修得した学生は、社会科学についての基本的な素養を身につけた市民の育成をめざすという法経科第2部の教育目標に達したものと認定し、「短期大学士」（法経）の学位を授与している。

生活科学科・食物栄養学専攻では、本学に2年以上在学し、生活科学科食物栄養学専攻所定の単位を修得した学生は、科学的根拠に基づいた多面的・総合的な理解や対処ができる食のスペシャリストの育成をめざすという生活科学科食物栄養学専攻の教育目標に達したと認定し、「短期大学士」（食物栄養学）の学位を授与している。

生活科学科・生活科学専攻では、本学に2年以上在学し、生活科学科生活科学専攻所定の単位を修得した学生は、社会福祉、心理、住生活、環境といった分野を柱に、「いのち」と「暮らし」にかかわる学問を習得するという生活科学科生活科学専攻の教育目標に達したものと認定し、「短期大学士」（生活科学）の学位を授与している。

卒業要件の詳細な内容については『履修要項』（根拠資料4-5-3、根拠資料4-5-4）ならびに『学生便覧』（根拠資料4-5-2）に記載するとともに、各学期初めに行うオリエンテーション時に学生に周知徹底している。また、各期に配付される成績通知書には、卒業要件、取得単位、不足単位などが科目区分ごとに明示され、オリエンテーションを通じて、不足単位を計画的に0にするよう履修指導が徹底されている。学生は履修申告時に、クラス担任またはゼミ担当教員に履修内容の事前チェックを受けることになっており、卒業要件を満たせるよう履修指導が行われている。

なお卒業認定については、3月初旬に開催される教授会において、卒業判定対象者個々の単位取得状況が一覧表として資料提供され、それに基づく審議に基づき、学長が承認している。

- 根拠資料4-5-1 三重短期大学学則
- 根拠資料4-5-2 『2020年（令和2年度）度学生便覧』
- 根拠資料4-5-3 『履修要項（シラバス）2020法経科編』
- 根拠資料4-5-4 『履修要項（シラバス）2020生活科学科編』
- 根拠資料4-5-5 『FD活動報告書2019』
- 根拠資料4-5-6 三重短期大学試験規程
- 根拠資料4-5-7 本学Webサイト 情報公開 教育情報の公開 ディプロマ・ポリシー  
ー <https://www.tsu-cc.ac.jp/files/dp.pdf>

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2：学習成果を把握及び評価するための方法の開発

≪学習成果の測定方法例≫

- ・アセスメント・テスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先、進学先への意見聴取

2006 年度より「学生による授業評価アンケート」を実施している。共通質問項目 12 については全科目で、選択的質問項目 4 については該当科目について学生の意見を数値で聴取することとしている。さらに個々の授業について学生の意見、要望を自由記述の形で汲み上げることとした。また、学生の自由な意見表明を妨げないために、アンケートの実施時間、担当教員は席を外すことになっている。アンケート結果については各教員にフィードバックし、その後アンケートについて教員から意見を表明（任意）してもらい、報告書に掲載することとしている。なお、それぞれの学科で検討会を開催し、アンケート結果についての分析を行い、経験交流をし、改善の方策について検証が行われている。また、これらの学生の意見を掲載した報告書は、図書館、生活協同組合の店舗、あるいは学生部窓口で自由に閲覧できる。

なお、2020（令和 2）年度は新型コロナウイルス感染症の拡大によって、本学では対面授業の科目だけでなく、遠隔授業の科目が増加した。そのため、これまで実施してきた「学生による授業評価アンケート」を学生の意見を聴取し学生の学習成果を確認する重要な機会として、前期・後期すべての科目を対象として授業評価アンケートを実施することとした。質問項目については、遠隔授業を履修した学生にとっても回答できるように項目の表現等の修正を図った。ただし、従来のアンケート項目との比較検証等が実施できるように、質問項目をほぼ変更せずに実施した。学生の自由な意見表明のために、自由記述欄は引き続き設けている。

アンケートの配布方法は変更となった。従来は上記の通り、アンケート用紙を配布し回収するという手法であったが、遠隔授業が増加したこともあり、授業評価アンケートの回答フォームのアドレスを記載し、全学生に対してメールアドレスにて送付し、回答への協力を求めることにした。従来とは異なる方法ではあるが、接触の機会など、感染するリスクの低減を図ることも可能な手法で、アンケートを回収することが可能となった。対面授業時の紙媒体での回収と異なり、回収率はやや下がる傾向が見られるため、回収率を上げるための工夫として、学生への回答協力依頼のメールなどを重ねて出すこととしたが、さらに回収率を上げる取り組みを進めることが課題である。

また、卒業時に卒業生満足度調査を実施し、自由記述も含めて教育の質の向上、改善のための資料として活用されている。教職員の意見聴取については「非常勤講師との懇談会」「FD活動交流集会」などの機会を利用して行われている。「非常勤講師との懇談会」は 2007（平成 19）年度から実施され、懇談会で出された意見については記録され、学科会議や専攻会議の場で紹介、検証され、公表されている（根拠資料 4-6-1 pp. 3~7）。また、これら会議において出された意見についても記録され、FD・SD活動推進委員会で検証される。2015 年度からは「FD活動交流集会」を開催し、学科・専攻等の枠を超えた全体集会および分散会において教育における経験や教訓について交流する場を設けている（根拠資料 4-6-1 pp. 9~10）。「非常勤講師との懇談会」や、学科会議等における教員の意見交換もともに自由な情報交換と議論の場であるため、経験交流が中心である。授業運営上必要なハード面の改善については、可能であれば年度内に実施されるが、予算措置を伴うものについては予算要求という形で次年度実施を目指すこととなる。

学生からの意見聴取は「授業評価アンケート」によって每学期全学生から、「学生によるゼミ評価アンケート」によって卒業年次生から行われており、その内容を当該教員にフィードバックして授業改善の取り組みに結びつけ、それを『FD・SD活動報告書』に掲載している（根拠資料4-6-1 pp.10~11, pp.16~29）。なお、2019年度からは新たにゼミ評価アンケート結果については、学生の意見をすべて掲載することとした。

教職員からの意見聴取はFD活動としての「FD活動交流集会」「非常勤講師懇談会」を通じて行われ、そこでの意見の分析とフィードバックはFD・SD活動推進委員会において行われている（根拠資料4-6-1 pp.9~10）。個々の教員の授業改善の努力はこれらの意見聴取とフィードバックに基づいて進められており、さらに効果的な活用ができるように工夫を重ねることが課題である。

FD活動交流集会については、参加者の好評を博しつつも、「授業のふりかえりの時間を設けたい」「さらに実践的な工夫を重ねたい」との声も上がっているため、広く意見を集めながら内容の充実を図っていく必要がある（根拠資料4-6-1 pp.9~10）。なお、2020（令和2）年度の非常勤講師懇談会に関しては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、対面による懇談会を実施せず、代替手段として前期および後期のそれぞれ7月、12月に非常勤講師を対象にアンケートを実施した。その内容についてはこれまでの非常勤講師懇談会の内容と同様に、『FD・SD活動報告書』に掲載される。

2019（令和元）年度からは、グループワーク形式での交流を図り、より積極的な意見交換に繋げている。また、学長と学生の座談会が毎年度開催され、公募によって出席希望学生を募り、本学のFD・SD活動全般についての意見や要望を広く聴き取っている（根拠資料4-6-1 pp.7~8）。出された意見や要望については、学内に掲示して学生に公開すると同時に、FD・SD活動推進委員会から教授会に報告され、必要に応じて学務委員会や各学科、専攻、コースにフィードバックされ、改善につなげている。

根拠資料4-6-1 2019年度「FD・SD活動報告書」

**点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、個別の授業の点検・評価については、全ての授業で「授業評価アンケート」を実施し、担当教員がその結果を参考にしながら授業改善を進めている（根拠資料4-7-3）。また専任教員は公開授業を実施し、定められた期間内に必ず他の教員の任意の授業を見学し、参観後、FD・SD活動推進委員会ワーキンググループに宛てて提言を提出す

るようにしている。さらに、公開授業を踏まえて教員間で意見交換会を開催し、授業改善に向けた情報交換をしている（根拠資料4-7-3、p.9）。

全体の教育課程及びその内容、方法の適切性については学務委員会で、「語学基礎」や「共通科目」については教養教育委員会で、各学科・専攻の「専修科目」については各学科・専攻会議で、定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行ってきている。とりわけ資格取得に関係する法令等に変更があった場合、ただちに新制度に適合するカリキュラムに改訂することが必要である。2020（令和2）年度の事例としては、後述するカリキュラム改革後、「社会福祉士及び介護福祉法」が改正されたことに伴い、国家試験に関して変更が生じたことを受け、生活科学専攻生活福祉・心理コースで開設する科目の見直しを行った例を挙げることができる（根拠資料4-7-4、根拠資料4-7-5）。こうした修正があった場合、専攻からの提案がまず学科で審議・承認され、さらに教授会で審議・承認されることで最終的に確定する。

2021（令和3）年度以降には学科再編（食物栄養学専攻を学科化）や入試改革、長期履修学生制度導入（法経科第2部）など大幅な大学改革が予定されているため、2019（令和元）年度には学長の提起に基づき、ワーキング・グループ（WG）が設置され、全学横断的に各学科・専攻の3ポリシー並びにカリキュラムを再検討し、今後の短大充実を図るための改革案の検討が行われた。WGは学生部長を長として、法経科長、生活科学科長、食物栄養学専攻主任、生活科学専攻主任、教養委員長により構成され、その検討結果は2019（令和元）年12月の教授会に報告書として提出され、承認されている（根拠資料4-7-1）。その結果、「共通科目」では一部の科目変更が行われる他、「高等教育コンソーシアムみえ」を通じて創設された単位互換制度を本格導入し、各大学が指定している科目であれば、他大学で履修した科目でも本学の単位として認定できるようになった（根拠資料4-7-2）。

法経科第1部では、「専修基礎」の法学入門、経済学入門を廃止する代わりに、法律系科目の専任教員だけが実施していた基礎演習を、法経科第1部全員に履修させることになった。「専修基礎」の廃止にともない卒業必要単位も原稿の66単位から64単位に減らし、他の学科・専攻と同じとすることになった。また、コース間で開講科目数や単位数に偏りがあった問題を改善するため、「法経共通」という区分をつくり、法律・経商のどちらのコースの学生が「法経共通」を履修しても他コース科目の単位として認められるようになった。（根拠資料4-7-1）

法経科第2部では、法経科第1部への乗り入れ可能科目を拡大し、乗り入れで修得できる単位数も20単位から30単位にふえる事になった。また、WGとは別に、長期履修学生制度の導入が教授会で決まっており、入学時に申請することで2年間分の学費で、3年または4年かけて履修することが認められるようになった。なお、長期履修学生は3年で卒業する場合は年間30単位、4年で卒業する場合は年間25単位までの履修制限がかけられ、社会科学演習は最終年度で履修可能となっている。（根拠資料4-7-1）

食物栄養学専攻は2021（令和3）年度から食物栄養学科食物栄養学専攻として独立した学科となる。それに伴い「専修基礎」は、生活科学概論から食物栄養学入門に変更し、より専門性の高い内容に特化する。また、「生活基礎」の区分を廃止し、一部の科目は「専修科目」の「関連科目」として存続させるものの全体的に栄養士養成に必要な「専修科目」

の充実を図っている。(根拠資料4-7-1)

生活科学専攻は所属コースとは異なるコースの科目を多数履修しても卒業要件を満たすことが出来た卒業要件を厳格化し、所属コースの開講科目を主とすることを明確にした。同時に転コース制度を導入し、入学後の進路変更を可能にする。従来食物栄養学専攻と共通で開講していた「生活基礎」は科目を整理し、衣食住など生活科学に関連性の深い基幹科目を残す一方、「専修科目」を増やし専門教育の充実を図っている。(根拠資料4-7-1)

根拠資料4-7-1 『短大充実案具体化のためのWG報告書』

根拠資料4-7-2 高等教育コンソーシアムみえ ホームページ 単位互換制度について <http://conso-mie.jp/cts.html>

根拠資料4-7-3 『2019年FD・SD活動報告書』

根拠資料4-7-4 生活科学専攻における討議資料「社会福祉士新カリキュラム開講での課題」及び「社会福祉士及び介護福祉法第7条第1号に規定する社会福祉に関する科目等の読替の範囲について」に基づく、新カリキュラム案」

根拠資料4-7-5 2021年度生活科学科開設講座表

## (2) 長所・特色

本学は、短大でありながら4年制大学に匹敵するカリキュラムを組んでおり、これにより短期間で体系的に各専攻について学ぶことができるようになっている。特に、食物栄養学専攻は2021(令和3)年度から食物栄養学科食物栄養学専攻として独立した学科となることで、より専門性の高い講義を実施することが可能となる。これに併せて、法経科第1部、同第2部、生活科学科生活科学専攻においてもカリキュラム改編を行い、従来以上に充実した教育を受けられる環境の整備を行っている。

また、2017(平成29)年に実施された大学基準協会の認証評価において指摘された、法経科第1部及び生活科学科におけるいわゆる「逆CAP制」について、学内での議論の結果、2021(令和3)年度入学生からCAP制を導入することで、単位の実質化を図ることとなっている。

さらに、GPA制度を2019(令和元)年度入学生から適用し、学生の学びを可視化することで、学生自身が自己の学習の程度を正確に把握し、自身の目的に応じた学びができる環境の整備も行っている。

授業評価については、継続的にアンケートを行い、報告書としてまとめるだけでなく、それらを教員で議論し毎年改善できるよう研修が行われている。また、コロナ禍にあっても方法を工夫し、学生への負担が少ない形でアンケートを実施する等、その重要性を認識し、FD・SD活動推進委員会を中心に取り組みが行われている。

以上のように、学生への教育効果向上を目指した変革が進められており、今後も、より地域に貢献できる人材を育成することができるよう環境整備を継続していく。

### (3) 問題点

本学において導入されたGPA制度に関して、近年ではより詳細な基準を設け、成績評価を行う大学がみられるなど(0.5pt刻みでの評価)、さらなる発展が求められるように思われる。しかし基準を詳細にする以上に重要な点として、同制度の活用の意義が明瞭になっていないことが挙げられる。各科目の平均的なGP(=履修者全体のその科目におけるGPA)が不明であることから、各自が自己のGPAを見ることができたとしても、それを踏まえ、今後どのように学習において工夫をしていけばいいかを考える機会が提供されていないのではないであろうか。この点において、学習の目安としては十分には機能しきれていない面があるように思われるため、今後の同制度の活用方法についてはさらなる検討が求められる。

シラバスに関しても、成績評価方法の提示の仕方が各科目で異なっており、科目によっては配点が不明瞭なままとなっているものがみられる。学生が成績開示を受けた際に、疑義申し立てをするかどうかの判断基準として、事前に示した成績評価方法は重要な役割を持つため、この点について学内で統一した表記方法が求められる(2021年度シラバスより統一化が徹底されることとなっている)。

さらに、学内においてFD・SD講習会が実施されたり、学生に対して満足度アンケートなども実施し、その内容は公表されているが、前者に関しては講習会や研修会后、実際にその内容がどのように機能したのか、改善に役立ったのかという点についての振り返りがなく、その効果が担保されていないように思われ、形骸化しうるおそれがある。前年度実施の内容を踏まえた評価などを行う機会が必要なのではないであろうか。また、後者に関しても、年報において各年度のデータが比較されているが、経年変化を確認するとどまっており、長期的な改善案が示されたりはしていない。アンケート実施の意義を持たせるためにも、数年に一度、傾向を分析し、本学としてどのような取り組みをしていくのかも併せて表明すべきではないだろうか。

### (4) 全体のまとめ

本学では、各学科ごとに、カリキュラム・ポリシーを定め、それに沿って科目が設定されており、これらは本学ホームページ上において公表されている。また、ポリシーを踏まえ、体系的に科目が配置され、定期的カリキュラムの見直しもすることで、より時代に即した学びを提供できる環境が整備されている。

学生に対しては、全学的に授業評価アンケートや卒業生満足度アンケートを実施し、また、各年度ごとに年報を作成することで、学習環境・教育環境の現状と問題点の把握を毎年行い、改善に努めている。

アンケート結果等を踏まえても、施設の老朽化以外に関しては、これまで、おおむね高い評価を得られており、各学科のポリシーに沿った教育が実現できているものと評価することができる。FD・SD活動についても継続的に実施されており、かつ、年を経るごとに内容が実効性のあるものへとになっていっているため、今後も継続的に同活動が行われることが期待できる。

以上のことから、本学における教育課程・学習成果は、短期大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切であるといえる。

## 第5章 学生の受け入れ

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学は、2008（平成20）年3月に大学の理念に基づいて「教育目標」を定めると同時に、各学科・専攻ごとに、それぞれの教育目標に即して、求める学生像と入学者選抜の方針を「アドミッション・ポリシー」としてとりまとめ、本学ホームページや『学生募集要項（関連分野特別選抜用）（学校推薦型選抜用）（一般選抜用）（大学入学共通テスト利用選抜用）（社会人特別選抜用）』で公表している。（根拠資料5-1-1、根拠資料5-1-2）

### 両学科の教育目標

#### ○法経科第1部の教育目標

- ・法律・政治・経済・経営など社会科学の基幹分野に関する基本的な知識の修得の上に、最新の学問的到達について一定の理解をもった人材を育成する。
- ・机上の学問にとどまらず、修得した学識を職業生活上の実践的課題に適用することのできる人材を育成する。
- ・社会に対する学問的見識と文化や自然についての幅広い教養を基礎として、広い視野と寛容さを身につけ、地域社会に貢献しうる見識ある職業人・市民の育成をめざす。

#### ○法経科第2部の教育目標

- ・社会科学についての基本的な素養を身につけた市民の育成をめざす。
- ・「学ぶことで自らの人生をより豊かなものにしたい」という願いを支援する。
- ・社会のみならず文化や自然についての幅広い教養の上に、広い視野と寛容さを身につけた、地域社会に貢献しうる見識ある市民の育成をめざす。

#### ○生活科学科の教育目標

##### 食物栄養学専攻

- ・食を通じた豊かな人間形成と、食に関する知識と技能を融和させて実践することができる専門性の高い教育を行う。
- ・科学的根拠に基づいた多面的・総合的な理解や対処ができる栄養士や栄養教諭などの食のスペシャリストを育成する。
- ・個人の食や健康問題に対応した栄養教育を実践できる能力を養い、地域社会の食や健康

問題に貢献できる人材を育成する。

#### 生活科学専攻

##### (1) 生活福祉・心理コース

- ・社会福祉学や心理学を中心に「理論」と「実践」を学び、現場で生きる知識と技術を備えた人材を育成する。
- ・学生の持つ個性や能力を最大限に引き出し、豊かな人間関係を築くことができる人材を育成する。
- ・人々や地域が抱える様々な課題を広い視野で総合的に考察・分析した上で、地域における生活者の一員として主体的に行動できる人材を育成する。

##### (2) 居住環境コース

- ・住まいやまちの環境を快適にする力を育成する。
- ・環境問題を認識し、環境共生のための住まいとまちの持ち味を生かす力を育成する。
- ・住まいとまちをつくる専門的な力を育成する。

#### 両学科のアドミッション・ポリシー

##### 「三重短期大学のアドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）」

##### ○法経科第1部のアドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）

- ・法律・政治・経済・経営などの学問の修得に関心のある学生
- ・社会科学を学び、その成果を自らの職業に生かしていくことを希望する学生
- ・地域や社会問題に広く関心をもち、市民として積極的に関与したいと願う学生

##### ○法経科第2部のアドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）

- ・社会科学について基礎的な素養を身につけ、生かしていくことを希望する学生
- ・地域や社会問題に広く関心をもち、市民として積極的に関与したいと願う学生
- ・学び続けることを生き甲斐とし、自らの人生設計に組み入れたいと願う学生

##### ○生活科学科のアドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）

##### 食物栄養学専攻

- ・食や健康に強い関心と探究心をもち、専門性を高めるに十分な基礎学力を有する学生
- ・本学食物栄養学専攻で学ぶ目的意識をもち、将来、栄養士などの食のスペシャリストとして、地域社会に貢献する意欲のある学生
- ・知的好奇心を持ち、常に自らを成長させることができる学生
- ・それぞれの個性を認めあい、豊かなコミュニケーションが取れる学生

##### 生活科学専攻

- ・社会福祉、心理、住生活、環境、情報といった「いのち」と「暮らし」に関わる学問に関心のある学生
- ・地域や社会に主体的、積極的に貢献していこうとする意欲をもった学生

##### (1) 生活福祉・心理コース

- ・社会福祉学や心理学をはじめとする幅広い学問の基礎的知識を修得し、その成果を自ら

の進路に生かしていくことを希望する学生

(2) 居住環境コース

- ・住生活やまちづくり、環境問題、情報科学など、生活環境に関わる幅広い学問の基礎的知識を修得し、その成果を自らの進路に生かしていくことを希望する学生

本学では、「一般選抜」の他に、「関連分野特別選抜」と「社会人特別選抜」という特別選抜による入学試験がある。また「学校推薦型選抜」では、公立短期大学としての地域社会に対する使命に鑑み「津市特別推薦枠」があり、その他に「一般応募推薦枠」がある。また、2011（平成 23）年度から生活科学科生活科学専攻では、「関連分野特別選抜」を導入している。2021（令和 3）年度『三重短期大学入学試験実施概要』（根拠資料 5-1-3）および『学生募集要項』（根拠資料 5-1-4）では、関連分野特別選抜による入学者募集の受験資格として「(ア) 高等学校もしくは中等教育学校（国・公・私立の別、また全日・定時・通信制を問わない。）において、社会福祉、建築、居住、デザイン、環境のいずれかを中心に学習する学科もしくはコースを入学実施年度の 3 月に卒業見込みの者。(イ) 人物、学業ともに優れている者。(ただし、学業については学習成績の状況が 3.5 以上であること。)(ウ) 合格した場合、必ず入学できる者」と明記している。

その他、生活科学科生活科学専攻と法経科第 2 部では、大学入学資格を有する 22 歳以上の者を対象に社会人特別選抜を実施して、広く門戸を開放している（生活科学専攻では定員外で若干名、法経科第 2 部では定員中の 25 名程度）。特に法経科第 2 部では、社会人学生の受け入れを念頭において、アドミッション・ポリシーに「学び続けることを生き甲斐とし、自らの人生設計に組み入れたいと願う学生」と明記している。また、障がいのある志願者への特別な配慮として、『入学試験実施概要』および『学生募集要項』に、「障がいを有することにより、受験時に特別な配慮が必要なときは出願開始 2 週間前までに本学に相談してください」と明記し、障がいのある志願者にも受験しやすい態勢をできる限りとっていくことを明示するとともに、2013（平成 25）年には校舎棟にエレベータを設置し、さらに 2019（令和元）年には校舎棟に多目的トイレを増設するなど、施設面での対応にも努めている。

根拠資料 5-1-1 本学 Web サイト 三重短期大学全体としての 3 つのポリシー  
<https://www.tsu-cc.ac.jp/info/threepolicy/>

根拠資料 5-1-2 本学 Web サイト 教育情報の公開 アドミッション・ポリシー  
<https://www.tsu-cc.ac.jp/files/アドミッションポリシー.pdf>

根拠資料 5-1-3 本学 Web サイト 入試実施概要  
<https://www.tsu-cc.ac.jp/admission/outlineguide/>

根拠資料 5-1-4 本学 Web サイト 入試募集要項  
<https://www.tsu-cc.ac.jp/admission/adguide/>

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点3：公正な入学者選抜の実施

評価の視点4：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学では、各学科・専攻ごとの教育目標に沿ったアドミッション・ポリシーに基づいて入学選抜を行っている。(根拠資料5-2-1、根拠資料5-2-2)

「三重短期大学のアドミッション・ポリシー（入学者選抜方針）」

○法経科第1部のアドミッション・ポリシー（入学者選抜方針）

- ・「学校推薦型選抜」では面接、小論文試験および書類審査を通して、学習意欲、問題関心、自己表現能力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度などを重視した選考を行います。
- ・「一般選抜」では英語および国語の学力試験、小論文並びに書類審査を実施し、基礎的な学力や論理的思考、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度などを重視した選考を行います。
- ・「共通テスト利用選抜」では、国語、外国語を必須とするほか、公民、地理歴史及び数学から1科目を選択する、3教科3科目で実施し、基礎的な学力や特定の教科・分野での優れた能力を重視した選考を行います。

○法経科第2部のアドミッション・ポリシー（入学者選抜方針）

- ・「学校推薦型選抜」では書類審査、面接およびプレゼンテーションによる選抜を行います。現代社会のさまざまな事象にどのような興味や関心を持っているか、入学後、どのような分野を学習する意志があるかを述べてもらうことにより、学習意欲、問題関心、自己表現能力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度などを重視した選抜を行います。
- ・「一般選抜」では、小論文と面接およびプレゼンテーションにより、現代社会のさまざまな事象にどのような興味や関心を持っているか、基礎的な読解力、論理的思考、自己表現力を重視した選抜を行います。
- ・「共通テスト利用選抜」では、選択科目制（すべての科目の中から2教科以上3科目）を実施し、基礎的な学力や特定の教科・分野での優れた能力を重視した選考を行います。
- ・22歳以上の方を対象にした「社会人入試」では、書類審査と面接により、学習意欲や自己表現能力を重視した選抜を行います。

○生活科学科のアドミッション・ポリシー（入学者選抜方針）

食物栄養学専攻

- ・「学校推薦型選抜」では面接、小論文試験および書類審査を通して、学習意欲、問題関心、自己表現能力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度などを重視した選考を行います。
- ・「一般選抜」では英語並びに国語の学力試験を実施し、基礎的な学力や論理的思考、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度などを重視した選考を行います。
- ・「共通テスト利用選抜」では、選択科目制（すべての科目の中から2教科以上3科目）を実施し、基礎的な学力や特定の教科・分野での優れた能力を重視した選考を行います。

生活科学専攻

- ・「学校推薦型選抜」では面接、小論文試験および書類審査を通して、学習意欲、問題関心、自己表現能力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度などを重視した選考を行います。
- ・「一般選抜」では英語並びに国語の学力試験、小論文試験および書類審査を実施し、基礎的な学力や論理的思考、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度などを重視した選考を行います。
- ・「共通テスト利用選抜」では、選択科目制（すべての科目の中から2教科以上3科目）を実施し、基礎的な学力や特定の教科・分野での優れた能力を重視した選考を行います。
- ・「関連分野特別選抜」では、学習計画書（関連分野について高等学校で学習してきたことに加え、さらに本学でどのような事柄を学習するか）の提出を求めて書類審査を実施し、高校での関連分野の学びに応じたプレゼンテーションと面接により、学習意欲や問題関心、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度などを重視した選考を行います。
- ・22歳以上の方を対象にした「社会人特別選抜」では、書類審査と面接や小論文により、学習意欲や自己表現能力を重視した選考を行います。

法経科第1部では、アドミッション・ポリシーに基づいて、3種類の入試方法を採用している。「学校推薦型選抜」では、高等学校校長の推薦を前提に、面接と小論文試験を通して、基礎的な読解力、論理的思考力、社会科学の基本を学ぶ学習意欲、問題関心及び自己表現能力を重視した選抜を行っている。「一般選抜」では、英語と国語の学力試験及び小論文試験を実施して、基礎学力と論理的思考力を重視した選抜を行っている。「大学入学共通テスト利用選抜」では、選択科目制をとり、国語・地理歴史・公民・数学・理科・外国語の中から3教科3科目を選択することを課している。

法経科第2部では、4種類の入試方法を採用している。「学校推薦型選抜」では、面接及びプレゼンテーションの他に、「どのようなことを学び、それをどう生かすか」についての「学習計画書」の提出を求め、関心のある社会問題や入学後に学習したい分野について記

述してもらうことにより、学習意欲、問題関心及び自己表現力を重視した選抜を行っている。また、「社会人選抜」においても、書類審査と面接に加えて、2016（平成 28）年度入試からは「学習計画書」の提出を求め、学習意欲、問題関心及び自己表現能力を重視した選抜を行っている。さらに「一般選抜」では、小論文試験と面接及びプレゼンテーションにより、基礎的な読解力、論理的思考力、自己表現能力を重視した選抜を行っている。最後に、「大学入学共通テスト利用選抜」では、選択科目制により、国語・地理歴史・公民・数学・理科・外国語の中から 2 教科以上 3 科目を選択することにより、特定の教科・分野で優れた能力を発揮しているか否かを重視した選抜を行っている。

生活科学科食物栄養学専攻では、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受け入れ方法として、3 種類の入試方法を採用している。「学校推薦型選抜」では、高等学校校長の推薦を前提としており、書類審査、小論文、面接による選抜を行っている。小論文試験は、法経科第 1 部の問題と共通で、基礎的な読解力、論理的思考力、自己表現能力を測り、書類審査と面接では、専攻のアドミッション・ポリシーに沿って食や健康への関心の度合いを重視した選抜方法を採用している。「一般選抜」では、英語と国語の学力試験と小論文試験を実施し、基礎学力や論理的思考力を重視した選抜を行っている。「大学入学共通テスト利用選抜」では、選択科目制により、国語・地理歴史・公民・数学・理科・外国語の中から 2 教科以上 3 科目を選択することを課している。

生活科学科生活科学専攻では、アドミッション・ポリシーに沿って 4 種類の入試方法を採用している。「関連分野特別選抜」は、2011（平成 23）年度に関連分野特別推薦として導入され、2012（平成 24）年度からは「関連分野当別選抜」として実施し、高等学校もしくは中等教育学校（国・公・私立の別、また全日・定時・通信制の別を問わない。）において、福祉、建築、居住、デザイン、環境のいずれかを中心に学習した高校生を対象に、書類審査と面接、プレゼンテーションにより、学習意欲、問題関心及び自己表現能力を重視した選抜を行っている。「学校推薦型選抜」は、高等学校校長の推薦を前提としており、書類審査、小論文、面接による選抜を行っている。小論文試験は、法経科第 1 部及び食物栄養学専攻の問題と共通で、基礎的な読解力、論理的思考力、自己表現能力を測り、書類審査と面接では、専攻のアドミッション・ポリシーに沿って福祉、心理、建築、居住、デザイン、環境への関心の度合いを重視した選考方法を採用している。「一般選抜」は、英語と国語の学力試験及び小論文試験を実施しており、基礎学力と論理的思考力を重視した選抜を行っている。「大学入試共通テスト利用選抜」では、選択科目制を採用し、国語・地理歴史・公民・数学・理科・外国語の中から 2 教科以上 3 科目を選択することにより、特定の教科・分野で優れた能力を発揮しているか否かを重視した選抜を行っている。

入試の結果については、毎年度「入学試験に関する調査」をまとめ、本学ホームページに掲載している。その中では、各専攻、コースごとの募集人員、志願者数、受験者数、合格者数、入学者数を明示しているほか、小論文や面接を含む各試験の配点、受験者の最高点、最低点、平均点、合格最低点を明示している。（根拠資料 5－2－3）

根拠資料 5－2－1 本学 Web サイト 教育情報の公開 アドミッション・ポリシー  
<https://www.tsu-cc.ac.jp/files/アドミッションポリシー.pdf>

根拠資料 5－2－2 本学 Web サイト 入試実施概要

https://www.tsu-cc.ac.jp/files/【確定版】R3 入試概要 1203.pdf  
 根拠資料 5-2-3 本学 Web サイト 入試統計  
 https://www.tsu-cc.ac.jp/files/【HP用】入試統計 R 2.pdf

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

<p>評価の視点：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学定員に対する入学者数比率</li> <li>・収容定員に対する在籍学生数比率</li> <li>・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応</li> </ul>
--

本学の入学定員及び収容定員は、学則第 5 条において、次のように定めている。(表 5-3-1、根拠資料 5-3-1)

表 5-3-1 学科・専攻別入学定員及び収容定員

学科・専攻名	入学定員	収容定員
法経科（第 1 部）	100 人	200 人
法経科（第 2 部）	150 人	300 人
生活科学科	150 人	300 人
食物栄養学専攻	50 人	100 人
生活科学専攻	100 人	200 人
合 計	400 人	800 人

2020（令和 2）年度の本学の各学科・専攻における収容定員と在籍学生数は、次に示すとおりである（表 5-3-2、根拠資料 5-3-2）。法経科第 1 部と生活科学科では、入学定員に対する入学者比率は、過去 5 年間平均で 1.06 ないし 1.08 であり、入学定員と入学者はほぼ一致している。しかし、法経科第 2 部では、入学定員に対する入学者比率は、ここ 5 年間で 0.57 にとどまっている。その結果、本学全体では、過去 5 年間の入学定員に対する入学者比率は 0.88 と 1 を若干下回っている。

法経科第 2 部は夜間部であり、1994（平成 6）年までは定員を超過する入学者があったが、勤労学生の減少により入学者が急減し、2002（平成 14）年には入学者が 44 名となった。そこで、2005（平成 17）年から大学入試センター試験利用入試を導入し、4 年制大学への編入学指導に力を入れるなどの対策を講じた。その結果、2010（平成 22）年以降の 10 年間の入学者数の平均は 84.5 人まで回復したものの、定員超過率が 0.7 倍を超えることは困難であった。そのため、2021（令和 3）年度から、法経科第 2 部は、長期履修制度を導入してリカレント教育を充実させるなどの魅力を高める方策を新たに講じつつも、定員を 150 名から 100 名に削減することとした。

長期履修学生制度は、ゆとりのある履修を可能にすることにより、主として社会人が就学しやすい教育環境を提供することを目的として導入した。入学後あらかじめ長期間かけて履修することを申告した学生については、通常2年のカリキュラムを3年もしくは4年で履修することを認める一方で、長期履修学生が1年間に履修できる単位数（履修申告したものの取得できなかった単位を含む）には制限があり、履修期間3年の長期履修学生は30単位、履修期間4年の長期履修学生は20単位を上限としている。

表5-3-2 学科専攻別の学生定員と在籍学生数

学科	専攻	修業年限	2019年度 収容定員	在学学生 数	収容定員 に対する 在籍学生 数比率	入学定員 に対する 入学者比 率（5年間 平均）
法経科 第1部		2	200	238	1.19	1.08
法経科 第2部		2	300	174	0.58	0.57
生活科学 科	食物栄養 学専攻	2	100	106	1.06	1.02
	生活科学 専攻	2	200	222	1.11	1.09
	学科合計		300	328	1.09	1.06
合 計			800	740	0.93	0.88

2015（平成27）年度から2019（令和元）年度の5年間における退学者数は以下に示すとおりである（表5-3-3、根拠資料5-3-3）。退学する理由としては、進路変更、経済的理由、健康上（メンタル面を含む）の問題、勉学意欲の喪失が主なものである。退学を申し出た学生については、ゼミ担当教員もしくはクラス担任ならびに学生部長が面接を行い、退学の意思が明確な者については、学務委員会及び教授会の議を経て、学長が退学を認めている。

表5-3-3 過去5年間の退学者数

学科・専攻名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法経科第1部	7人	6人	7人	1人	10人
法経科第2部	12人	13人	8人	10人	9人
生活科学科	9人	4人	1人	9人	7人
食物栄養学専攻	2人	0人	0人	2人	0人
生活科学専攻	7人	4人	1人	7人	7人
合 計	28人	16人	16人	20人	26人

次に、2015（平成 27）年度から 2019（令和元）年度の 5 年間ににおける休学者数は、以下に示すとおりである（表 5－3－4、根拠資料 5－3－3）。休学の理由としては、メンタル面に問題を抱えているケースが多く、その場合は最終的に退学に至ることがほとんどである。

表 5－3－4 過去 5 年間の休学者数

学科・専攻名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
法経科第 1 部	0 人	0 人	1 人	0 人	1 人
法経科第 2 部	0 人	1 人	1 人	3 人	2 人
生活科学科	1 人	0 人	1 人	0 人	3 人
食物栄養学専攻	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人
生活科学専攻	1 人	0 人	1 人	0 人	2 人
合 計	1 人	1 人	3 人	3 人	6 人

根拠資料 5－3－1 三重短期大学学則

根拠資料 5－3－2 三重短期大学年報（2019 年度）

根拠資料 5－3－3 三重短期大学年報（2015～2019 年度）

**点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。  
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では全学を通じて、学校推薦型選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜を実施し、生活科学専攻では、これらとは別に関連分野特別選抜を実施している。また、法経科第 2 部では社会人特別選抜を実施している（生活科学科生活科学専攻の社会人特別選抜は定員外である）。各選抜試験における志願者数、合格者数、入学者数、入学定員、入学定員に対する入学者比率は、表 5－4－1 のとおりである。

いずれの試験でも、前記のようにアドミッション・ポリシーに従った入学者選抜を実施しているが、募集人員の面で、法経科第 1 部、法経科第 2 部、食物栄養学専攻では近年大きな変更点はないのに対して、生活科学科生活科学専攻では近年 3 回の大きな変更を行った。2011（平成 23）年度から定員 5 名の関連分野特別推薦（翌年から関連分野特別選抜と改称）を実施し、これにより一般入試の定員を 40 名から 35 名に変更した。2012（平成 24）年度から、センター試験利用入試にⅡ期（定員 5 名）を導入し、これにより推薦入試の定員を 50 名から 45 名に変更した。さらに 2015（平成 27）年度からは、センター試験利用入

試Ⅰ期の定員を10名から15名に増やし、これにより一般入試の定員を35名から30名に減らした。2020（令和2）年度の大学入学共通テスト利用入試では、従来のセンター利用入試Ⅰ期およびⅡ期の定員を合わせた20名を定員としている。関連分野特別選抜の実施によって、生活科学専攻で学びたい意欲の強い学生を受け入れると同時に、センター試験利用入試の定員を増やすことで、基礎学力のしっかりした学生や、特定の教科・分野で優れた能力を発揮できる学生をより多く受け入れることにしたものである。

学生の受け入れ方針や入学定員の入試区分の割り振りなどについては、学科および専攻で点検・評価を実施し、必要に応じて見直しを行い、入学試験管理委員会を経て教授会で審議し、その結果をもとに学長が決定する。

学生募集については、広報委員会が『大学案内（キャンパス・ガイド）』を作成し、それを本学の受験実績のある高校へ配布したり、オープンキャンパス参加者へ配布するなどしている。また、本学ホームページにおいても受験生向けのサイトを設け、必要な情報を提供している。オープンキャンパスは、8月に3日間をかけ、学科・専攻ごとに実施している。また、10月には推薦入試、12月には一般入試、2月には法経科第2部を念頭に置いた受験相談会を開催している。

入学者選抜については、学長が委員長を務める入学試験管理委員会の管理のもとで実施される。まず、4月から5月にかけて入試問題出題者を決定する。出題者の人数は国語3名、英語3名、小論文3名で、重複は認めていない。出題者が決まった段階で、新旧の出題者が集まり、昨年度の入試問題についての反省会を開催し、今年度の出題方針と日程を確認する。その際、4月に行う新入生アンケートの中に、入試問題の難易度について尋ねる項目があるため、その結果が反省会の資料として提供されている。作問作業は出題者の責任のもとで極秘に進められ、完成後はその管理は入学試験管理委員会に委ねられる。

入学試験は、入学試験管理委員会が作成した実施計画のもとで厳格に実施されている。合否判定については、入学試験管理委員会が作成した過去の受験者数と入学者数の推移などの客観的データに基づき、学科・専攻ごとに原案を作成し、最終的には教授会の議を経て学長が決定している（根拠資料5-4-1、根拠資料5-4-2）。

根拠資料5-4-1 入学試験管理委員会議事録

根拠資料5-4-2 教授会議事録

表5-4-1 学科・専攻の志願者・合格者・入学者数の推移

学科部・専攻	入試の種類		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	過去5年 間におけるA/B の平均 (%)	
法 経 科	推薦入試	志願者	73	71	67	77	78	108.0%	
		合格者	53	54	53	53	52		
		入学者	51	54	53	53	52		
		入学定員	50	50	50	50	50		
	一般入試	志願者	99	128	120	140	123		
		合格者	69	70	77	64	64		
		入学者	45	38	62	39	40		
		入学定員	40	40	40	40	40		
	センター利用入試	志願者	48	45	40	93	70		
		合格者	24	21	31	32	33		
		入学者	6	6	10	17	14		
		入学定員	10	10	10	10	10		
	第1部計	志願者	220	244	227	310	271		
		合格者	146	145	161	149	149		
		入学者(A)	102	98	125	109	106		
		入学定員(B)	100	100	100	100	100		
		A/B	1.02	0.98	1.25	1.09	1.06		
	第2部	推薦入試	志願者	25	25	34	35		35
			合格者	23	22	28	30		26
			入学者	16	11	12	13		12
			入学定員	30	30	30	30		30
		一般入試	志願者	23	38	28	33		33
			合格者	19	29	23	25		25
			入学者	19	26	21	24		21
			入学定員	40	40	40	40		40
		センター利用入試	志願者	49	51	54	90		79
			合格者	46	50	53	79		68
			入学者	31	33	31	56		43
入学定員			50	50	50	50	50		
社会人特別選抜		志願者	23	18	12	5	10		
		合格者	21	17	12	4	10		
		入学者	20	15	12	4	10		
		入学定員	30	30	30	30	30		
第2部計	志願者	120	132	128	163	157			
	合格者	109	118	116	138	129			
	入学者(A)	86	85	76	97	86			
	入学定員(B)	150	150	150	150	150			
	A/B	0.57	0.57	0.51	0.65	0.57			
学科 合計	志願者	340	376	355	473	428			
	合格者	255	263	277	287	278			
	入学者(A)	188	183	201	206	192			
	入学定員(B)	250	250	250	250	250			
	A/B	0.75	0.73	0.80	0.82	0.77			

[注] 1 各入学定員が若干名の場合は「0」とした。

学科部・専攻	入試の種類		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	過去5年 間におけるA/B の平均 (%)	
生活科学科	食物栄養学専攻	推薦入試	志願者	52	29	38	39	28	101.6%
			合格者	21	21	23	22	25	
			入学者	21	21	23	22	25	
			入学定員	20	20	20	20	20	
		一般入試	志願者	81	47	75	44	40	
			合格者	42	39	45	39	40	
			入学者	27	21	29	22	21	
			入学定員	25	25	25	25	25	
		センター利用入試	志願者	11	14	21	32	15	
			合格者	7	13	14	21	15	
			入学者	3	6	5	5	3	
			入学定員	5	5	5	5	5	
	専攻計	志願者	144	90	134	115	83		
		合格者	70	73	82	82	80		
		入学者 (A)	51	48	57	49	49		
		入学定員 (B)	50	50	50	50	50		
		A/B	1.02	0.96	1.14	0.98	0.98		
	生活科学専攻	推薦入試	志願者	44	26	33	36	31	108.8%
			合格者	42	26	32	35	31	
			入学者	42	26	32	35	31	
入学定員			45	45	45	45	45		
一般入試		志願者	72	65	73	74	75		
		合格者	54	61	67	69	65		
		入学者	30	36	42	46	36		
		入学定員	30	30	30	30	30		
センター利用入試		志願者	125	70	129	78	104		
		合格者	54	68	61	53	61		
		入学者	31	27	31	28	33		
		入学定員	20	20	20	20	20		
関連分野特別選抜		志願者	6	6	7	4	12		
		合格者	6	6	7	4	8		
		入学者	6	6	7	4	8		
		入学定員	5	5	5	5	5		
社会人特別選抜		志願者	3	1	1	1	5		
		合格者	2	0	1	1	4		
		入学者	2	0	1	0	4		
		入学定員	0	0	0	0	0		
専攻計	志願者	250	168	243	193	227			
	合格者	158	161	168	162	169			
	入学者 (A)	111	95	113	113	112			
	入学定員 (B)	100	100	100	100	100			
	A/B	1.11	0.95	1.13	1.13	1.12			
学科 合計	志願者	394	258	377	308	310	106.4%		
	合格者	228	234	250	244	249			
	入学者 (A)	162	143	170	162	161			
	入学定員 (B)	150	150	150	150	150			
	A/B	1.08	0.95	1.13	1.08	1.07			
短期大学 合計	志願者	734	634	732	781	738	88.4%		
	合格者	483	497	527	531	527			
	入学者 (A)	350	326	371	368	353			
	入学定員 (B)	400	400	400	400	400			
	A/B	0.88	0.82	0.93	0.92	0.88			

[注] 2 各入学定員が若干名の場合は「0」とした。

## (2) 長所・特色

本学では、「大学の理念」と「教育目標」に沿って、各学科・専攻部門ごとに学生の受け入れ方針（アドミッションポリシー）を明確化し、ホームページ上での公表、学生募集要項への明示を行い、オープンキャンパス・受験相談会・高校訪問などを通じて受験生に周知してきている。

また、入学者選抜においては、社会科学や生活科学の基礎を学ぶために必要な基礎学力や論理的思考力を重視しているが、各学科、専攻・部門ごとのアドミッション・ポリシーに沿って、推薦入試、社会人入試、センター試験利用入試、関連分野特別選抜入試など多様な入試方法の採用を進めている。法経科第2部の推薦入試、生活科学専攻の関連分野特別選抜においては、学ぶ意欲を重視して「学習計画書」の提出を求めるなどの工夫をしており、受け入れ方針に基づいた公正かつ適切な入学者選抜を行っているといえる。

また、法経科第1部と生活科学科では、入学定員に対する入学者比率は、過去5年間平均でみると、入学定員と入学者はほぼ一致しているが、法経科第2部では、入学定員は十分満たされていない。本学全体では、過去5年間の入学定員に対する入学者比率は0.90と1を若干下回っている。

入学者選抜については、入試管理委員会が中心になって実施する体制が確立しており、試験問題作成・印刷、入学試験実施、合否判定、入試情報提供等については、適切な体制の下で公正に実施されている。なお、入試制度の変更については、学長を委員長とする入試管理委員会、専攻、学科、教授会の議を経て、学長が決定することになっているが、これら一連の入試ごとの募集人員の変更もこの手続を経て決定される。

また、法経科第2部推薦入試、生活科学専攻関連分野特別選抜試験での「学習計画書」の提出は、アドミッション・ポリシーにしたがった出願を促す上で効果が上がっているといえる。学習計画書の提出やそれに準じた受験生のアドミッション・ポリシーへの理解を判定する材料としての学習計画書の提出を、さらに他の入試形態にも導入していくことの検討を進める。

その他、法経科2部では2021（令和3）年度より、就業状況などに柔軟に対応できる、ゆとりのある履修環境の提供を目的に、入学後あらかじめ長期間かけて履修することを申告した学生については、通常2年のカリキュラムを3年もしくは4年で履修することを認める長期履修学生制度を導入する。この一方で、定員を現在の150名から100名に変更する。また、障がいのある志願者も受験しやすいよう多目的トイレを増設するといった形で、障がい者が受験しやすい環境の構築も進めている。

## (3) 問題点

法経科第2部については、入学者数が入学定員を下回っている状況が長期に亘って続いってきた。この中で、長期履修学生制度の実施や定員削減が実施されたが、これは法経科第2部の抜本的改革ではないため、引き続き、高校訪問・オープンキャンパス・受験相談会などの機会に受験生に本学科への理解を深めてもらうなどの形で、本学科への志願者の十分な確保のための取り組みを進める必要がある。なお、近年受験生の減少が危惧される生

活科学専攻についても、引き続き、それと同様の形態で、受験生確保の取り組みを進める必要がある。

また、アドミッション・ポリシーの周知には種々の取り組みを通じて努めているが、その内容があまり具体的ではない、実際の入学者がどこまで受け入れ方針を理解して入学しているかの検証が十分行えていない、という問題がある。この解消に向けた対策としては、その内容を具体的にした上でその周知の取り組みを行い、アドミッション・ポリシーの理解度を訊ねる項目が加えられた新入生アンケートを実施する、などの方法が考えられる。さらに、各種の入試形態で入学してきた学生の卒業状況や成績との関連を定量的に検証する方法が十分に確立されていない点も問題である。これについては、入試種別毎の入学生の成績状況が把握できるような成績管理システムを導入する、などの工夫が必要である。

その他、障がい者が受験しやすい環境の更なる充実、受験時における新型コロナウイルス感染防止態勢の強化、といった受験環境改善関係の取り組みも求められる。

#### (4) 全体のまとめ

学生を受け入れる上で、主として、受験生への本学の説明、入学者選抜のための組織体制の構築、受け入れ方針に基づいた公正かつ適切な入学者選抜、これらを十分に実施しなければならないが、法経科第2部の入学者数などの状況を考慮すると、それらの取り組みについて更に充実させていかなければならない状況がある。そのための工夫として、新入生アンケートにおけるアドミッション・ポリシー理解項目の追加などの取り組みが考えられているが、それらの取り組み内容の拡充とこの実施結果とについて、今後、十分に検討し、当該取り組みを充実させていかなければならない。その他、今後、障がい者が受験しやすい環境の更なる充実、受験時における新型コロナウイルス感染防止態勢の強化、といった受験環境改善関係の取り組みも必要である。

今後、こうした課題に取り組む必要はあるが、「現況説明」に記述したように、学生の受け入れに関する状況は、短期大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切であるといえる。

## 第6章 教員・教員組織

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：短期大学の理念・目的に基づき、短期大学として求める教員像や各学科・専攻科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：短期大学として求める教員像の設定

・各学科・専攻科で求める専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学科・専攻科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

#### < 1 > 短期大学全体

本学は、教育公務員特例法に則り、学則において、学長—教授—准教授—講師・助教—助手からなる教員組織編制と各職位の職掌について明確に定めている（学則第39条～第44条）。また、「三重短期大学の組織に関する規則」第12条においては、学科長が「学長を補佐して科務を掌理」し、教授、准教授、講師及び助教が「学生を教授し、その研究を指導するとともに、専門学術の研究に従事する」と、それぞれの職掌を定めている（第12条）。さらに、教員組織編制についても「運営組織図」にみるように、役割分担と連携体制が確保されている（根拠資料6-1-1）。

本学が求める教員像及び教員組織の編成については、2007（平成19）年度の学科改編の際にまとめた『三重短期大学在り方研究会資料』と、2011（平成23）年度にとりまとめた『三重短期大学将来構想』の中で示されている。具体的には、生活科学科における社会福祉系科目の充実、居住環境コースの強化、法経科における経営系科目の充実などが挙げられ、その方針に基づき、社会福祉分野の教員の採用、環境系科目を担当しうる法経科教員の生活科学科への異動などが行われている。さらに、2018（平成30）年度にとりまとめた『平成30年度三重短期大学将来構想検討WG報告書』においては、栄養士養成施設としての教育体制の一層の充実を目指し、2021（令和3）年度から生活科学科食物栄養学専攻を学科独立させ、食物栄養学科食物栄養学専攻とすることが示されている。2017（平成29）年度入学生からの生活科学科生活科学専攻における教職課程の廃止に伴い、教職科目担当教員1名分を食物栄養学専攻教員にあてた上で、2019（令和元）年度にとりまとめた『短大充実案具体化のためのWG報告書』では、3学科体制のもとでの各学科の新たな3ポリシーと新しいカリキュラムが示されている。

また、人事については、教授会規程第7条において「教授会の決議は、出席会員の過半数によって成立する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、人事に関する決議は、出席会員の3分の2以上によって成立する。」と定められている。

2016（平成28）年度から人材評価制度を実施し、半期ごとに行われる評価では「研究」「教育」「大学運営」「地域貢献」の4項目が評価項目となっている。すなわち、短大教員は4項目のそれぞれの分野でバランスよく活躍することが求められている点が明示され、各教員も評価項目に応じて自覚的に努力する気風が生まれつつある。

## < 2 > 法経科

法経科では、「法律・政治・経済・経営など社会科学の基幹分野に関する基本的な知識の修得の上に、最新の学問的到達について一定の理解」（法経科第1部教育理念）を持った人材や、「社会科学についての基本的な素養」（法経科第2部教育理念）を持つ人材、さらに「文化や自然についての幅広い教養」（法経科第1部及び第2部共通の教育理念）を持つ人材を育成するために、法律・政治・経済・経営・語学・一般教養の各分野で、研究教育能力の高い人材を重視して教員採用している。採用の際には、法経科全体で責任ある決定を行うため、人事を一部の担当教員にまかせるのではなく、全員で査読、面接にあたっている。自身の専門と異なる分野の人事でも、研究内容の理解を深めるとともに、教育歴の確認や人柄などの多面的評価に積極的に参加することで、好ましい人材の採用に繋がっている。

また、法律・政治系教員と経済・経営系教員は、基礎科目と位置づけられている4単位科目を専門分野にしている教員を採用するようにしている。これらの専任教員は、「演習」及び「社会科学演習」を受け持つことになるが、本学が短期大学ということもあり、できるだけ基礎科目で演習を開講するようにしている。教員定数が限られているため、応用発展系科目の教員まで専任で採用することができないのが現状である。このため、教員人事の際には、いかなる科目を担当する教員が学科として必要であるかを、コースおよび学科で十分に検討した上で公募を実施している。例えば2016（平成28）年度の法経科の人事においては、経済学より経営学に学生の学修志向が移行する傾向が続いていたことから、経済史の後任人事において、マーケティング論を担当できる教員を募集することとした。

現在、法経科の専任教員は12名であり、教授5名、准教授4名、講師3名となっている。このうち語学・一般教養の専任教員は2名である（本学では学長が法経科教授を兼務している）。また、法律・政治系教員を6名、経済・経営系教員を6名とすることが学科の方針となっている。

## < 3 > 生活科学科

生活科学科では、「食や健康に強い関心と探求心をもち、専門性を高めるに十分な基礎学力」を有し、「将来、栄養士などの食のスペシャリストとして、地域社会に貢献する意欲」（食物栄養学専攻教育理念）をもった人材や、「社会福祉学や心理学をはじめとする幅広い学問の基礎的知識を修得し、地域貢献する意欲」および「社会的弱者のための住まいやまちの環境創造に向けて学び、地球規模の環境問題を認識し、環境共生型の地域社会に専門家として貢献する意欲」（生活科学専攻教育理念）をもった人材を育成するために、生化学・食品学・福祉・心理・環境・建築・情報等の各分野での研究教育能力の高い人材を重視して教員採用を行っている。採用時の手順は、法経科と同様であり、教員人事の際には、いかなる科目を担当する教員が学科として必要であるかを、コース、専攻、学科で十分に検討した上で公募を実施している。

現在、生活科学科の専任教員は16名であり、教授6名、准教授6名、講師1名、助教3名となっている。このうち、食物栄養学教員を8名、生活科学専攻教員を8名とすることが学科の方針となっている。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点 1：短期大学全体及び学科・専攻科等ごとの専任教員数

評価の視点 2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置
- ・短期大学士課程及び専攻科課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む）
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

評価の視点 3：短期大学士課程における教養教育の運営体制

< 1 > 短期大学全体

本学は、教育公務員特例法に則り、学則第 39 条から第 44 条において、学長、教授、准教授、講師、助教、助手からなる教員組織の編成と各職位の職掌について明確に定めている（根拠資料 6-2-1）。また、「三重短期大学の組織に関する規則」第 12 条においては、学科長が「学長を補佐して科務を掌理」し、教授、准教授、講師及び助教が「学生を教授し、その研究を指導するとともに、専門学術の研究に従事する」と、それぞれの職掌を定めている（根拠資料 6-2-2）。さらに、教員組織編制についても、「三重短期大学運営組織図」（根拠資料 6-2-3）にみるように、役割分担と連携体制が確保されている。

本学では採用人事を行う際には、まず各学科・専攻において教育上主要と認められる授業科目であり、専任教員の配置が必要と考えられる科目を検討した上で、すべて公募制による採用人事を行っている。応募の際には専門分野に関わる学術論文の提出に加え、本学での担当予定科目のシラバス（15 回または 30 回分）を作成してその提出を求め、当該学科の専任教員全員が採用面接に出席しており、担当科目にかかわる専門分野において優れた研究・教育能力を有する人材を広く募集する工夫をしている。

各学科・専攻における専門教育を実施するために必要な教員の配置は、学則第 39 条に規定する専任教員の組織編成と職掌に基づいて行われており、教授 11 名、准教授 10 名、講師 4 名、助教 3 名で教員組織を構成している（表 6-2-1）。また、専門教育、教養教育を充実させるために、「三重短期大学非常勤講師選考基準」（根拠資料 6-2-4 第 9 号）に基づいて非常勤講師を選考、配置しており、175 名の非常勤講師が本学の教育に従事している。

法経科および生活科学科の開設授業科目のうち、専門教育科目における兼任担当科目数

に対する専任担当科目数の割合（専兼比率）は、2019（令和元）年度は生活科学専攻では46.34%とやや低いが、その他の学科・専攻では、法経科第1部 48.05%、法経科第2部 52.53%、食物栄養学専攻 59.02%で、ほぼ半数が専任教員によって担当されている（表6-2-2）。

教養教育については、「語学基礎」または「共通科目」を担当する教員等によって構成される教養教育委員会が設置され、「教養教育に関する自己点検評価及び改善をはじめとする教養教育の運営」に当たっている（根拠資料6-2-5）。また教養教育を担う教員は、科目特性に応じて法経科または生活科学科のいずれかに所属し、教員の後任採用人事を実施する際は退職する教員が所属する学科において選考が行われる。採用人事の進め方は上述した通りである。

短期大学設置基準の必要教員数に対する専任教員数、教授数、教授の割合をみると、法経科（第1部及び第2部）では、必要教員数10名に対して12名が配置されており、必要教員数に占める教授の割合は50%となっている。また生活科学科においては、食物栄養学専攻において必要教員数4名に対して専任教員数が8名、生活科学専攻においては必要教員数4名に対して専任教員数が8名であり、必要教員数に占める教授の割合はそれぞれ50%、100%となっている。また、大学全体では必要教員数18名に対して専任教員28名、必要教員数に占める教授の割合は61.11%であり、短期大学設置基準に照らした場合も必要な教員が十分に確保されている（表6-2-1）。

本学教員組織の構成を性別および年齢の観点から見ると、法経科における男性教員と女性教員の比率は2：1となっている。一方、生活科学科教員の男女比は5：3である。年齢別については、各年代において、教員数に大きな偏りはみられない（表6-2-3、表6-2-4）。

## < 2 > 法経科

法経科第1部では、主要科目を担当する専任教員のうち9名が教授または准教授であり、専修第一分野（法律・政治系）に6名が配置され、日本国憲法、民法、刑法、行政法、労働法、行政学などの専修科目を担当し、また専修第二分野（経済・経営系）に6名が配置され、経済原論、金融論、財政学、経営学、マーケティング論、会計学などの専修科目を担当している。法経科第1部では、約半数の学生が法律コースに所属し、残りの半数が経商コースに所属しているため、演習に所属する学生数を均等化し、それぞれの学生に十分な教育・研究上の指導を行うためにも、上記の配置となっている。また、両コースにはそれぞれコース主任を置き、コース主任が中心になってコース内の教育課程に相応しい人員配置になっているかの検討を、後任人事の際や、中期計画を策定する際に行い、コースの意見を更に学科全体で検討するようにしている。

法経科第2部では、コース分けは行わず社会科学全般を学べるカリキュラムとなっており、第1部と同じ専任教員が日本国憲法、民法、刑法、行政法、労働法、行政学、経済原論、金融論、財政学、経営学、マーケティング論、会計学などの社会科学の基礎的分野の専修科目を担当している。第2部の学生も2年次にそれぞれの興味関心のある科目の教員のもとで指導を受けるために社会科学演習に所属する。ただし、少人数制を前提に所属学生を配属している。社会科学演習は上記の専修科目を担当する専任教員が担当し、教育・

研究上の指導を行っている。第2部ではコースがないためコース主任は置かず、学科長が責任者となって教育課程に相応しい人員配置になっているか等を学科会議にて検討している。

### < 3 > 生活科学科

生活科学科食物栄養学専攻では、5名の教授、准教授及び講師が、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養と指導、給食の運営などの専門領域を分担している。また生活科学科生活科学専攻では、主要科目を担当する専任教員のうち8名が教授または准教授であり、専修第一分野（生活福祉・心理コース）に4名、専修第二分野（居住環境コース）に4名が配置され、福祉学、心理学、住居学、都市計画、環境共生学、情報科学などの基幹科目を担当している。

栄養士養成課程にかかわる教員配置状況ならびに必要な資格については、人体の構造と機能を非常勤講師の医師1名が担当している。また、栄養の指導、給食の運営を担当する専任教員はいずれも管理栄養士である。助教についても3名全員が管理栄養士である。

表6-2-1 専任教員組織表（2019年度）

学科・部・専攻		専任教員数					助手	設置基準上 必要専任 教員数	専任教員1人あた りの在籍学生数 (表7の在籍数/A)	兼任教員数					兼任 教員数
		教授	准教授	講師	助教	計(A)				教授	准教授	講師	助教	計	
法経科	第1部	5	4	3		12		3	34.33	4	2	2		8	49
	第2部														7
生活科学科	食物栄養学専攻	2	2	1	3	8		4	13.25	1				1	43
	生活科学専攻	4	4			8		4	27.75	4	2			6	61
合計		11	10	4	3	28		18		9	4	1		15	186
短期大学全体の入学定員に応じ定める専任教員数								5							

[注] 1 専任とは、常勤する者をいい、兼任とは、学外からの兼務者を示す。

2 同一の兼任教員が複数の学科を担当する場合、重複して記載している。

3 2019年5月1日時点の状況を示す。

表6-2-2 学科の開設授業科目における専兼比率（2019年度）

学 科・部・専 攻			必修科目	選択必修科目	全開設授業科目	
法経科	第1部	専門教育	専任担当科目数 (A)	0.91	26.00	26.91
			兼任担当科目数 (B)	0.09	29.00	29.09
			専兼比率 % (A / (A + B) * 100)	91.00	47.27	48.05
		教養教育	専任担当科目数 (A)	2.50	16.25	18.75
			兼任担当科目数 (B)	3.50	18.75	22.25
			専兼比率 % (A / (A + B) * 100)	41.67	46.43	45.73
	第2部	専門教育	専任担当科目数 (A)	0.91	18.00	18.91
			兼任担当科目数 (B)	0.09	17.00	17.09
			専兼比率 % (A / (A + B) * 100)	91.00	51.43	52.53
		教養教育	専任担当科目数 (A)	1.50	16.00	17.50
兼任担当科目数 (B)	2.50	19.00	21.50			
専兼比率 % (A / (A + B) * 100)	37.50	45.71	44.87			
生活科学科	食物栄養学専攻	専門教育	専任担当科目数 (A)	6.00	30.00	36.00
			兼任担当科目数 (B)	1.00	24.00	25.00
			専兼比率 % (A / (A + B) * 100)	85.71	55.56	59.02
		教養教育	専任担当科目数 (A)	1.50	16.25	17.75
			兼任担当科目数 (B)	3.50	18.75	22.25
			専兼比率 % (A / (A + B) * 100)	30.00	46.43	44.38
	生活科学専攻	専門教育	専任担当科目数 (A)	2.00	36.00	38.00
			兼任担当科目数 (B)	0.00	44.00	44.00
			専兼比率 % (A / (A + B) * 100)	100.00	45.00	46.34
		教養教育	専任担当科目数 (A)	1.50	16.25	17.75
兼任担当科目数 (B)	3.50	18.75	22.25			
専兼比率 % (A / (A + B) * 100)	30.00	46.43	44.38			

[注] 1 「全開設授業科目」とは、必須科目と選択必須科目をあわせたものである。

2 専任担当科目数には、他学科の専任教員による兼担科目も含む。

表6-2-3 専任教員年齢構成表（2019年度）

学科	職位	61歳～	56歳～	51歳～	46歳～	41歳～	36歳～	31歳～	26歳～	計
		65歳	60歳	55歳	50歳	45歳	40歳	35歳	30歳	
法経科	教授	1	2	1	1	0	0	0	0	5
		20.0%	40.0%	20.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	准教授	0	0	0	0	2	1	1	0	4
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	25.0%	25.0%	0.0%	100.0%
	講師	0	0	0	0	0	1	1	1	3
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	33.3%	33.3%	100.0%
	助教	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計		1	2	1	1	2	2	2	1	12
定年 65歳		8.3%	16.7%	8.3%	8.3%	16.7%	16.7%	16.7%	8.3%	100.0%

学科	職位	61歳～	56歳～	51歳～	46歳～	41歳～	36歳～	31歳～	26歳～	計
		65歳	60歳	55歳	50歳	45歳	40歳	35歳	30歳	
生活科学科	教授	0	2	3	0	1	0	0	0	6
		0.0%	33.3%	50.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	准教授	0	0	0	1	4	1	0	0	6
		0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	66.7%	16.7%	0.0%	0.0%	100.0%
	講師	0	0	0	0	0	0	1	0	1
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
	助教	0	0	1	1	0	1	0	0	3
		0.0%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	100.0%
合計		0	2	4	2	5	2	1	0	16
定年 65歳		0.0%	12.5%	25.0%	12.5%	31.3%	12.5%	6.3%	0.0%	100.0%

学科	職位	61歳～	56歳～	51歳～	46歳～	41歳～	36歳～	31歳～	26歳～	計
		65歳	60歳	55歳	50歳	45歳	40歳	35歳	30歳	
全学科	教授	1	4	4	1	1	0	0	0	11
		9.1%	36.4%	36.4%	9.1%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	准教授	0	0	0	1	6	2	1	0	10
		0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	60.0%	20.0%	10.0%	0.0%	100.0%
	講師	0	0	0	0	0	1	2	1	4
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	50.0%	25.0%	100.0%
	助教	0	0	1	1	0	1	0	0	3
		0.0%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	100.0%
合計		1	4	5	3	7	4	3	1	28
定年 65歳		3.6%	14.3%	17.9%	10.7%	25.0%	14.3%	10.7%	3.6%	100.0%

[注] 2019年5月1日時点の状況を示す。

表6-2-4 教員の学科別・男女年代別構成（2019年度）

	60代		50代		40代		30代		20代		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
法経科	1	1	2	1	2	1	3	1	0	0	8	4
生活科学科	1	0	4	1	4	4	1	1	0	0	10	6
計	2	1	6	2	6	5	4	2	0	0	18	10

根拠資料6-2-1 三重短期大学学則

根拠資料6-2-2 三重短期大学の組織に関する規則

根拠資料6-2-3 三重短期大学運営組織図

根拠資料6-2-4 三重短期大学非常勤講師選考基準

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点 1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点 2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

< 1 > 短期大学全体

教員の採用及び昇任は、「三重短期大学教員選考基準」（根拠資料 6-3-1）及び「三重短期大学教員選考基準運用規程」（根拠資料 6-3-2）に定められた、職位ごとの研究歴、研究業績、教育歴及び教育業績等の基準に基づいて行われている。

教員採用については、本学ではすべて公募制による採用人事を行っており、優れた研究・教育能力を持つ人材を広く募集している。まず「専任教員の新規採用に関する教授会申し合わせ」（根拠資料 6-3-3）及び「教員の任用に関する手順について（申し合わせ）」（根拠資料 6-3-4）に従って配属学科が募集要項案を作成し、発展計画委員会の承認を経て、教授会で審議後、募集要項が決定される。その後、配属学科による第一次選考（書類審査）、第二次選考（面接）を行い、選考結果を教授会で審議することで教員候補者を決定する。教員候補者の職位は上掲の「三重短期大学教員選考基準」に基づき教員資格審査委員会により決定される。以上の諸決定を基に、学長によって必要な手続きがなされる。

昇任人事については、学長から昇任希望の申請受付が年 2 回通達される。昇任を希望する教員自らが、昇任申請書及び定められた審査書類を学長宛てに申請し、学長はその適否を教員審査委員長宛てに諮問する。教員資格審査委員会では、上掲の「三重短期大学教員選考基準」及び「三重短期大学教員選考基準運用規程」に照らして厳正な審査を行い、昇任の可否の結果を学長に答申する。昇任が適格と判断された場合には、学長が昇任人事を教授会に提案する。そして教授会では「昇任人事に関する教授会の申し合わせ」（根拠資料 6-3-5）に従って審議を行った上で承認する。

候補者の教育上の指導能力の評価については、採用候補者に対しては、担当授業科目等の教育経験に加え、面接を実施することで学術的説明能力と質問に対する回答の的確さなどを評価している。また昇任候補者に対しては、教育研究業績書の提出を求め、そのなかで担当授業科目とそのシラバス、指導した卒業研究の題目、教材の開発と作成、教育方法の工夫や改善、FD活動など授業改善活動への参加経験、公開講座など正規課程以外の教育活動、編入学などの学生支援等から評価している。

< 2 > 法経科

教員募集は本学の「三重短期大学教員選考基準」（根拠資料 6-3-1）及び「三重短期大学教員選考基準運用規程」（根拠資料 6-3-2）に基づき、公募制によって採用人事を行っている。公募に当たっては、法律・行政系科目の人事については法律コースで、経

済・経営系科目の人事については経商コースで採用科目、採用条件等の原案を作成し、語学・一般教養科目については教養委員会の意向を参考にしながら、最終的にはどちらも学科会議において募集要項案を確定し、発展計画委員会の承認を経て、教授会で審議後、募集要項が決定される。採用審査においては、応募者の一次審査（書類）、二次審査（面接）を法経科に所属する全教員が参加して行い、学科会議において審査結果を決定する。教員候補者の職位は上掲の「三重短期大学教員選考基準」に基づき教員資格審査委員会により決定される。学科会議の結論は、それぞれの審査の段階で教授会での審議・承認を受け、最終的には任命権者によって任用が確定する。

昇任人事については、昇任を希望する教員自らが、昇任申請書及び定められた審査書類（教育研究業績書など）を学長宛てに申請し、学長より諮問された教員資格審査委員会の厳正な審査を経て、学長が昇任人事を教授会に提案し、審議の上、承認している。

### < 3 > 生活科学科

生活科学科では、教員の採用及び昇任は、「三重短期大学教員選考基準」（根拠資料 6-3-1）及び「三重短期大学教員選考基準運用規程」（根拠資料 6-3-2）に基づき、公募制によって採用人事を行っている。

公募に当たっては、生活福祉・心理及び居住環境系科目の人事については生活科学専攻で、食物栄養学系科目の人事については食物栄養学専攻で採用科目、採用条件等の原案を作成し、最終的にはどちらも学科会議において募集要項案を確定し、発展計画委員会の承認を経て、教授会で審議後、募集要項案が決定される。採用審査においては、応募者の一次審査（書類）、二次審査（面接）を生活科学科に所属する全教員が参加して行い、学科会議において審査結果を決定する。教員候補者の職位は上掲の「三重短期大学教員選考基準」に基づき教員資格審査委員会により決定される。学科会議の結論は、それぞれの審査の段階で教授会での審議・承認を受け、最終的には任命権者によって任用が確定する。

昇任人事については、昇任を希望する教員自らが、昇任申請書及び定められた審査書類（教育研究業績書など）を学長宛てに申請し、学長より諮問された教員資格審査委員会の厳正な審査を経て、学長が昇任人事を教授会に提案し、審議の上、承認している。

根拠資料 6-3-1 三重短期大学教員選考基準

根拠資料 6-3-2 三重短期大学教員選考基準運用規程

根拠資料 6-3-3 専任教員の新規採用に関する教授会申し合わせ

根拠資料 6-3-4 教員の任用に関する手順について（申し合わせ）

根拠資料 6-3-5 昇任人事に関する教授会の申し合わせ

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施  
評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

教員の資質の向上については、本学は小規模な短期大学であることから学科ごとに対応するのではなく両学科共通の形態で行っている。そのため、以下、学科ごとではなく、短期大学全体として説明を行うこととする。

FD・SD活動推進委員会が、前期・後期にそれぞれ「学生による授業評価アンケート」を実施している。アンケート結果は授業担当教員にフィードバックされ、各教員に対しては、アンケート結果を参考に授業改善案等を中心とするコメントを作成することを求めている。教員のコメントの大多数には、今後の授業改善の方策が記述され報告書としてまとめている。この報告書は教職員だけでなく学生も閲覧可能となっている（2019年度「FD・SD活動報告書」）。

さらに本学では、授業改善に資する活動も行っている。公開授業（根拠資料6-4-2）やFD活動交流集会（根拠資料6-4-3）を開催し、学科・専攻を超えた教員の情報交換や意見交流の場を設定し、相互の研鑽を図っている。また、昇任人事の際に提出する教育研究業績書においては、担当科目のシラバスや指導した卒業研究題目のみならず、教育方法に関する工夫や改善についての記述を求めている。

なお、専任教員の過去5年分の教員・教育研究に関する業績は、「三重短期大学年報」の教員研究・教育業績にまとめられている（根拠資料6-4-4）。

根拠資料6-4-1 2019年度「FD・SD活動報告書」

根拠資料6-4-2 公開授業実施内容

根拠資料6-4-3 FD活動交流集会内容

根拠資料6-4-4 三重短期大学年報（2015年度～2019年度）

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価  
評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、大学および各学科の教育理念に沿った人材として採用された教員および教員組織の適切性について、FD・SD活動推進委員会が中心となって全学的な点検と評価を

実施し、改善・向上に向けた取り組みを行っている。

F D・S D活動推進委員会が毎年度全ての教員の担当科目を対象に実施する「学生による授業評価アンケート」では、授業の進め方やシラバスの記載内容、板書方法や話し方、教材の適切性等の10以上の項目について学生が6段階で評価し、結果は速やかに各担当教員にフィードバックされる。同アンケート結果を受けて、各教員は授業改善策を講じて同委員会に報告し、その改善策も含めたすべての結果は『F D・S D活動報告書』としてまとめられる。同報告書は教職員だけでなく、図書館など学内でも閲覧可能で、学生にも広く公表されている。「授業評価アンケート」と合わせて、「ゼミ評価アンケート」、「特に受講を勧めたい講義・改善を求めたい講義のアンケート」も実施され、ゼミも含めた開講科目全体の改善に活用され、教員組織の適切性が検証されている。

さらに、本学では2010（平成22）年度から毎年、F D活動の一環として公開授業を実施している。専任教員の講義を2週間にわたって公開授業とし、教員はお互いの授業を参観してコメント作成し、F D・S D活動推進委員会に提出する。その後F D活動交流集会を開き、提出されたコメントをもとに、各教員が参観した授業内容についての率直な意見交換を行い、より効果的な授業方法を模索して教員相互の研鑽を図っている。これまでの交流集会では、着任して日の浅い教員に対して、話し方や映像教材の活用方法についてのアドバイス等があり、より良い授業への改善につながった例がある。2019（令和元）年度からは、グループワーク形式での交流を図り、より積極的な意見交換に繋げている。また、学長と学生の座談会が毎年度開催され、公募によって出席希望学生を募り、本学のF D・S D活動全般についての意見や要望を広く聴き取っている。出された意見や要望については、掲示して学生に公開すると同時にF D・S D活動推進委員会から教授会に報告され、必要に応じて学務委員会や各学科、専攻、コースにフィードバックされ、改善に繋げている。

また、F D・S D活動推進委員会が実施する上記の複数のアンケート結果と合わせて、内部質保証推進委員会が毎年度末に「卒業生満足度アンケート」を実施し、内部質保証推進の観点から教員配置や教員組織の適切性についての点検と評価を行っている。さらに、教員評価委員会では、毎年度前後期末に教員から提出される「人材評価自己点検票」によって、各教員の「教育」「研究」「大学運営」「地域貢献」面での点検と検証を行っている。各教員から提出された自己点検票をもとに、同委員会が第2次評価者となり、さらに学長が最終評価者となって、教員一人一人の点検と評価を行っている。なお、学長の人材評価については、同委員会が第2次評価者、教授会が最終評価者となり、毎年度前後期末の教授会で、学長の人材評価を実施している。

以上のように本学では、F D・S D活動推進委員会、教員評価委員会、内部質保証推進委員会による点検と評価を通じて教員組織の改善につなげ、併せて社会的ニーズや学生の学修志向の変化なども勘案し、必要と判断された場合は学科からの提起と学務委員会での調整を経て、発展計画・教授会の審議によって教員組織の改編を行っている。

## （2）長所・特色

教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確になっている。また、教員の採用基準や昇格基

準も明確で定期的な評価も行われている。これにより全学的な観点から、教員組織の適切性に関する定期的な点検・評価、並びにその結果を改善・向上することが可能となった。

### **(3) 問題点**

法経科では 2013 (平成 25) 年度自己点検評価時より女性教員比率が改善されているが、引き続き検討を進める必要がある。

### **(4) 全体のまとめ**

本学では、大学の理念・目的を具現化するよう計画的な教員採用を実施し、教員組織の編成に努めている。教員の募集、採用、昇任等についても、上記の方針や各種規程に基づき適切に行っている。教員の資質の向上を図るための方策については、FD・SD活動推進委員会、教員評価委員会、内部質保証推進委員会による点検と評価を通じて教員組織の改善につなげている。以上のことから、短期大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切であるといえる。

## 第7章 学生支援

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する短期大学としての方針を明示しているか。

評価の視点：短期大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する短期大学としての方針の適切な明示

本学の理念は「知の創造と継承を理念として、真理の探究とそれに基づく教育により優れた人材を育成するとともに、地域における知の拠点として、広く市民と連携し、協働することを通じて、地域の文化の向上及び豊かな地域社会の実現に寄与する」ことであり、そのために「広い分野の総合的な知識と深い専門的学術を教授研究し、豊かな人間性と高い知性を備え、論理的で自主的な判断能力に加え応用力や実践力の富む有為な人材の育成を行う」ことを教育目標として掲げている（根拠資料7-1-1）。さらに三重短期大学全体としてのアドミッション・ポリシーにおいては「この目標を理解し、必要な基礎学力と豊かな感性を備え、主体的に学ぶ姿勢をもち、積極的に社会と関わり、他者と協働しながら地域社会を形成しようとする学生を求める」としている（根拠資料7-1-2）。こうした情報は本学のHP上にて公開されている。また、入学者については、津市が設置した公立短期大学であるという特性上、市内及び県内出身者が多いが、愛知県などの近隣諸県のみならず全国から広く集まっている。遠方から志願する学生はHPを通じて本学の情報を入手する学生が多く、HPで公開することは適切な明示方法である。

こうした本学の理念・目標、入学者動向を踏まえ、本学では多様な学生が安定した大学生活を送り、本学の理念・目標に沿って学習を深め、目的意識や適性に応じて進路決定できるよう、学生への修学支援、生活支援、進路支援の方針と具体的な支援策を、学務委員会、障がい学生支援委員会、ハラスメント防止対策委員会、キャリア支援委員会で検討協議している。方針と内容、また各支援にかかわる事項は『学生便覧』（根拠資料7-1-3 pp. 1～2・8～19）にまとめ、教員には毎年度、学生には入学時に配付している。基本的に、修学支援は学務委員会、生活支援は学務委員会、障がい学生支援委員会、ハラスメント防止対策委員会、進路支援はキャリア支援委員会での協議となるが、事案によっては各委員会間で連携を取り、柔軟に対応協議している。

『学生便覧』には「学生生活全般に関する事項」、「修学に関する事項」、「学生の福利厚生」、「学生活動」等の項目を設け、修学支援・経済的支援の仕組みや、心身の健康の保持・増進にかかわる支援の仕組み、進路選択にかかわる支援の仕組みなどを明示している。新入生対象のオリエンテーションでは「学生生活ガイダンス」の時間を設け、『学生便覧』を使って、学生生活の基本ルールや奨学金、キャリア対策、健康診断や相談室の利用方法、ハラスメント防止対策やFD活動など、学生生活全般にかかわる支援について、各委員会の担当教員や担当職員が概要説明を行っている。

根拠資料7-1-1 三重短期大学の理念と教育目標

[https://www.tsu-cc.ac.jp/files/disclosure-eduinfo\\_rinen-kyouiku.pdf](https://www.tsu-cc.ac.jp/files/disclosure-eduinfo_rinen-kyouiku.pdf)

根拠資料 7-1-2 三重短期大学全体としての 3 ポリシー

<https://www.tsu-cc.ac.jp/info/threepolicy/>

根拠資料 7-1-3 『学生便覧』

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点 1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点 2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備

評価の視点 3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点 4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

評価の視点 5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点 6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

視点 1：学生支援体制の適切な整備

本学では「三重短期大学の組織に関する規則」において、学生部を設置し教務学生担当の職員を配置することが定められ、学生部長が学務を掌理し、所属職員を指揮監督するとされている（根拠資料 7-2-1）。また、学生支援の方針や支援策の内容は、教職員により構成される各種委員会によって協議・決定され、教授会にて報告・承認される。修学支援については学生部長を委員長として学務委員会が、生活支援については学務委員会の他に、障がい学生支援委員会（委員長は互選）、ハラスメント防止対策委員会（委員長は互選）、進路支援は学生部長を委員長としてキャリア支援委員会での協議となるが、事案によって

は各委員会間で連携を取り、柔軟に対応協議している。こうした各種支援は学生部により、学生への周知、受付、事務処理されている。

## 視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

(学生の能力に応じた補習教育、補充教育)

補習教育・補充教育に関しては、各教員の判断により必要に応じて行っている。特にゼミでは、卒業論文や卒業制作課題を課している場合が多く、ゼミ担当教員が各学生の課題作成の進捗度に応じて、正規のゼミの時間以外に個別に指導を行っている。さらに本学では、2015（平成27）年度から再試験制度を廃止しているため、成績評価時に基準を満たさない学生に対し、各教員の判断で再試験に代わる補習を課し、課題の再提出などを求めて補充教育を行っている。また講義内容について質問のある学生に対しては、各教員が設定しているオフィスアワーを利用するよう指導し、補習教育を行っている。

(正課外教育)

本学は正課授業外で行う学生の自主的な諸活動を正課外活動と位置づけている。こうした活動は、学生の自主性、リーダーシップ、協調性などを涵養し、人間的成長を促す場としても、学生間の親睦を図る場としても重要であり、大学教育における重要な柱として全学的に支援している。大学に設立申請し許可を得た同好会及びクラブ・サークル数（同好会とサークルは規程上、扱いに差がないため以下、「サークル」と言う）は下記の通りである（表7-2-1）。なお、本学では「三重短期大学 学生課外活動団体規定」により、3名上の学生と顧問の教員がいれば同好会またはサークルとして設立を申請可能であり、6ヶ月以上の活動実績と構成員の学生が6名以上になっていればクラブへ昇格できることになっている（根拠資料7-2-2）。学内で活動しているクラブ・サークルは数が少ないことから、これ以外に三重大大学のクラブ・サークルに所属して活動する学生も存在する。教員は各クラブ・サークルの顧問となり、種々の活動について適切な監督・支援と助言を行う等の支援をしている。

また、課外活動による学生生活の向上と活性化、及び団体の円滑な運営の支援を目的として三科合同クラブ委員会が設置され、(1)各団体の活動の振興、(2)各団体の発展と相互連携・融和を図る、(3)諸団体との連絡、(4)施設の便宜を図る、などの活動を行っている（根拠資料7-2-3）。

表7-2-1 2019年度 三重短期大学クラブ・サークル数

	体育・運動系	文化系
クラブ	9	9
サークル	5	0

その他の学生組織として1部及び2部学生自治会、大学祭実行委員会、生協学生委員会などがあり、三科合同クラブ委員会を加えた各団体の委員長は、学生部長及び学生部との間でおおむね月1回三部会を開催し、相互に連携を取りながら学生生活の充実発展に向け

た取り組みを行っている。例えば学生自治会は新入生歓迎行事や卒業記念パーティーの開催、大学祭実行委員会はサマーフェスティバル(7月開催)や大学祭(11月開催)の企画・運営などである。こうした行事には教育振興会や同窓会からの補助があり、学生部長および学生部はそうした支援と各委員会の橋渡しをする役割を果たしている。生協学生委員会は三重短期大学生協における諸活動の中心を担い、食堂や売店と連携した各種企画、新歓活動、ボランティア活動、各種大学行事への参加・協力、年次総会の運営、他大学の生協学生委員会との交流など多岐にわたる活動を行っている。三重短期大学生協には、学生部長が生協理事長を兼任し、多数の教職員が専務理事、理事、監査などの形で運営に参加している。

#### (留学生等の多様な学生に対する修学支援)

何らかの支援が必要な可能性のある留学生については、本学では2011(平成23)年度入試から募集を停止している。留学生の在学中は、「日本語・日本文化論」を1年前期に履修するよう指導するとともに、専任教員1名が担当教員となり、学習と生活面での支援体制をとってきた。

#### (障がいのある学生に対する修学支援)

身体等に障がいのある学生に対し、修学及び学生生活にかかわる支援を行うため、本学では2016(平成28)年2月に障がい学生支援委員会を設置した(根拠資料7-2-4)。学生部長、大学総務課長、両学科長、福祉系科目担当教員と学生部職員で構成される同委員会では、必要に応じて看護師にも出席を求め、配慮が必要な学生の情報共有やその対応方法、学内施設の改修等について検討を行っている。

過去5年間に特別な支援を行う必要があるほどの障がいを持つ学生は入学していないが、何らかの配慮が必要なケースはあり、本人および保護者の申し出により対応を行ってきた。その場合、看護師と学生部長による聴き取りを経て、必要な配慮を教員に求め、難聴や視力に困難を抱える学生については、座席を配慮し、視聴覚機材や資料の配布に工夫を凝らしてきた。また、病気を抱える学生が実験・実習を伴う専攻・コースに在籍している場合には、教員に周知をはかり、緊急連絡先を学生部に掲示してきた。こうした記録を学生部で保管し、対応が必要となった場合には記録を参照し、さらに追加記入する。障がい学生支援委員会が設置されたことにより、こうした案件を委員会に上げ、委員である両学科長から学科会議での審議に持ち込むプロセスが整い、教職員間での情報共有がより早く確実になった。

#### (成績不振の学生の状況把握と指導)

長期にわたり講義を欠席する学生や履修申告を怠る学生には学生部長や学生部から電話連絡を入れ、状況把握と必要な指導を行っている。繰り返し電話をしても出ない学生には保護者に連絡を取る場合もある。また、学生部では、2年生前期の成績が出た時点で卒業が厳しいと見込まれる学生をリストアップし、ゼミ担当教員と情報共有をしながら履修指導において指導を徹底するよう依頼している。

留年が確定した学生については、すでにゼミ単位を修得しているケースが多いため、ゼ

ミ担当教員に加えて学科長も相談と履修指導に当たって卒業へとつなげ、留年から休学や退学へ至らないよう努めている。

(退学希望者の状況把握と対応)

休学や退学の相談を寄せる学生には学生部長が、また場合によっては学科長や専攻主任、コース主任も加わり、個別に事情の聴き取りと指導を行っている。指導の結果、休学や退学を思いとどまるケース、退学希望を休学に切り替え、半年後に復学するケースもある。また休学や退学の理由の多くが経済的困窮、精神面での不調、進路選択上の問題であるため、授業料支払い猶予や減免について総務に問い合わせ、看護師や学生相談室への相談を検討し、キャリア支援担当者と連絡をとるなど、全学的に教職員が情報を共有して、できる限り適切な修学支援につとめている。なお休学者と退学者については、毎月1回開催される学務委員会で審議したうえで、教授会で審議承認している。過去3年の退学者数と休学者数については以下のとおりである(表7-2-2、根拠資料7-2-5)。

表7-2-2 過去3年間の退学者・休学者数

		【退学者】											
学 科	部・専攻	2017年度				2018年度				2019年度			
		1年次	2年次	合計	退学率 (%)	1年次	2年次	合計	退学率 (%)	1年次	2年次	合計	退学率 (%)
法経科	第1部	5	2(2)	7	3.5	1	0(0)	1	0.5	6	4(2)	10	4.2
	第2部	3	5(2)	8	4.4	4	6(3)	10	5.9	5	4(2)	9	5.2
計		8	7(4)	15	3.9	5	6(3)	11	2.8	11	8(4)	19	4.6
生活科学科	食物栄養学専攻	0	0(0)	0	0.0	1	1(0)	2	1.9	0	0(0)	0	0.0
	生活科学専攻	1	0(0)	1	0.5	5	2(0)	7	3.3	4	3(1)	7	3.2
計		1	0(0)	1	0.3	6	3(0)	9	2.8	4	3(1)	7	2.1
合 計		9	7(4)	16	2.3	11	9(3)	20	2.8	15	11(5)	26	3.5

		【休学者】											
学 科	部・専攻	2017年度			2018年度			2019年度					
		1年次	2年次	合計	1年次	2年次	合計	1年次	2年次	合計			
法経科	第1部	1	0(0)	1	0	0(0)	0	1	0(0)	1			
	第2部	0	1(0)	1	2	1(0)	3	0	2(0)	2			
計		1	1(0)	2	2	1(0)	3	1	2(0)	3			
生活科学科	食物栄養学専攻	0	0(0)	0	0	0(0)	0	1	0(0)	1			
	生活科学専攻	1	0(0)	1	0	0(0)	0	0	2(0)	2			
計		1	0(0)	1	0	0(0)	0	1	2(0)	3			
合 計		2	1(0)	3	2	1(0)	3	2	4(0)	6			

- [注] 1 ( )内の数字は3年次以上生の学生数を内数で示したもの。  
 2 退学率については、各年度の5月1日現在の学生数に占める割合とする。  
 3 休学者数は延べ人数で示した。

(奨学金その他の経済的支援の整備)

日本学生支援機構の奨学金貸与については、4月に全体説明会を開催し、奨学金の趣旨や制度について周知している。予約採用はすでに高校在学時に採用候補者として決まっているが、在学採用については、「本学に在学する者で、経済的理由により就学困難な者のうち、日本学生支援機構に定められている人物、学力及び家計の基準に合致している者」(根拠資料7-2-6 p.16)を申込資格とし、奨学金推薦委員会が希望者と面談の上で、奨学生の推薦・専攻にあたっている。

また、日本学生支援機構では2018（平成30）年度から給付制の奨学金を新設した。2019（平成31・令和元）年度に日本学生支援機構から奨学金を給付・貸与された学生数は、327名である。他にも地方自治体やあしなが奨学金などの奨学金を受けている学生もいるため、全学生の約45%が奨学金を受給していることになる（表7-2-3、根拠資料7-2-5）。日本学生支援機構以外からの奨学金の案内が送付された場合には、掲示で学生に周知している。

表7-2-3 奨学金給付・貸与状況（2019年度）

（単位：千円）

奨学金の名称	給付・貸与の別	支給対象学生数(A)	在籍学生総数(B)	在籍学生数に対する比率(%) A/B	支給総額(C)	1件あたり支給額 C/A
日本学生支援機構奨学金	貸与	293	740	39.6%	174,715	596
	給付	34		4.6%	10,510	309
あしなが育英会奨学金	貸与	2		0.3%	960	480
	給付	2		0.3%	720	360
殿町奨学金	貸与	1		0.1%	240	240
計		332		740	44.9%	187,145

さらに本学では、「三重短期大学授業料の徴収猶予及び減免に関する取扱い要綱」（根拠資料7-2-7）等の規程を定め、経済的理由により授業料の納付が困難でかつ学業成績が優秀であると認められた学生については、授業料の全学もしくは半額を免除している。また、授業料減免の対象にならない場合には、6ヶ月以下の期間で、授業料の徴収を猶予する制度もある。

減免にあたっては、授業料減免審査委員会が審査した上で、学長が承認して教授会に報告している。近年は経済状況の厳しさを反映して、授業料減免件数が増加している（表7-2-4、根拠資料7-2-5）。これらの奨学金や授業料減免制度については、『学生便覧』や『キャンパスガイド』（根拠資料7-2-6、根拠資料7-2-8）等に記載し、オリエンテーションなどで学生への周知徹底に努めている。

表7-2-4 過去3年間の授業料免除状況

(人)

年度		2017年度		2018年度		2019年度	
学期		前期	後期	前期	後期	前期	後期
希望者		12	29	53	64	64	74
全額免除	総数	6	15	26	36	30	32
	法経科第1部	2	4	8	10	9	9
	法経科第2部	0	1	7	8	7	8
	生活科学科	4	2	11	18	14	15
	1年次	0	5	10	16	14	19
	2年次	6	10	16	20	16	13
半額免除	総数	5	9	21	24	25	33
	法経科第1部	1	2	6	8	8	10
	法経科第2部	0	0	2	3	3	4
	生活科学科	4	7	13	13	14	19
	1年次	0	2	10	14	11	12
	2年次	5	7	11	10	14	21
不採用		1	5	6	4	9	9

## 視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

(学生の相談に応じる体制の整備)

また法経科（第1部、第2部）、生活科学科ともに1年次生に対してクラス担任制を実施し、各クラスに専任教員が配置されている。クラス人数はおおむね10～15名程度で、学生に対して入学時からゼミ配置が決まるまでの間（6カ月ないしは1年）、学習面だけでなく、進路や生活面を含む様々な質問や相談に対し、アドバイスと支援を行っている。さらに、全教員が週に1コマ（90分）のオフィスアワーを設定し、各学期開始時のオリエンテーションや掲示等で学生に周知している。オフィスアワーでは、学生は予約することなく各教員の研究室を訪れることができ、他の教員への質問や意見も受け付けており、専門に特化した質問については該当する担当者に確認し、後日回答している。

(ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備)

セクシャル・ハラスメントに対しては、2002（平成14）年3月に「セクシャル・ハラスメント防止宣言」を行い、ガイドライン、セクハラ防止対策委員会を設置した。その後様々なハラスメントに対応できることをめざし、2012（平成24年）1月に「三重短期大学ハラスメント防止宣言（根拠資料7-2-9）」を改めて行い、防止すべき対象をハラスメント全般に拡大した。ガイドライン（根拠資料7-2-10）及び「三重短期大学ハラスメントの防止に関する規程（根拠資料7-2-11）」を改正し、セクハラ防止対策委員会をハラスメント防止対策委員会に改組した。ハラスメント防止対策委員会は、男女教職員各2名の委員計4人で構成され、相談及び調整・調停、啓発、そのほか防止体制整備に必要な事項

を担っており、学外講師を招いての講演会なども行っている。毎年4月には新任教職員を対象に、ハラスメント防止対策委員長が研修会（根拠資料7-2-12）を開き、ハラスメントの定義と、様々なハラスメントについて具体例をあげて講義を行っている。学生には4月のオリエンテーションで、相談窓口となる教職員の氏名とメールアドレスを記載したリーフレット（根拠資料7-2-13）を配付し、ハラスメントの防止と相談窓口の周知に努めている。

重大な事案が発生し、ハラスメント防止対策委員会の調整・調停による解決が不調に終わった場合、さらに事実調査を経たうえで救済措置や再発防止措置をとる必要があると判断された場合には、事案をハラスメント事実調査委員会（根拠資料7-2-11）に送付することとなっている。

（学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮）

学生の健康管理については、毎年4月に全学生を対象に健康診断を実施し、何らかの異常が認められた学生に対しては、再検査や医療機関での受診等を勧めている。保健室（医務室）については、特に利用規程を設けていないが、看護師が体調不良や怪我をした学生の対応にあたり、医師による治療が必要と判断される場合には、学校指定の総合病院へ搬送することとしている。また、健康診断の結果により指導を必要とする学生を対象に、学校医との面談指導も実施している。

心身の健康や人間関係に関する悩みについては、2007（平成19）年度から「三重短期大学学生相談室規程」（根拠資料7-2-14）に基づいて学生相談室を設置し、学外の臨床心理士による相談を昼（10:30～13:30）1回、夜（16:30～19:30）3回の合計4回程度の開室している。事前予約を基本としており、メール、電話、または学生部窓口で予約を受け付けている。2019（令和元）年度は実人数で18名、のべ人数では83名が利用した（表7-2-5、根拠資料7-2-15）。一人で14回・15回来室した学生が各1名いるなど18名中11名が2回以上来室している。担当者によると「今年度は複数回来談できる人が多く、そのような学生は抱えている課題に相談室の利用を通して長期的に向き合うことで、問題の解決に至ったり、生活への適応が良くなるなどの改善が見られた者もいる」とのことである（根拠資料7-2-15）。学生相談室については4月のオリエンテーションと掲示およびホームページで、学生への周知徹底をはかっている。

表7-2-5 学生相談室利用者数（2018-2019年度、根拠資料7-2-15より作成）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
2018年度	3	5	7	6	5	4	5	6	2	3	0	3	49
2019年度	4	10	8	9	6	3	7	12	9	7	4	4	83

視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

（学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備）

進路指導については学生部長を委員長とするキャリア支援委員会が中心となり、就職と四年制大学編入学等についてのガイダンスや個別面談等による支援を行っている。進路相談については、キャリア支援委員の他、ゼミ担当教員やクラス担任教員も相談相手となり、

学生の希望や意見を聴取し、面接練習等も含めた支援を行っている。

2012（平成 24）年度からは従来の就職相談室をキャリア支援室（TASK ROOM）に改め、外部委託による運営を行っている。キャリア支援室にはキャリア・カウンセラーが待機（週 3 回）し、学生からの相談に対してきめ細かい指導や具体的なサポート、情報提供を行っている。面談内容等については学生部キャリア担当職員に随時報告があり、必要と判断される場合にはキャリア支援委員会で審議している。

キャリア支援室の利用方法や、就職ガイダンスの予定、編入学講座の案内などの進路支援に関する情報は、オリエンテーションと掲示によって、またクラス担任及びゼミ担当教員を通じて、学生に周知徹底している。

#### （進路選択に関わる支援やガイダンスの実施）

本学の主な進路支援は以下のとおりである。

入学式当日、式典直後に新入生と保護者に対し、別々の会場で本学の進路指導の概要と現実的対応策の説明を行い、学生には本学での学修を怠らないように伝え、保護者には心理面、経済面でのサポートを依頼している。

同時に新入生にはキャリア形成セミナー（根拠資料 7-2-16 pp.68・180、根拠資料 7-2-17 pp.77・193）の受講も勧めている。これは早期キャリア教育の充実を目的に、2012（平成 24）年度から前期共通科目として開講したもので、1年生の就職希望者を対象としており、2019（令和元）年度の履修者は 266 名だった。本学の卒業生を含めて、福祉職や栄養士、建築士や地方自治体職員など、毎回様々な分野で活躍する講師を学外から招いて講義を受けた後、学生には制限時間内でレポートを作成させている。毎年期末に課す振り返りのレポートでは、学生に特に印象に残った講師とその講義前後の自身の変化について記述させているが、複数の講師の名を挙げる学生も多く、それぞれの職業観や卒業後の進路イメージの形成に、キャリア形成セミナーの各講師が何らかの影響を与えたことがうかがえる。

4 月末には、1 年次生と 2 年次生それぞれを対象に編入学ガイダンス（根拠資料 7-2-18）を開催し、1 年生には編入学全般と今後の学内スケジュール、学内支援体制等を伝えている。終了後にガイダンスの内容についてのアンケートをとり、編入学についての質問を受け付け、回答を文書で掲示している。アンケートと質問内容については、キャリア支援委員会で検討し、次年度のガイダンスの内容に反映させている。

9 月には 1 年生を対象に全員面接を実施している。キャリア支援委員とキャリア支援室の就職支援員、学生部キャリア担当職員に加え、法経科第 2 部については法経科教員全員の協力を得ている。1 人 20 分程度で、希望進路を聴き取ったうえで、学生には昨年度の現状を示し、目的達成のための具体策を提示している（根拠資料 7-2-19）。就職希望者についてはキャリア支援室の支援員と学生部キャリア担当職員が再度面接を行っている。担当教職員からは詳細な面談記録が提出され、以後の進路指導に極めて有効で、95%を上回る高い就職率につながっている（表 7-2-6、根拠資料 7-2-5、根拠資料 7-2-22）。

1 年生後期からは週 1 回のペース（木曜日午後）で両学科の学生を対象にキャリアガイダンス（根拠資料 7-2-20）を実施している。就職活動のスケジュールと準備や心構え

に始まり、業界研究や自己分析、履歴書やエントリーシートの書き方から、社会人スタート準備講座まで、学生には1月末ごろまで継続して受講させ、以後の本格的な就職活動へと誘導している。

表7-2-6 就職・進学状況

学 科	部・専攻	進 路	2017年度	2018年度	2019年度		
法経科	第1部	就職	民間企業	59	52	65	
			官公庁	8	15	7	
			上記以外	0	0	0	
		進学	他大学編入	15	13	25	
			上記以外	2	1	3	
		そ の 他	12	12	16		
	合 計	96	93	116			
	第2部	就職	民間企業	25	28	21	
			官公庁	0	4	1	
			上記以外	0	0	0	
		進学	他大学編入	13	11	15	
			上記以外	2	0	4	
		そ の 他	25	33	19		
	合 計	65	76	60			
法経科 計			161	169	176		
生活科学科	食物栄養学専攻	就職	民間企業	44	36	48	
			官公庁	0	1	0	
			上記以外	0	0	0	
		( A ) ( 35 ) ( 29 ) ( 32 )					
		進学	他大学編入	1	6	4	
			上記以外	2	1	3	
	そ の 他	4	2	2			
	合 計	51	46	57			
	生活科学専攻	就職	民間企業	73	58	70	
			官公庁	0	4	2	
			上記以外	0	0	0	
		進学	他大学編入	11	16	15	
			上記以外	6	2	1	
		そ の 他	17	11	13		
合 計	107	91	101				
生活科学科 計			158	137	158		

[注] 1 「その他」は、当該学科の各年度の卒業生（9月卒業を含む）のうち就職・進学のいずれもしないものの人数を示す。

「(A)」は、教職や栄養士等の有資格者として職業に就いた卒業生数を示す。

2 就職については、契約社員（契約が1年以上かつ週30時間以上勤務の場合）も含む。

#### 視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

本学には、学生の保護者、保証人及び本会の目的に賛同する者をもって組織する教育振興会があり、学生の正課外活動に補助金を支給をしている（根拠資料7-2-21）。学生部長及び学生部は三部会を通じて、補助金の橋渡し・分配をしている。具体的には、各サークル・クラブ活動、自治会活動の一部、学祭実行委員会の活動費・運営費はこうした補助金によって賄われている。

施設面でも、正課外活動のためにクラブハウス、グラウンド、体育館、更衣室、シャワ

一室、テニスコート、防音室、和室などの大学施設を貸し出すとともに、三部会において、三科合同クラブ委員会と協議してクラブハウスの部室の利用割当を決定している。

その他、三部会では学生を代表する各委員会からの要望や相談にのると同時に、学生が主体となって実施する学内イベントについても、学生の主体性を尊重しつつ、運営上の助言を与え、危機管理や進行管理、施設管理などについて必要に応じて支援している。

#### 視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

2018（平成30）年度からFD・SD活動推進委員会では「学長と学生による座談会」を開催している。2019（令和元）年度は初めて座談会に出席する学生を公募により決定した。各学科・専攻・コースから2名ずつ出席し、学生からは授業に関することや、施設整備に関すること、大学の将来構想に関することまで広く意見が出されている。こうした意見のうち、実施可能なものについては要望の具体化に向けて努力するようにしている。

- 根拠資料7-2-1 三重短期大学の組織に関する規則
- 根拠資料7-2-2 「三重短期大学 課外活動団体の手引き」 三重短期大学 学生課  
課外活動団体規定
- 根拠資料7-2-3 「三重短期大学 課外活動団体の手引き」 三重短期大学 三科合  
同クラブ委員会会則
- 根拠資料7-2-4 三重短期大学障がい学生支援委員会規程
- 根拠資料7-2-5 「2019年度三重短期大学年報」
- 根拠資料7-2-6 『学生便覧』
- 根拠資料7-2-7 三重短期大学授業料の徴収猶予及び減免に関する取扱い要綱
- 根拠資料7-2-8 『津市立三重短期大学2020年度大学案内 CAMPUS GUIDE』
- 根拠資料7-2-9 三重短期大学ハラスメント防止宣言
- 根拠資料7-2-10 ハラスメントの防止等に関するガイドライン
- 根拠資料7-2-11 三重短期大学ハラスメントの防止に関する規程
- 根拠資料7-2-12 ハラスメント防止に関する指針(新任教職員オリエンテーション用)
- 根拠資料7-2-13 学生向けハラスメント防止に関するリーフレット「悩んでいませんか？キャンパスでのハラスメント」
- 根拠資料7-2-14 三重短期大学学生相談室規程
- 根拠資料7-2-15 2019年度学生相談室利用状況について
- 根拠資料7-2-16 『履修要項（シラバス）2020 法経科編』
- 根拠資料7-2-17 『履修要項（シラバス）2020 生活科学科編』
- 根拠資料7-2-18 編入学ガイダンス用資料
- 根拠資料7-2-19 学生全員面接用資料
- 根拠資料7-2-20 キャリアガイダンス内容・スケジュール
- 根拠資料7-2-21 三重短期大学教育振興会会則
- 根拠資料7-2-22 各年4月教授会における学生部長報告添付資料「進路決定の状況」

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生に対する修学支援、生活支援及び進路支援に関しては、学務委員会、障がい学生支援委員会、ハラスメント防止対策委員会、キャリア支援委員会で検討協議し、原則月1回開催される教授会、コース会議、専攻会議、学科会議により定期的に検証され、事案によっては各委員会間で連携を取れるようにしている。

また、学生支援にあたる学務委員会、障がい学生支援委員会、ハラスメント防止対策委員会、キャリア支援委員会をはじめ、主な委員会ではすべて年度初めに「目標と計画」を文書で策定し、年度末には同じく文書で「総括」を行い、教授会に報告している（根拠資料7-3-1、根拠資料7-3-2）。このようなサイクルを繰り返すことで、活動の点検・評価を行い、次年度に向けての課題を明確にし、課題が確実に次年度の担当者に引き継がれるようにしている。

さらに、キャリア支援委員会では、毎年度末にキャリア支援室を運営する受託先から質疑応答を含めた詳細な報告を受けて、就職率の変動や学生の動き、教員のサポートなどについて検証し、年度ごとの総括を行い、次年度に向けた方針を決定して教授会に報告している。

学生に対しても内部質保証推進小委員会が卒業生を対象に、卒業生満足度調査を実施している（根拠資料7-3-3）。調査の中ではB群の質問項目として「学生課外活動についての満足度」を、C群の質問項目として「学生支援についての満足度」を、F群の質問項目として「施設・設備についての満足度」をそれぞれ6段階で回答してもらっている。また、各群の質問項目の最後には自由記述での回答も可能になっている。調査結果は教授会に報告され、全学的に情報共有されるとともに、今後の学生支援活動の改善に向けた資料として活用されている。

以上のことから、本学では学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているとともに、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できる。

根拠資料7-3-1 各委員会の「目標と計画」

根拠資料7-3-2 各委員会の「総括」

根拠資料7-3-3 卒業生満足度調査

根拠資料7-3-4 各種委員会議事録

根拠資料7-3-5 内部質保証推進委員会の議事録

## (2) 長所・特色

本学は学生定員数が800名と規模が小さいことから、学生と教員および職員と学生の距離が近く、教職員間の情報共有が容易であり、問題などを抱えた学生に対して、早期に気付くことができ、教職員が連携して支援、指導することができる体制を整えている。就職や編入の進路指導に関しても、教職員が一体となって精力的に支援、指導する体制が整えられている。

2019年度卒業生の就職率は95%であるが、他大学編入学数は59人(表7-2-6)まで伸ばすことができ、効果が上がっている。過去6年間の「卒業生に対する満足度調査(根拠資料7-3-3)」では、6点を最大値とする本学に対する満足度の総合評価は、全ての年度で5.0(2019年度は5.16)点を超えており、良好な状況を維持し続けている。

なお、2019年度の卒業生満足度調査の4. 学生支援についての満足度の項目別では、「就職・編入学など進路面での指導(相談)」が5.03、「学習(履修)面での指導(相談)」は5.00と5点台となっている。

## (3) 問題点

本学では、身体等に障がいのある学生に対し、修学及び学生生活にかかわる支援を行うため、2016(平成28)年2月に障がい学生支援委員会を設置(根拠資料7-2-4)したばかりである。学生部長、大学総務課長、両学科長、福祉系科目担当教員と学生部職員で構成される同委員会では、必要に応じて看護師にも出席を求め、配慮が必要な学生の情報共有やその対応方法、学内施設の改修等について検討を行っている状況である。

休学や退学の相談を寄せる学生については、学生部長が、また場合によっては学科長や専攻主任、コース主任も加わり、個別に事情の聴き取りと指導を行っている。指導の結果、休学や退学を思いとどまるケース、退学希望を休学に切り替え、半年後に復学するケースもあるが、退学率は全学で2017年度2.3%から2019年度3.5%と若干増加傾向にある(根拠資料7-2-2)。

また、2019年度の卒業生満足度調査の4. 学生支援についての項目別で、「生活・健康面での指導(相談)」が4.90、「事務職員の対応」が4.76となっており、「平均値4.5点」を超えているものの5点を下回る状況である。

## (4) 全体のまとめ

本学では、多様な背景を持った学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する方針に基づき体制を整備している。より一層の学生支援の充実に向けて、多様な学生が安定した大学生活を送り、本学の理念・目標に沿って学習を深め、目的意識や適性に応じて進路決定できるよう、学生への修学支援、生活支援、進路支援の方針と具体的な支援策が、学務委員会、障がい学生支援委員会、ハラスメント防止対策委員会、キャリア支援委員会で運営されており、学生支援は円滑に行われている。

学生の支援の適切性については、学務委員会、障がい学生支援委員会、ハラスメント防止対策委員会、キャリア支援委員会で検討協議し、原則月1回開催される教授会、コース会議、専攻会議、学科会議により定期的に検証され、事案によっては各委員会間で連携を取れるようにしている。学生に対しても内部質保証推進小委員会が卒業生を対象に、卒業

生満足度調査を実施している（資料 7-3-3）。調査結果は教授会に報告され、全学的に情報共有されるとともに、今後の学生支援活動の改善に向けた資料として活用されている。

以上のことから、短期大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切であるといえる。

## 第 8 章 教育研究等環境

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点：短期大学の理念・目的、各学科・専攻科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学では、学生の教育や学修にかかわる課題は、学務委員会規程（根拠資料 8-1-1）、情報委員会規程（根拠資料 8-1-2）、教養教育委員会規程（根拠資料 8-1-3）、栄養士実習委員会規程（根拠資料 8-1-4）、社会福祉実習委員会規程（根拠資料 8-1-5）等に則り、方針を明確に定めて教育研究等環境の整備に努めている

教員の研究活動にかかわる方針についても、以下のように整備されている。まず、教員の研修は、「三重短期大学教員在外研修規程（根拠資料 8-1-6）」に基づき最大半年間の在外研修が認められているほか、既に在外研修を終えた教員については、「三重短期大学教員サバティカル研修に関する規程（根拠資料 8-1-7）」による研修も可能である。また、企業を含む外部機関等との共同研究を可能とするために「三重短期大学共同研究規程（根拠資料 8-1-8）」も定められている。一方、本学では遺伝子組み換え実験を行う可能性があることから、「三重短期大学遺伝子組換え実験安全管理規程（根拠資料 8-1-9）」、競争的資金の不正使用を防止するために「三重短期大学における競争的資金等の不正使用に関する取扱い規程（根拠資料 8-1-9）」、研究活動に関わる不正行為を防止し、研究倫理教育を徹底するために「三重短期大学研究倫理規程（根拠資料 8-1-10）」が定められている。なお、上記規程の内容を確認し、学内構成員の自覚を高めるために、研究倫理教育と研究費不正使用防止のためのコンプライアンス教育を毎年度実施している。

教育研究環境のうち、施設、設備面の整備については、本学が津市立であることから毎年、市議会で承認された予算に基づく整備を行っている。特に校舎棟の建築物については、2016（平成 28）年度に策定された「津市公共施設総合管理計画（根拠資料 8-1-11）」に基づく「津市個別施設計画（根拠資料 8-1-12）」において「建物は、学生の安全確保に必要な改修を行いつつ、今後の老朽化対策手法を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む（根拠資料 8-1-12）」とされていることから、今後も当該計画に即した整備を計画的に行っていく。

また、学外関係者はもとより教員が自分の所属する研究会等、授業以外で学内の教室等を利用する場合には、その団体が学術団体である等一定の条件を満たす場合には、施設使用料を減免の上で、使用を認めている。

根拠資料 8-1-1 学務委員会規程

根拠資料 8-1-2 情報委員会規程

根拠資料 8-1-3 教養教育委員会規程

根拠資料 8-1-4 栄養士実習委員会規程

- 根拠資料 8-1-5 社会福祉実習委員会規程
- 根拠資料 8-1-6 三重短期大学教員在外研修規程
- 根拠資料 8-1-7 三重短期大学教員サバティカル研修に関する規程
- 根拠資料 8-1-8 三重短期大学遺伝子組換え実験安全管理規程
- 根拠資料 8-1-9 三重短期大学における競争的資金等の不正使用に関する取扱い規程
- 根拠資料 8-1-10 三重短期大学研究倫理規程
- 根拠資料 8-1-11 津市公共施設総合管理計画
- 根拠資料 8-1-12 津市個別施設計画

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点 1：施設・設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点 2：教職員及び学生の情報倫理確立に関する取り組み

視点 1：施設・設備等の整備及び管理

（ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備）

本学は所管する 25,045.00 m<sup>2</sup>の土地に延床面積 7,059.66 m<sup>2</sup>の校舎や体育館等の建築物（根拠資料 8-2-1）を有している。

建築物のうち校舎棟は、鉄筋コンクリートの 4 階構造（延床面積 3,872.08 m<sup>2</sup>）で、大教室 3 室、普通教室 6 室の 9 教室、生活科学科の実験実習室 6 室及び教員の研究室 7 室に加え、関連施設として厨房、精密機器室や各準備室が配置され生活科学科の専門教育を支えている。

また、情報処理演習室は、学内 LAN を経由してインターネットに接続可能な 55 台のパソコンを備えており、全ての学科の情報処理演習を担うとともに、特に生活科学専攻では設計図用 CAD、食物栄養学専攻では栄養計算ソフトなど専門分野の授業にも大きく寄与している。また、2019（平成 31）年度に一斉に機器更新が行われ、より充実した環境が整備された。

（施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保）

管理棟は鉄筋コンクリートの 2 階構造（延床面積 1,132.18 m<sup>2</sup>）で、管理部門の短期大学事務局の事務室、学長室、応接室、非常勤講師控室、医務室、警備員室、学生相談室のほか、教員の研究室 4 室、演習室 8 室、資料室 4 室、法経科共同研究室 1 室等からなっ

いる。

また、地域連携事業の要となる地域問題研究所及び地域連携センターのほか、学生の就職活動をサポートするキャリア支援室やタスクルームを配置している。

研究棟は鉄筋コンクリートの2階構造（延床面積 827.25 m<sup>2</sup>）で、教員の研究室 18 室のほか附属図書館からなっている。

附属図書館は、蔵書数 101,227 冊、視聴覚資料 379 タイトル（いずれも 2019（令和元）年度末）で 2019（令和元）年度の入館者数は 18,063 人、貸出者数 3,547 人となっている。（根拠資料 8-2-2、根拠資料 8-2-3）。

運動施設等としては、鉄筋コンクリートの2階構造の体育館（延床面積 1,519.56 m<sup>2</sup>）、グラウンド（約 7,100 m<sup>2</sup>）、テニスコート（2 面）があり、体育実技の授業やクラブ活動に使用している。

他に学生生活を支援する施設として、学生自治会室 3 室、売店、食堂施設に小教室 4 室等を併設した大学ホール（延床面積 1,033.02 m<sup>2</sup>）と、クラブ室 12 室とミーティングルーム 2 室からなるクラブハウス（延床面積 195.13 m<sup>2</sup>）を設置している。

これらの本学の施設は、建物面積をはじめ施設はすべて短期大学設置基準を満たしており、全学科を対象とした講義室をはじめ、教員研究室、演習室、資料室などによって、全学共通教育や学科の専門教育、学科活動、少人数教育を保証している（根拠資料 8-2-4、8-2-5）。

（バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備）

本学の建物と敷地内は概ねバリアフリーに対応した施設となっており、校舎棟への昇降機の設置や多目的トイレの設置など、身体障がい者をはじめ誰にもやさしい施設となっている。

これらの施設、設備等の維持及び管理に係っては、各種法令に基づく点検を通じて必要な修繕を行い安全及び衛生面の確保に努めている。

（学生の自主的な学習を促進するための環境整備）

学生の自主的な学習を促進するための環境については情報処理演習室に配備された 55 台のパソコンは、学内 LAN を経由してインターネットに接続されており、平日 8 時 30 分から 21 時（授業時間を除く）は自由に使用できる環境を整えている。

このため学生は授業時間外でも、情報処理演習室から学外ホームページにアクセスして、情報、資料の収集をするなど、レポート作成などに役立てているほか、就職活動においても各企業のホームページを閲覧するなど学生各自の自主的な企業研究を可能としている。

また、図書館においても図書検索システム用にパソコン 2 台を設置しており、本学の蔵書はもとより他大学も含めた図書や文献の検索を可能としている（根拠資料 8-2-6）。

学内施設の利用については、三重短期大学学生生活規則をはじめとして体育館、図書館等の利用に係る諸規程を定め施設利用の方針を明確にしているとともに、情報処理演習室については、利用及び維持管理のため内規を定めている（根拠資料 8-2-7）。

表 8-2-1 校地、校舎、講義室・演習室等の面積（2019年度）（根拠資料 8-2-1）

校 地 ・ 校 舎				講 義 室 ・ 演 習 室 等	
校地面積 (m <sup>2</sup> )	設置基準上必要校地面積 (m <sup>2</sup> )	校舎面積(m <sup>2</sup> )	設置基準上必要校舎面積 (m <sup>2</sup> )	講義室・演習室・学生実習室総数	講義室・演習室・学生実習室総面積 (m <sup>2</sup> )
25,045m <sup>2</sup>	8,000m <sup>2</sup>	7,059m <sup>2</sup>	5,700m <sup>2</sup>	27	2,530m <sup>2</sup>

[注] 1 校舎面積には、講義室、演習室、学生実習室、実験・実習室、研究室、附属図書館（書庫、閲覧室、事務室）、管理関係施設（学長室、応接室、事務室、医務室等）、大学ホール、クラブハウス、廊下、便所等を含む（屋内運動施設を除く）。

[注] 2 校地面積は令和元年度地籍調査により修正。

表 8-2-2 附属図書館の蔵書数等の状況（2019年度）（根拠資料 8-2-2）

図書館の名称	図書の冊数 (冊)		定期刊行物の種類 (種類)		視聴覚資料の所蔵数 (点数)	電子ジャーナルの種類 (種類)	過去3年間の図書受け入れ状況 (冊)			備考
	図書の冊数	開架図書の冊数 (内数)	内国書	外国書			2017年度	2018年度	2019年度	
三重短期大学附属図書館	101,227	35,000	104種類	15種類	379点	12種類	4,038	2,075	1,704	

[注] 1 視聴覚資料の所蔵数は、点数を示す。

表 8-2-3 附属図書館の利用状況（2019年度）（根拠資料 8-2-3）

専任スタッフ数 (人)	非常勤スタッフ数 (人)	開館日数	開館時間 (平日)	入館者数 (人)			貸出者数 (人)			貸出冊数 (冊)		
				2017年度	2018年度	2019年度	2017年度	2018年度	2019年度	2017年度	2018年度	2019年度
2 (2)	1.5 (1.5)	223	開講日 8:30~ 21:00  休講日 8:30~ 17:00	17,515	15,684	18,063	3,224 学内 3,000 教職員 363 学生 2,637 学外 224	3,304 学内 3,163 教職員 398 学生 2,765 学外 141	3,547 学内 3,439 教職員 411 学生 3,028 学外 108	6,198 学内 5,630 教職員 782 学生 4,848 学外 568	6,476 学内 6,141 教職員 1,144 学生 4,997 学外 335	6,304 学内 6,127 教職員 892 学生 5,235 学外 177

- [注] 1 スタッフ数の ( ) 内数字は司書の資格を有するものの人数。  
 2 開館時間には1月と7月の臨時開館日（土曜開館、月末開館）を含まない。  
 3 入館者数は、貸出者数と閲覧利用等の利用者数の合計値。  
 4 貸出者数、貸出冊数は学内、学外の合計値。  
 5 非常勤スタッフについては、夜間みのスタッフを0.5人で換算。

表 8-2-4 学科・専攻毎の講義室・演習室等の面積・規模（2019 年度）（根拠資料 8-2-4）

講義室・演習室 学生自習室等	室数	総面積 (m <sup>2</sup> )	専用・共用 の別	収容人員 (総数)	学生総数	在籍学生1人あ たり面積 (m <sup>2</sup> )	備考
講義室			生活専用				
			法経専用				
	11	1,124	共用	940	740	1.52	
演習室	1	45	生活専用	12	328	0.14	
	5	75	法経専用	60	412	0.18	
	2	160	共用	75	740	0.22	
実験室	2	265	生活専用	100	328	0.81	
			法経専用				
			共用				
実習室	5	700	生活専用	241	328	2.13	
			法経専用				
	1	161	共用	52	740	0.22	
体育館	1	1,519	共用				

表 8-2-5 教員研究室の状況（2019 年度）（根拠資料 8-2-5）

学科	室数			総面積 (m <sup>2</sup> )	1室あたりの 平均面積 (m <sup>2</sup> )		専任教員数 (B)	個室率 (%) A/B	教員1人あた りの平均面積 (m <sup>2</sup> )	備考
	個室(A)	共同	計		個室	共同				
法経科	14	1	15	313.0	19.5	40.0	12	117%	26.1	0
生活科学科	15	1	16	415.1	25.5	32.5	16	94%	25.9	
計	29	2	31	728.1						

[注] 1 「備考」欄には、個室を持たない教員数を示す。

表 8-2-6 附属図書館の閲覧室等の状況（2019 年度）（根拠資料 8-2-6）

図書館の名称	図書館の面積 (m <sup>2</sup> )	学生閲覧室	学生収容定員 (B)	収容定員に対する 座席数の割合(%) A/B	その他の学習室 の座席数	利用者用PC(台)		視聴覚資 料 視聴プー ス
		座席数(A)				資料検索	データ ベース	
三重短期大学附属図書館	404m <sup>2</sup>	76	800	9.5	0	1	1	3

## 視点 2：教職員及び学生の情報倫理確立に関する取り組み

これらについて、まず情報処理については学内に情報委員会を設け倫理面も含めた各種情報管理を行うとともに、学生に対しては入学時のガイダンスの機会を活用した周知を、また、その他の規則、諸規程等については『学生便覧』などに掲載により全学生への周知を、それぞれ行っている（根拠資料 8-2-7）。

根拠資料 8-2-1 三重短期大学年報 2019 年度、p. 33、表 22 を更新して作成 (2020 年)

根拠資料 8-2-2 三重短期大学年報 2019 年度、p. 35、表 24

根拠資料 8-2-3 三重短期大学年報 2019 年度、p. 37、表 26 を更新して作成 (2020 年)

根拠資料 8-2-4 三重短期大学年報 2019 年度、p. 34、表 23

根拠資料 8-2-5 三重短期大学年報 2019 年度、p. 30、表 19

根拠資料 8-2-6 三重短期大学年報 2019 年度、p. 36、表 25 を更新して作成 (2020 年)

根拠資料 8-2-7 「三重短期大学情報処理演習室の利用について」

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点 2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

（図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備）

附属図書館では、図書館用図書、視聴覚資料等は、教員の選書により購入しており、紙資料での提供はもちろんのこと、2018（平成 30）年度よりオンラインジャーナル（以下、OJ）を、2020（令和 2）年度より電子書籍を導入し、様々な媒体の資料を提供している。

2019（令和元）年度末で蔵書数は 101,227 冊、定期刊行物 119 種（うち OJ15 種）、視聴覚資料 379 種を所蔵しており、年間約 2,000 冊程度の受け入れを継続的に行っている（根拠資料 8-3-1）。

また、有料データベースを契約し、館内に設置した専用パソコン 1 台から自由に利用できるほか、各学科に ID を割り当て、各教員が講義に利用できる環境を整えている。種類についても、新聞記事検索、判例検索など、全学科に対応するデータベースを提供している。

表 8-3-1 図書資料の所蔵数（2019 年度）（根拠資料 8-3-1）

図書館の名称	図書の冊数（冊）		定期刊行物の種類（種類）		視聴覚資料の所蔵数（点数）	電子ジャーナルの種類（種類）	過去 3 年間の図書受け入れ状況（冊）			備考
	図書の冊数	開架図書の冊数（内数）	内国書	外国書			2017年度	2018年度	2019年度	
三重短期大学附属図書館	101,227	35,000	104種類	15種類	379点	12種類	4,038	2,075	1,704	

[注] 1 視聴覚資料の所蔵数は、点数を示す。

(国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備)

このほか、当館に所蔵しない資料については、国立情報学研究所目録情報所在サービス(NACSIS-CAT/ILL)、東海地区大学図書館協議会、三重県図書館協会に加盟し、利用者の要望に応じて、資料や複写文献を取り寄せる、他機関を紹介するなどして、資料、情報提供に努めている。

また、東海地区大学図書館協議会では、加盟大学間で簡易に相互利用できる環境が整えられており、利便性の向上が図られている。

さらに、津市立の公共図書館(全9館2室)との間で、所蔵資料の相互活用も行っており、無料で資料の取り寄せ、貸出を行うなど、幅広い資料の提供を行っている。

(学術情報へのアクセスに関する対応)

学生、教職員の学術情報へのアクセスを容易にする手段のひとつとして、Webサイトを公開しており、当館所蔵資料の検索、電子書籍の閲覧をはじめ、学術情報に無料でアクセスできるサイト等の紹介、図書館利用案内を公開するなどして、来館せずに提供できるサービスの拡充にも力を入れている。

(学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備)

また、2020(令和2)年度には、図書館の公式インスタグラムアカウントを開設し、メール利用に不慣れな学生も、SNS上で手続きできるよう、申込方法の簡略化に着手した。

開講日の開館時間は、8時30分から21時00分とし、全学科の開講時間に合わせた運用を行っており(現在は、開講時間に合わせた短縮開館)、1月と7月には、土曜日を臨時開館するなど、利便性に配慮している。座席数についても、76席(現在は、臨時的に、新しい生活様式に合わせた縮小座席数)を確保している(根拠資料8-3-2)。

表8-3-2 学生閲覧室等の面積・座席数(2019年度)(根拠資料8-3-2)

図書館の名称	図書館の面積(m <sup>2</sup> )	学生閲覧室	学生収容定員(B)	収容定員に対する座席数の割合(%) A/B	その他の学習室の座席数
		座席数(A)			
三重短期大学附属図書館	404m <sup>2</sup>	76	800	9.5	0

図書の貸出状況については、2019(令和元)年度で、年間利用者数3,439名、年間貸出冊数6,127冊と、年間利用者数は増加しているものの、年間貸出冊数はゆるやかな減少傾向にある(根拠資料8-3-3)。

表 8-3-3 図書館利用状況（2019 年度）（根拠資料 8-3-3）

図書館の名称	専任スタッフ数	非常勤スタッフ数	年間開館日数	開館時間	年間利用者数(延べ数)			年間貸出冊数		
					2017年度	2018年度	2019年度	2017年度	2018年度	2019年度
三重短期大学 附属図書館	2 (2)	1.5 (1.5)	223	月～金 8:30～21:00	3,000人	3,163人	3,439人	5,630冊	6,141冊	6,127冊
				土 10:30～19:00 (1月・7月第3土曜日のみ)	教職員 363 学生 2,637	教職員 398 学生 2,765	教職員 411 学生 3,028	教職員 782 学生 4,848	教職員 1,144 学生 4,997	教職員 892 学生 5,235
				日祭日						
				長期休暇中 8:30～17:00						

- [注] 1 ( ) 内数字は司書の資格を有するものの人数を示す。  
 2 年間利用者数・貸出冊数には、一般開放による地域住民等は含まない。  
 3 非常勤スタッフについては、夜間のみのスタッフを0.5と換算する。

視点 2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

専門的職員の配置状況については、正規職員（行政職）1名、正規職員（司書職）1名、図書館司書の資格を持った会計年度任用職員（専任）1名、夜間対応会計年度任用職員 1名が配置され、図書館業務にあたっている（根拠資料 8-3-4）。

表 8-3-4 図書館司書、専門的職員及びその他の職員の配置状況（2019 年度）  
（根拠資料 8-3-4 より）

	部署名	担当名	専任職員	うち管理職	兼務職員	常勤嘱託職員	臨時職員	その他	計	
										短期大学業務系
学生部	教務学生担当	6	2(1)	1		3		9		
大学総務課	総務担当	5	2	3(1)		8	1		14	
	地域連携センター									
附属図書館	図書担当	3	2(1)			2		5		
合計			15	7(2)	4(1)	0	13	1	29	

- [注] 1 ( ) 内数字は、教員が管理職を担当している数を示す。  
 2 計には兼務職員を含まない。

根拠資料 8-3-1 三重短期大学年報 2019、p. 35、表 24

根拠資料 8-3-2 三重短期大学年報 2019、p. 36、表 25

根拠資料 8-3-3 三重短期大学年報 2019、p. 37、表 26

根拠資料 8-3-4 三重短期大学年報 2019、p. 14、表 5

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・ 短期大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・ 研究費の適切な支給
- ・ 外部資金獲得のための支援
- ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ 教育研究支援スタッフの配置等、教育研究活動を支援する体制

(短期大学としての研究に対する基本的な考えの明示)

本学では「三重短期大学の理念」の中で、「地域貢献の理念」、「大学運営の理念」と並んで「教育研究の理念」を掲げ、短期大学としての研究に対する基本的な考えを明示している。「真理の探究（知の創造・継承・発展）」と「優れた人材の育成」が本学の「教育研究の理念」であり、「教育・研究活動を通じて、人類普遍の真理と真実を追究し、世界の平和と人類の福祉の向上、文化の批判的継承と創造に貢献する」こと、そして「広い分野の総合的な知識と深い専門的学術を教授研究」し、「豊かな人間性と高い知性を備え、論理的で自主的な判断能力」と「要用力や実践力に富む有為な人材を育成する」ことが示されている。

(研究費の適切な支給)

研究費の面では、専任教員に対して、学術研究旅費は1人当たり100,000円の支給があるが、全体の執行状況に応じて、学科長の判断で弾力的に執行できるようにしている。主に図書を購入するための研究用消耗品費は、法経科では1人当たり120,000円、生活科学科では1人あたり70,000円の支給がある。なお、生活科学科に対しては、実験実習消耗品用に1,700,000円が計上されている（表8-4-1、根拠資料8-4-1）。また、三重短期大学教育振興会からは、教員1人当たり145,000（2020年度132,000）円の研究費が支給される。この研究費の用途については、消耗品に限らず、備品の購入も可能である（根拠資料8-4-2）。

(外部資金獲得のための支援)

さらに本学には、地域貢献を目的に研究組織として設立され、35年以上の歴史を持つ地域問題研究所（前身は「地域問題総合調査研究室（1984年設置）」）が設置されている。「三重短期大学地域問題研究所規程（根拠資料8-4-3）」第3条において、本学教員は全員が同研究所員として位置づけられており、さらに第9条においては、研究計画の申請を承認された教員は、研究員として研究費の支給を受けて研究活動を行うことができるとされている。

(研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等)

施設・設備面については、専任教員は講師、助教も含め個々に研究室が配置され、研究室にはパソコン、ガス、水道、エアコン等が整備され、学内LAN等インターネット環境も整っている。

また、法経科には共同研究室が1室配置され、生活科学科では教育にも利用される理化学実験室や食品学実験室等の研究施設が配置されている。

(教育研究支援スタッフの配置等、教育研究活動を支援する体制)

研究を直接支援するスタッフとしては、生活科学科食物栄養学専攻の助教3名が助手を兼ねている。教員の研究費管理や資料整備等の間接的な研究支援スタッフとしては、法経科に1名、生活科学科に3名、地域問題研究所に1名の臨時職員が配置されている(根拠資料8-4-4)。

制度面としては、各教員の研究意欲や研究の質的向上等を目的として在外研修制度(根拠資料8-4-5)があり、毎年1名がこれを利用できる。在外研修中は、研修費の支給や一部担当科目の代替措置を取り、教員が研修に専念できるようにしている。また、在外研修制度を利用した者が、再び同制度を利用することが実質的に不可能であることから、2010(平成22)年度に研修費の支給や講義負担の軽減はないものの、半年間職務専念義務を免除するサバティカル研修制度(根拠資料8-4-6)を創設し、2011(平成23)年度から運用されている。在外研修制度における研修費は、学長が必要と認める予算額を市長に内申することで、在外研修制度を利用する教員に研究費が確保されているが、サバティカル研修制度では、それに係る費用は本人負担となっている。

研究成果の公表という側面では、法経科においては『三重法経(根拠資料8-4-7)』、生活科学科においては『紀要(根拠資料8-4-8)』、地域問題研究所においては『地研年報(根拠資料8-4-9)』という3種類の紀要が毎年発刊されており、教員に研究成果の公表の場を提供している。なお、本学教員の研究活動については、毎年実施される教員研究業績調査に基づき、本学のホームページに毎年更新して掲載される『三重短期大学年報(根拠資料8-4-10)』の中で公表されるほか、本学の地域連携事業の周知と広報を目的に毎年発行されている『三重短期大学シーズ集 みえたんの種(根拠資料8-4-11)』や上記紀要の中でも公表されている。

表 8 - 4 - 1 教員研究費（2019 年度）（根拠資料 8 - 4 - 12）

学科	研究費の内訳	2017年度			2018年度			2019年度			
		研究費 (円)	研究費総額 に対する割合 (%)	教員 1 人 あたりの 額	研究費 (円)	研究費総額 に対する割合 (%)	教員 1 人 あたりの 額	研究費 (円)	研究費総額 に対する割合 (%)	教員 1 人 あたりの 額	
法経科	学内	研究費総額	5,650,000	100%	375,000	4,745,000	100%	365,000	5,110,000	100%	365,000
		経常研究費	3,220,000	57%	230,000	2,860,000	60%	220,000	3,080,000	60%	220,000
		学内共同研究費									
	学外	経常研究費	2,030,000	36%	145,000	1,885,000	40%	145,000	2,030,000	40%	145,000
		科学研究費補助金	400,000	7%	—						
		政府もしくは政府関連 法人からの研究助成金									
		民間の研究助成財団 等からの研究助成金									
		奨学寄附金									
		受託研究費									
		共同研究費									
その他											
生活 科学科	学内	研究費総額	7,200,000	100%	325,000	10,925,000	100%	315,000	10,050,000	100%	315,000
		経常研究費	2,880,000	40%	180,000	2,550,000	23%	170,000	2,720,000	27%	170,000
		学内共同研究費									
	学外	経常研究費	2,320,000	32%	145,000	2,175,000	20%	145,000	2,320,000	23%	145,000
		科学研究費補助金	1,000,000	14%	—	5,200,000	48%	—	3,510,000	35%	—
		政府もしくは政府関連 法人からの研究助成金									
		民間の研究助成財団 等からの研究助成金	1,000,000	14%	—	1,000,000	9%	—	1,500,000	15%	—
		奨学寄附金									
		受託研究費									
		共同研究費									
その他											

[注] 1 「教員 1 人あたりの額」は、個人研究費を含まない。  
 2 「学外の経常研究費」は、教育振興会からの研究費・旅費補助を含む。

- 根拠資料 8 - 4 - 1 三重短期大学各年度予算概要書（教授会資料）
- 根拠資料 8 - 4 - 2 三重短期大学教育振興会収入支出予算書（総会資料）
- 根拠資料 8 - 4 - 3 三重短期大学地域問題研究所規程
- 根拠資料 8 - 4 - 4 三重短期大学年報 2019 年度、p. 8、表 2、p. 14、表 5
- 根拠資料 8 - 4 - 5 三重短期大学教員在外研修規程
- 根拠資料 8 - 4 - 6 三重短期大学教員サバティカル研修に関する規程
- 根拠資料 8 - 4 - 7 三重短期大学法経科 三重法経
- 根拠資料 8 - 4 - 8 三重短期大学生活科学科 紀要
- 根拠資料 8 - 4 - 9 地域問題研究所 地研年報
- 根拠資料 8 - 4 - 10 三重短期大学年報 2019 年度
- 根拠資料 8 - 4 - 11 三重短期大学シーズ集 みえたんの種
- 根拠資料 8 - 4 - 12 三重短期大学年報 2019 年度、p. 28、表 17

点検・評価項目⑤: 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

(規程の整備)

三重短期大学においては 2009 (平成 21) 年度に「研究倫理委員会」を設置し、ヘルシンキ宣言に照らした評価が必要な論文の投稿等の際に、申請に応じて倫理審査を行う体制をとっていたが、研究倫理に関わる課題全般を扱う規定やそれに対応した学内組織、そして教職員に対する研修といった活動は行われていなかった。

(コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施)

2017 (平成 29) 年 3 月に「三重短期大学における研究行動規範」(根拠資料 8-5-1) 「三重短期大学研究倫理規程」(根拠資料 8-5-2) および「三重短期大学研究倫理委員会規程」(根拠資料 8-5-3) が制定され、改めて「研究倫理委員会」が設置され、研究倫理の遵守のために必要な措置を講じ、対応するための活動を担うことになった。そしてこれに伴い、旧「研究倫理委員会」は、「ヒトを対象とした疫学研究等に関する倫理委員会」へと名称変更した(根拠資料 8-5-4)。

(研究倫理に関する学内審査機関の整備)

新しい研究倫理委員会は、毎年 2～3 月の教授会後に開かれる「研究不正・研究資金不正についての研修会」を、大学総務課とともに主催しており、2018 (平成 30) 年度は 2019 (平成 31) 年 2 月 28 日、2019 (令和元) 年度は 2020 (令和 2) 年 3 月 9 日に開催している。また新任教員に対する研修(根拠資料 8-5-5) や、入学時オリエンテーションにおける新入生に対する研究倫理に関わる資料配布と説明(根拠資料 8-5-6) などコンプライアンスおよび研究倫理に関わる教育活動を展開している。

さらに、2018 (平成 30) 年 3 月に「研究データの保存・管理・開示の方法に関するガイドライン」(根拠資料 8-5-7) が制定されたのを受け、研究倫理委員長は研究データ保存台帳を作成・管理する業務にあっている。

根拠資料 8-5-1 「三重短期大学における研究行動規範」

根拠資料 8-5-2 「三重短期大学研究倫理規程」

根拠資料 8-5-3 「三重短期大学研究倫理委員会規程」

根拠資料 8-5-4 「ヒトを対象とした疫学研究等に関する倫理委員会規程」

根拠資料 8-5-5 新任者研修用資料『ようこそ三重短期大学へ!』

根拠資料 8-5-6 「学生にも求められる研究倫理」

根拠資料 8-5-7 「研究データの保存・管理・開示の方法に関するガイドライン」

**点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。**

**また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか**

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、学生の教育や学修にかかわる課題は、学務委員会規程（根拠資料 8 - 6 - 1）、情報委員会規程（根拠資料 8 - 6 - 2）、教養教育委員会規程（根拠資料 8 - 6 - 3）、栄養士実習委員会規程（根拠資料 8 - 6 - 4）、社会福祉実習委員会規程（根拠資料 8 - 6 - 5）等に則って、方針を明確に定めて教育研究等環境の整備に努めている。学務委員会は月 1 回、その他の委員会は必要に応じて開催され、教育研究等環境にかかわる課題も含めた案件について審議を行っている。各委員会は毎年度初めに、当該年度の目標と方針、年間計画と会議開催予定を記載した「目標と計画」を策定し、また年度末には当該年度の目標・方針の達成状況、来年度に向けての課題を記載した「総括」をまとめて、学長に提出している。「目標と計画」および「総括」は、内部質保証推進の観点から内部質保証推進委員会（根拠資料 8 - 6 - 6）での審議を経た後、発展計画委員会、教授会で審議される。

教員の研修にかかわる方針については、「三重短期大学教員在外研修規程（根拠資料 8 - 6 - 7）」および「三重短期大学教員サバティカル研修に関する規程（根拠資料 8 - 6 - 8）」に定められている。在外研修・サバティカル研修を希望する教員は、所属する学科に「在外研修申請書」「サバティカル研修申請書」を提出する。研修先や研修テーマ、研修の目的と内容について学科会議で審議した後、研修員となる教員を学科長が推薦し、教授会の議を経て学長が選考して市長に内申する。また、教員の研究や実験の適切な実施については、「三重短期大学共同研究規程（根拠資料 8 - 6 - 9）」、「三重短期大学遺伝子組換え実験安全管理規程（根拠資料 8 - 6 - 10）」および「三重短期大学研究倫理規程（根拠資料 8 - 6 - 11）」によって定められており、研究や実験が実施される場合、研究倫理委員会、競争的資金等不正防止委員会、遺伝子組換え実験安全委員会、ヒトを対象とする疫学研究等に関する倫理委員会が上記規程に則り、点検と評価を行っている。

教育研究等環境としての施設、設備の整備については、本学が津市立であることから毎年、市議会で承認された予算に基づく整備を行っている。特に校舎棟の建築物については、2016（平成 28）年度に策定された「津市公共市施設総合管理計画（根拠資料 8 - 6 - 12）」に基づく「津市個別施設計画（根拠資料 8 - 6 - 13）」において「建物は、学生の安全確保に必要な改修を行いつつ、今後の老朽化対策手法を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む（根拠資料 8 - 6 - 13）」とされていることから、今後も当該計画に即した整備を計画的に行っていく。

また、学外関係者はもとより教員が自分の所属する研究会等、授業以外で学内の教室等を利用する場合には、その団体が学術団体である等一定の条件を満たす場合には施設使用

料を減免の上で、使用を認めている。施設や設備の利用に当たっては、申請書等の提出が必要であり、こうした施設利用に関する規定については、『三重短期大学における教員の勤務及び施設利用等に関する取り扱い（根拠資料 8-6-14）』として冊子にまとめて全教員に配布している。また、新任教職員を対象にした研修会では、大学事務局が同冊子をもとに、施設、設備の適切な利用方法について説明を行っている。

以上のことから、教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できる。

- 根拠資料 8-6-1 学務委員会規程
- 根拠資料 8-6-2 情報委員会規程
- 根拠資料 8-6-3 教養教育委員会規程
- 根拠資料 8-6-4 栄養士実習委員会規程
- 根拠資料 8-6-5 社会福祉実習委員会規程
- 根拠資料 8-6-6 内部質保証推進委員会規定
- 根拠資料 8-6-7 三重短期大学教員在外研修規程
- 根拠資料 8-6-8 三重短期大学教員サバティカル研修に関する規程
- 根拠資料 8-6-9 三重短期大学共同研究規程
- 根拠資料 8-6-10 三重短期大学遺伝子組換え実験安全管理規程
- 根拠資料 8-6-11 三重短期大学研究倫理規程
- 根拠資料 8-6-12 津市公共市施設総合管理計画
- 根拠資料 8-6-13 津市個別施設計画
- 根拠資料 8-6-14 三重短期大学における教員の勤務及び施設利用等に関する取り扱い
- 根拠資料 8-6-15 各種委員会議事録
- 根拠資料 8-6-16 内部質保証推進委員会の議事録

## （２）長所・特色

本学には、地域貢献を目的に研究組織として設立され、35年以上の歴史を持つ地域問題研究所（前身は「地域問題総合調査研究室（1984年設置）」）が設置されている。「三重短期大学地域問題研究所規程（根拠資料 8-4-3）」第3条において、本学教員は全員が同研究所員として位置づけられており、さらに第9条においては、研究計画の申請を承認された教員は、研究員として研究費の支給を受けて研究活動を行うことができる。

制度面としては、各教員の研究意欲や研究の質的向上等を目的として在外研修制度（根拠資料 8-4-5）があり、毎年1名がこれを利用できる。また、2010（平成22）年度に半年間職務専念義務を免除するサバティカル研修制度（根拠資料 8-4-6）を創設している。

## （３）問題点

教育研究等環境としての施設、設備の整備については、1968年に校舎棟と管理棟が建設されてから築52年が過ぎ施設・設備の老朽化が否めない状況であることから抜本的な対策

が必要となっているが、本学が津市立であることから毎年、市議会で承認された予算に基づき整備を行っている。

特に校舎棟の建築物については、2016（平成 28）年度に策定された「津市公共市施設総合管理計画（根拠資料 8-6-12）」に基づく「津市個別施設計画（根拠資料 8-6-13）」において「建物は、学生の安全確保に必要な改修を行いつつ、今後の老朽化対策手法を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組む（根拠資料 8-6-13）」とされている。

#### （４）全体のまとめ

本学では、学生の教育や学修にかかわる課題は、学務委員会規程（根拠資料 8-6-1）、情報委員会規程（根拠資料 8-6-2）、教養教育委員会規程（根拠資料 8-6-3）、栄養士実習委員会規程（根拠資料 8-6-4）、社会福祉実習委員会規程（根拠資料 8-6-5）等に則って、方針を明確に定めて教育研究等環境の整備に努めている。

前回（2016 年度）の三重短期大学に対する認証評価結果の 7. 教育研究環境では、〈提言〉一努力課題として、「1）校舎棟及び管理棟は建設から 48 年が経過し、老朽化が懸念されるため、施設の更新について具体的な検討を行い改善することが望まれる。」とされているが、本学の教育研究等環境としての施設、設備の整備については、2016（平成 28）年度に策定された「津市公共市施設総合管理計画（根拠資料 8-6-12）」に基づく「津市個別施設計画（根拠資料 8-6-13）」に則り、今後も当該計画に即した整備を計画的に行っていくものとしている。

以上、今後とも計画的に適切な学習環境や教育研究環境の整備を行うこととしており、短期大学基準に照らして良好な状況であり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切であるといえる。

## 第9章 社会連携・社会貢献

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：短期大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点：短期大学の理念・目的、各学科・専攻科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学は、津市が設置する公立短期大学として、従来から「地域に開かれた大学」を目指してきた。大学の理念にも「地域貢献の理念」を掲げて、「津市が設置する公立短期大学として、地域の諸問題や社会の要請に対応した特色ある研究の推進を図り、その成果を積極的に地域に還元するとともに、高等教育に対する地域のニーズに的確に応え生涯教育の振興に寄与することを通じて、地域社会に貢献する」ことを大学の責務として謳っている（根拠資料9-1-1）。

本学の教員が地域問題に関する研究を行うことを目的として、1984（昭和59）年に「地域問題総合調査研究室」が設立され、2008（平成20）年4月の地域連携センター設立に伴って「地域問題研究所」に改組された。三重短期大学地域問題研究所設置規程2条は、研究所の設置目的を「本学がよって立つ地域社会に関わる諸問題の調査研究を行い、持って、地域社会の生活と文化の向上に寄与し、併せて本学の教育・研究の発展に資する」こととしている（根拠資料9-1-2）。

2008（平成20）年4月に、新たに地域連携及び地域貢献活動事業を推進するための基本的事項（企画立案・予算など）を審議する機関として「地域連携委員会」を設置するとともに（根拠資料9-1-3）、地域連携及び地域貢献事業を所掌する総合窓口として「地域連携センター」を設立した。これにより、本学の地域連携は、より地域に密着した多面的な事業展開が可能となった（根拠資料9-1-4）。

「地域連携センター」は、設置目的のなかに、「三重短期大学は、少子高齢化時代の福祉の充実、生涯学習ニーズの高まり、情報化の高度展開など地域の抱える課題を常に念頭において、地域社会が求める人材の養成ばかりでなく、産学官連携、自治体の政策課題等の研究、地域の生涯学習との連携などに取り組むことを通じて、地域社会や住民との連携・交流を重視し、市民文化の向上と地域・産業の活性化に貢献することをめざしてまいります」と宣言するとともに、「生涯学習機会の提供」、「高等学校との連携」、「産学官連携の推進」、「市政との連携」、「地域の大学との連携」、「学生ボランティア活動の支援」を所掌事業とし、これをHPに掲載している（根拠資料9-1-5）。

- ① 生涯学習機会の提供については、「市民のニーズを把握し、本学の法経科・生活科学科の特性に応じた、教養的なものからより専門的なものまで多様な地域連携講座や公開講座などの教育プロジェクトを提供します。」「アスト津などのサテライト教室の開講をはじめ社会人特別選抜入試の実施、科目履修生制度の活用などを通じて社会人の受入れを推進し、生涯学習機会の提供を図ります」と明記している。

- ② 高等学校との連携については、「より高いレベルの教育を受けることを希望する高校生の希望に応えるとともに、高校生の学習意欲の喚起や進路選択に資するため高大連携講座を開設します。」「高校教育から大学教育へ円滑に移行できるよう大学教育の改善を図るために、三重県内の高等学校との相互の協力・連携事業を推進します」と明記している。
- ③ 産学官連携の推進については、「民間（市民、団体、NPO、企業など）のニーズに即した共同研究・受託研究を推進するとともに、奨学寄附金などの獲得を目指します。」「大学の知的資源のデータベース化を行い、企業などのニーズとのマッチングを図ります。」「教育内容をより充実し社会の要請にこたえることとするため、企業やNPOとの連携を推進します」と明記している。
- ④ 市政との連携については、「市の発展に資するため、津市が直面している行財政改革や地域振興、環境問題などの諸課題に対応し、市政のシンクタンクとしての機能の強化を図ります。」「津市や地域の自治体などが抱える政策課題について、教員と自治体職員がともに調査・研究を行い、課題解決と自治体職員の人材育成を目指す『政策研修』制度を設けます。」「教員の職員研修・講演会・審議会等への参画など、市政への専門的な知識・経験の活用を進めます」と明記している。
- ⑤ 地域の大学との連携については、「教育・研究活動の一層の向上を図り、また、更なる地域社会の発展、貢献のため、地域（市内・県内）の大学間の学術交流や協力・連携を強化します。」「三重県内のすべての高等教育機関が参加する『高等教育機関コンソーシアムみえ』の中で、他の高等教育機関との連携を強化していきます」と明記している。
- ⑥ 学生ボランティア活動の支援については、「学生のボランティア活動への支援を通じて、地域でのボランティア活動を推進し、地域社会に貢献すると同時に、地域の実情に詳しい将来の地域リーダーを育成します。」と明記している

根拠資料 9-1-1 本学 Web サイト 教育情報の公開 理念・教育目標

[http://www.tsu-cc.ac.jp/daigakugaiyo/kyoikujyoho\\_kokai/toppage.html](http://www.tsu-cc.ac.jp/daigakugaiyo/kyoikujyoho_kokai/toppage.html)

根拠資料 9-1-2 三重短期大学地域問題研究所規程

根拠資料 9-1-3 三重短期大学地域連携委員会規程

根拠資料 9-1-4 三重短期大学地域連携センター設置規則

根拠資料 9-1-5 本学 Web サイト 地域連携センター事業概要

<http://www.tsu-cc.ac.jp/centerhp/project.html>

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点 1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点 2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点 3：地域交流、国際交流事業への参加

A) 地域連携センターの事業実施の状況

① 生涯学習機会の提供

生涯学習のための教育プロジェクトとして、本学では「オープンカレッジ」と「地域連携講座」を開講している他、「出前講座」も行っている（表 9-2-1）。

表 9-2-1 公開講座の開設状況（根拠資料 9-2-1 より作成）

講座名	年間開設講座数(A)			募集人員(延べ数)			参加者(延べ数)(B)			1講座当たりの 平均受講者数 (B)/(A)		
	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
オープンカレッジ	10	10	10	600	600	600	405	508	516	41	51	52
地域連携講座	2	2	1	120	120	120	73	77	40	37	39	40
出前講座	25	26	24	—	—	—	864	1,563	946	35	60	39
計	37	37	36	720	720	720	1,342	2,148	1,502	36	58	42

「オープンカレッジ」は、本学の教員が講師となって市民の方に大学の講義を気軽に体験していただくことを狙いとして、7月から11月に、毎月1回、土曜日に2講座ずつ開催する連続講座である。全10講座のうち8講座以上を受講された方に修了証を発行している。受講者数は、2017（平成29）年が405人（この年は1講座がやむを得ず休講となり9講座であった）、2018（平成30）年が508人と、令和元年が516人と、市民の間に定着している。

「地域連携講座」は、学外から講師（複数の場合もある）を招き、本学の教員がコーディネーターとなって、地域の身近な話題を市民の方に専門家が分かりやすく解説することを狙いとして、年に2回開催している。受講者は、2017（平成29）年が73人、2018（平成30）年が77人と、令和元年が40人（この年は1回がやむを得ず休講となった）と年によって変動があるが、市民の間に定着しつつある。

「出前講座」は、本学教員の研究や社会活動の中から講演可能なテーマを事前に設定し（根拠資料 9-2-2）、市民の要望に応じて、教員が出向いて講演・解説などを行うものである。概ね15名程度以上の参加が見込めるグループ・団体が開催する三重県内の集まり

を対象としている。受講者は 2017（平成 29）年が 25 講座 864 人、2018（平成 30）年が 26 講座 1,563 人、2019（令和元）年が 24 講座 946 人と変動はあるが、生涯学習機会提供の中心となりつつある。

「科目等履修生」は、毎年度当初に発表される時間割に基づいて、都合のよい曜日・時間に合わせ、学習したい学科目を自由に選択し、履修することができ、所定の成績を修めれば単位が認定される（根拠資料 9-2-3）。原則として履修できる科目に制限はないが、本科生の履修状況によって一部制限を加えることがある。また、生活科学科では、本学が指定する複数の学科目を同時に履修する「選科履修生」の制度も設けている。他に、同様に学習したい科目を自由に選択して聴講することができるが、単位の認定はされない「聴講生」の制度もある（根拠資料 9-2-4）。近年受け入れた科目等履修生・聴講生の数は、2017（平成 29）年度が 15 人（科目等履修生 6 人、聴講生 9 人）、2018（平成 30）年度が 12 人（科目等履修生 6 人、聴講生 6 人）、2019（令和元）年度が 24 人（科目等履修生 15 人、聴講生 9 人）であり、少しずつ増加してきている。

## ② 高等学校との連携

本学は、2008（平成 20）年 3 月に三重県立亀山高校と初めて高大連携協定を締結したのち、2010（平成 22）年 3 月に三重県立津商業高校と、同 6 月に三重県立相可高校と、2012（平成 24）年 1 月に三重県立みえ夢学園高校、三重県立久居高校と高大連携協定を締結し、現在協定締結校は 5 校となっている。

本学教員が高大連携校に赴いて行った「高大連携講座」の受講生は、2017（平成 29）年が 2 講座 84 人、2018（平成 30）年が 2 講座 97 人、2019（令和元）年が 2 講座 89 人となっている。また、連携校の教員が本学で行った講座は、2017（平成 29）年、2018（平成 30）年、2019（令和元）年に 1 講座ずつ（いずれも本学の食物栄養学専攻の学生を対象とした製菓実習）行われている。

## ③ 産学連携の推進

株式会社三十三総研（2017 年までは株式会社三重銀総研）から資金を得て、三十三総研と本学の共催で、学生を対象とした「小論文コンクール」を 2007（平成 19）年から毎年開催しているが、2016（平成 28）年からは応募規定に作品部門も追加し、「小論文・作品コンクール」を開催しており、学生からの応募数は、2016（平成 28）年度が 41 本、2017（平成 29）年度が 38 本、2018（平成 30）年度が 44 本、2019（令和元）年度が 39 本と変動はあるが、学生の間で定着してきている（表 9-2-2）。

表 9-2-2 小論文・作品コンクール実績表（根拠資料 9-2-5 より作成）

年度		回数	テーマ	応募篇数
2016 年度	平成 28 年度	第 10 回	「地方創生」～私が考える地域の活性化～	41 (小論文 39・作品 2)
2017 年度	平成 29 年度	第 11 回	『共生社会を目指して』	38 (小論文 34・作品 4)
2018 年度	平成 30 年度	第 12 回	『共生社会』	44 (小論文 39・作品 5)

2019年度	令和元年度	第13回	持続可能な社会～SDGs の視点から～	39 (小論文35・作品4)
--------	-------	------	------------------------	-------------------

本学教員の研究テーマを記載した「シーズ集」(根拠資料9-2-8)を活用して、本学の地域連携の取り組みの周知を図っている。

また、法経科の「企業論」(2単位)の講義の非常勤講師を三十三総研から招き、起業に関わる諸問題を中心に講義していただいている。

#### ④ 市政との連携

「政策研究・研修」は、津市など地方自治体等が抱える諸課題をテーマに、自治体職員と本学教員が共に調査・研究し、関係諸課題の解決に当たるとともに、より戦略的な政策の推進が図れる職員の政策形成能力を養うことを目的としており、2008(平成20)年の連携センター設立当初から実施している事業である。2019(令和元)年までに、20のテーマで、103名の職員が研修生となっている(表9-2-3)。

表9-2-3 三重短期大学政策研究研修実績一覧(根拠資料9-2-5より作成)

年度	担当教員	研修生 人数	テーマ・研修生	
平成 20 年	上野達彦	5名	都市間連携や一体的な文化的環境の醸成を目指す地域学に関する調査研究	
			三重県1名	政策部情報政策室
			伊勢市1名	財務政策部行政経営課
			亀山市1名	出納室
			津市 2名	
	今井正次	5名	市町村合併後の公共施設の有効活用に関する調査研究	
		松阪市1名	総務部財務課	
		津市 4名		
21	上野達彦	4名	地域学に学ぶまちづくりに関する調査研究	
			三重県1名	県立図書館資料課司書
			亀山市1名	環境森林部廃棄物対策室主査
			津市 2名	
	岩田俊二	4名	超高齢化地域の集落機能再生に関する調査研究～美杉地域をモデルとして～	
			松阪市1名	総合政策部政策課政策担当主査
			津市 3名	
	竹添敦子	6名	文学から見た地域おこしに関する調査研究	
			三重県1名	生活・文化部文化振興室主幹
			伊勢市1名	財務政策部行政経営課
			名張市1名	企画財政部地域政策室
			鳥羽市1名	建設課まちづくり整備室
津市 2名				

22	駒田亜衣	5名	津市国民健康保険特定健康診査結果の解析等に基づく有効な保健指導のあり方に関する共同研究	
			松阪市1名	保健部健康推進課保健予防係
			津市4名	
	南有哲	8名	環境政策立案のための基礎概念としての「生物多様性」に関する共同研究～内容理解に基づく応用をめざして～	
			三重県2名	中央農業改良普及センター主幹
			伊勢市1名	環境生活部環境課
亀山市1名			環境・産業部 森林・林業室主査	
鳥羽市1名			環境課環境保全係	
津市3名				
23	駒田亜衣	5名	国民健康保険特定健康診査結果の地域比較から探る有効な保健指導のあり方に関する共同研究	
			亀山市1名	健康福祉部健康推進室主査
			津市4名	
	長友薫輝	9名	過疎地域における健康・安心を基盤とした地域づくりに関する実践的研究～津市美杉・白山地域をモデルとして～	
松阪市1名			飯高地域振興局地域住民課	
津市8名				
24	長友薫輝	8名	過疎地域における健康・安心を基盤とした地域づくりに関する実践的研究「津市美杉地域の医療を大切にす地域づくり」	
			津市8名	
25	駒田亜衣 飯田津喜美 中井晴美 梅澤真樹子	6名	特定保健指導の成果の解析	
			名張市1名	健康福祉部 健康支援室 室長
			亀山市1名	市民文化部 保険年金室 主任主事
	津市4名			
東福寺一郎	3名	社会教育を通じた地域活性化の試み		
		津市3名		
26	藤枝 律子	4名	地方自治体におけるいじめ防止に係る取組み	
	津市4名			
駒田亜衣 中井 晴美	4名	効果的な特定保健指導の検討		
		津市4名		
27	小野寺一成 木下誠一 雨宮照雄	7名	公共施設更新問題に応じた今後の公共施設のあり方及び再配置に関する調査研究	
			名張市1名	総務部管財室 室員
			松阪市1名	公共施設マネジメント推進室 公共施設マネジメント担当主幹
			亀山市1名	建設部建築開発室 主査
津市4名				

	雨宮照雄	5名	都市基盤整備財源としての都市計画税の今後のあり方	
			亀山市1名	財務部税務室 主査
			津市 4名	
28	駒田亜衣 中井晴美	4名	保育所における食事と身体状況調査等の解析	
			四日市1名	こども未来部保育幼稚園課 園長
			津市3名	
29	楠本 孝	4名	大規模災害時に外国人住民と協働して避難所を運営するためのガイドラインに関する研究	
			鈴鹿市1名	防災危機管理課
			津市3名	
30	駒田亜衣	3名	糖尿病性腎症の重症化予防のための指導ツールの作成	
			名張市1名	市民部保険年金室 主任
			津市 2名	
令和 1年	武田誠一	4名	地域包括支援センターにおける「地域課題の政策提言」に関する研修	
			松阪市1名	高齢者支援課課長
			鈴鹿市1名	長寿社会課
			津市社会福祉 協議会1名	河芸支部津北部東地域包括支援センター 主任ケアマネージャー
			津市 1名	

#### ⑤ 地域の大学との連携

三重大学生物資源学部フィールドサイエンスセンター附属農場・演習林を利用した実習に本学の学生も参加する「農林体験セミナー」（2単位）を開講し、農場・演習林にそれぞれ10名ずつの学生が参加している。

「みえアカデミックセミナー」は、三重県生涯学習センターと県内高等教育機関との共催事業であり、より高度な学習機会の提供を目指すとともに、県内の各高等教育機関への理解を深めてもらうことを目的としている。夏季期間に県総合文化センターを会場に各高等教育機関独自の研究テーマを発表する「公開セミナー」と、地域のニーズに応じて高等教育機関が地域に出向く「移動講座」の2種類の事業から構成されている。本学は、2004（平成16）年から毎年参加している。

2015（平成27）年度に文科省の「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に三重大学の事業が採択され、本学もこの事業協力機関として参加し、一定の役割を果たしている。また2016（平成28）年度には、三重県内の13高等教育機関と県は、県内高等教育機関の教育、研究、地域貢献の各機能の向上を図り、人口減少の抑制及び地域の活性化を実現するため、「高等教育コンソーシアムみえ」が設立され、本学もこれに参加している。

#### ⑥ 学生ボランティア活動、地域連携講義による教育の充実

地域連携センターの学生ボランティア支援活動としては、ボランティア活動を行う意思のある学生に登録してもらい、学外からボランティアの募集があったときに仲介する「地

域連携サポーター制度」を行っている。津市消防団学生機能別団の活動も支援している。毎年1回、地域自治会と共同で津波を想定した地元住民との避難訓練も実施している。

図書館学生ボランティアによる一身田中学校図書館の支援も 2005（平成 17）年から継続している。三重大学と連携した津市大門商店街での「学生一日カフェ (Café HONO BUONO)」の出店も毎年 12 月に行っている。

## B) 地研問題研究所の事業実施の状況

地域問題研究所の設置目的は、「本学が拠って立つ地域社会に係る諸問題の調査研究を行い、もって、地域社会の生活文化の向上に寄与し、併せて本学の教育・研究の発展に資すること」にあり（根拠資料 9-2-6）、その目的を達成するため、以下の三つの事業を行っている。

### ① 研究交流集会

「研究交流集会」は、研究員がコーディネーターとなって学外の有識者を招き、地域の問題について市民に向けて講演し質疑応答を行う集会である。毎年いずれかの形で、市民に向けて研究成果の発表を行っている。また、学内における研究員間の研究成果についても、年度末に別途「研究交流集会」を開催し、報告と討論を通じて成果の共有を図っている。（根拠資料 9-2-7）

### ② 地研通信の発行

研究員の研究成果の発表、及び研究所が収集した文献・資料等の一覧を掲載している。機関発行で 8 頁。ただし、研究交流集会の報告を掲載する場合には合併号とし、20 頁前後となる。配布先は、県内各研究機関、図書館、三重県関係課、津市役所関係課、津市議会等であるが、希望者には求めに応じて配布するとともに、Web 上に公開している（根拠資料 9-2-7）。

### ③ 地研年報の発行

研究員の年度の研究成果の報告及び研究交流集会の報告を掲載している。年間発行で 120 頁前後である。配布先は「地研通信」と同じであり、Web 上に公開している（根拠資料 9-2-7）。

根拠資料 9-2-1 三重短期大学年報 2019, p. 32、表 21 を一部訂正して作成（2020）

根拠資料 9-2-2 出前講座のご案内

根拠資料 9-2-3 三重短期大学科目等履修生に関する規程

根拠資料 9-2-4 三重短期大学聴講生に関する規程

根拠資料 9-2-5 三重短期大学地域連携センター年報 2008 年度～2019 年度

根拠資料 9-2-6 「三重短期大学地域問題研究所規程」

根拠資料 9-2-7 本学 Web サイト 地域問題研究所

<https://www.tsu-cc.ac.jp/chiken/>

根拠資料 9-2-8 三重短期大学シーズ集「みえたんの種」2019

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

地域連携センターが実施した地域連携事業については、各事業ごとの詳細なデータ（開催日、会場、担当者、概要、参加人数等）を毎年『地域連携センター年報』にまとめて、ホームページ上に公表している（根拠資料 9-3-1）。

また、地域連携委員会（学長を委員長とし、地域連携センター長、事務局長、地域問題研究所長、両学科長、両学科が選出した委員で構成－根拠資料 9-3-2）が、各年度の地域連携事業の「総括」（根拠資料 9-3-3）と次年度の「目標と計画」（根拠資料 9-3-4）を作成し、これらを発展計画委員会に報告し、その了承を得た後、教授会に報告している。

根拠資料 9-3-1 地域連携センター年報 2008 年度～2019 年度

根拠資料 9-3-2 三重短期大学地域連携委員会規程

根拠資料 9-3-3 地域連携委員会「2019 年度の総括」

根拠資料 9-3-4 地域連携委員会「2020 年度の目標と計画」

## （2）長所・特色

本学は、従前から「地域に開かれた大学」を標榜して、1984（昭和 59）年の地域問題総合調査研究室設立、1988（昭和 63）年から始まった公開講座等を通じて、地域のニーズに応える取り組みを行ってきたが、2008（平成 20）年に抜本的な地域貢献のための全学的体制構築を行い、地域連携委員会の下で、新設の地域連携センター、および地域問題総合調査研究室を改組した地域問題研究所の設立が為された。以後は、この三者の連携の下に全学的な地域貢献事業の推進が順調に進展してきている。地域連携センターの事業としての生涯学習機会の提供は、オープンカレッジ、地域連携講座、出前講座の取り組みが進められ、それぞれへの市民の参加は逐年増加し、市民の生涯学習機会として完全に定着している。また、高等学校との連携事業は、5 校との間に高大連携協定が結ばれ、高大連携講座という形で結実している。産学官連携事業としては、三十三総研との連携事業として小論文コンクールや企業論への講師派遣が実現している。設置者である津市との連携も政策研究・研修事業が毎年開講されており、津市および周辺自治体職員の多数の参加を見ている。他大学との連携においては、三重大学との間の連携事業が継続している。学生ボランティア活動への支援事業も種々の取り組みが行われている。以上のように、多様な形態の地域連携が連携センター事業として順調な展開を見せている。

自主的研究組織としての地域問題研究所においては、研究費を交付して行われる研究員の地域研究が地研通信・地研年報を通じて継続的に発信され、また、研究交流集会の開催を通じて研究成果の地域への還元も継続的に実施されている。

地域連携センター事業については、地域連携センター長が企画立案し、教授会の議を経て学長が決定している。また、事業実施後は、『地域連携センター年報』の公表、地域連携委員会による地域連携事業の「総括」と次年度の「目標と計画」との教授会への報告、これらによる課題の洗い出しを行い、次年度へつなげている。地域問題研究所の事業については、全教員が出席する地研総会において承認を得るとともに、地研通信・地研年報を通じて事業の検証を行っている。

以上のことから、社会との連携・協力に関する本学の取り組みは明確な方針と組織のもとで教育研究の成果を適切に地域社会へ還元しているということがいえる。

### （３）問題点

産官学の連携事業としては、三十三総研との連携が継続的に取り組まれているが、いまだ、三十三総研との連携にとどまっており、他の地域企業等との連携を拡大していく必要がある。

また、高大連携事業についても協定校は順調に増加しているが、連携事業の内容としては、相互交流的な連携講座の実施にとどまっており、より多様な連携事業の取り組みが要請されている。

更に、自主的研究機関として再編成された地域問題研究所については、外部からの委託研究に偏っていた従前の在り方を、自主的地域研究機関として位置づけなおしたことによって、外部資金の導入ができておらず、研究財源の不足が大きな課題になっている。また、地域問題研究所の研究費の確保と、研究所が独自に行っている研究成果還元事業を連携センターとの調整の下で、一元的に進めていく必要があるため、地域連携委員会、地域連携センターとの関係の再編を見据えた地域問題研究所の規程の見直し作業が必要となる。

その他、連携事業が多様になり、定着するに伴い、本学教員の負担が増加していくことになっている。特に、特定教員に負担が偏る傾向も見られることから、全学的なサポート体制をとることで、負担の公平化を図りつつ、設置者に対しても過重な教員負担の軽減につながるような措置を求めていく必要がある。地域連携委員会、発展計画委員会等で方針化を進めていくべきである。

### （４）全体のまとめ

現状において、連携センターの実施する地域連携事業は順調に展開しているので、引き続き、取り組みを継続していく必要があるが、なお十分効果が上がっていない部分も含めて、2008（平成20）年以降の事業展開を総括して、新たな中期目標・計画を策定していく必要がある。その方向での検討を地域連携委員会の主導で全学的に進めていく。

また、地域問題研究所の事業も基本的には順調に展開されており、今後も継続的にその成果を社会に出していく必要がある。しかし、本事業においても、これまでの事業を見直し、地域連携委員会や地域連携センター等と協力しながら本研究所の体制を刷新していく必要がある。

今後、こうした課題に取り組む必要はあるが、「現況説明」に記述したように、社会連携・社会貢献に関する状況は、短期大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切であるといえる。

## 第10章 大学運営・財務

### 第1節 大学運営

#### (1) 現状説明

点検・評価項目①：短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する短期大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学は地方公共団体（津市）が設置し、学校教育法及び教育公務員特例法下の公立短期大学として、「三重短期大学の設置及び管理に関する条例」（根拠資料 10-1-1）「三重短期大学の設置及び管理に関する条例施行規則」（根拠資料 10-1-2）に基づき運営されている。日々の管理運営は、三重短期大学諸規程集に掲げる各規程に基づき行われているが、管理運営にかかわる方針については、教授会において審議の上、学長が決定している。

本学では、短期大学の理念・目的、各学科・専攻における目的等を実現していくため、将来を見据えた中・長期の計画を策定し、これまで複数回にわたり学科・コースの再編とカリキュラム改編等を実施してきている。2017（平成29）年度には「三重短期大学将来構想検討WG」が設置され、その検討結果を2018（平成30）年1月に『三重短期大学将来構想検討WG協議内容中間報告書』として市長に報告した。さらに2018（平成30）年度には、前年度のWGの検討結果をもとに審議を重ね、『平成30年度三重短期大学将来構想検討WG報告書』をとりまとめ、また2019（令和元）年度には、『短大充実案具体化のためのWG報告書』をとりまとめて教授会で審議・承認の上、2021（令和3）年度からの食物栄養学科の新設と法経科第2部での長期履修学生制度の導入を決定し、この新方針を本学ホームページ（根拠資料 10-1-3）で公表している。

また、2017（平成29）年度からは、学長が本学の理念と目的に基づき、「教育と学生生活」、「研究活動」、「地域貢献」、「施設・設備」、「将来構想」についての当該年度の運営方針を「三重短期大学運営方針」（根拠資料 10-1-4）として策定し、発展計画委員会、教授会で審議・承認を受けたうえで、本学ホームページで公表すると同時に、入学時に全学生に配布する『学生便覧』に掲載し、学生にも広く周知している。さらに、毎年度すべての新任教職員を対象に実施する研修会の研修資料『ようこそ三重短期大学へ！』にも「三重短期大学運営方針」を記載して、教職員への周知に努めている。

根拠資料 10-1-1 三重短期大学の設置及び管理に関する条例

根拠資料 10-1-2 三重短期大学の設置及び管理に関する条例施行規則

根拠資料 10-1-3 本学 Web サイト 学科紹介

<http://www.tsu-cc.ac.jp/department/>

根拠資料 10-1-4 三重短期大学運営方針

**点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。**

**評価の視点 1：適切な大学運営のための組織の整備**

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（短期大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

**評価の視点 2：適切な危機管理対策の実施**

本学の管理運営にかかわる方針については、教授会において審議の上、学長が決定しているが、学長の採用については、設置者規則「三重短期大学人事に関する規程」（根拠資料 10-2-1、第 2 条）において、「選考によるもの」とし、「教授会の議に基づき学長の定める基準により、教授会が行う」と定められている。学長の選考方法については、「三重短期大学学長選考基準」（根拠資料 10-2-2）に定められており、その第 1 条において、学長の選考は「教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、この基準により教授会が行う」と定められている。また、学長の権限については、三重短期大学学則（根拠資料 10-2-3、第 40 条）で、「学長は、学務一般をつかさどり、所属職員を統督する」と定められている。

さらに、人事については、「三重短期大学人事に関する規程」（根拠資料 10-2-1）に明文化されており、教員採用や昇任については、「三重短期大学教員選考基準」（根拠資料 10-2-4）並びに「三重短期大学教員選考基準運用規程」（根拠資料 10-2-5）に基づき公正を期して行われている。

教育及び学生支援面で学長を補佐する学生部長は、設置者規則「三重短期大学の組織に関する規則」（根拠資料 10-2-6、第 11 条第 6 項）で、「教授、准教授又は講師をもって充て、上司の命を受けて所管の学務を掌理し、所属職員を指揮監督する」と定められ、その任免については、「三重短期大学人事に関する規程」（根拠資料 10-2-1、第 9 条）で、「学長の申出に基づき、市長が行う」とされている。また、研究及び地域連携面で学長を補佐する図書館長は、「三重短期大学の組織に関する規則」（根拠資料 10-2-6、第 11 条第 7 項）で、「教授、准教授又は講師をもって充て、上司の命を受けて所管の館務を掌理し、所属職員を指揮監督する」と定められ、その任免については、「三重短期大学人事に関

する規程」(根拠資料 10-2-1、第 10 条)で、「学長の申出に基づき、市長が行う」とされている。学生部長及び図書館長の選考は、いずれも教授会が行っている。

教授会の役割については、三重短期大学学則(根拠資料 10-2-3、第 47 条、第 48 条)及び「三重短期大学教授会規程」(根拠資料 10-2-7、第 4 条)において定められている。教授会は、「学長並びに本学に常勤する専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織」され、「教育研究に関する重要な事項について審議し、学長に意見を述べる」ものとされており、学長は「教授会を招集し、その議長となる」一方、「教授会の意見を尊重しなければならない」と定められている。学校教育法 93 条第 2 項第 3 号により、学長が、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要な事項は、以下のとおりである(「三重短期大学教授会規程」根拠資料 10-2-7、第 4 条第 3 項)。

- (1) 教育公務員特例法(昭和 24 年法律第 1 号)の規定により、教授会の権限に属すること。
- (2) 学生の身分に関する事。 (学校教育法第 93 条第 2 項第 1 号及び第 2 号を含む。)
- (3) 教育課程に関する事。
- (4) 委員会の設置・改廃、組織及び運営に関する事。
- (5) 学則及び重要な規則の制定、改廃に関する事。
- (6) 入学試験・広報活動の基本方針に関する事。
- (7) 学生の厚生補導・キャリア支援の基本方針に関する事。
- (8) 内部質保証・自己点検評価・FD・SD活動の基本方針に関する事。
- (9) 地域連携事業の基本方針に関する事。
- (10) 地域問題研究所の基本方針に関する事。
- (11) 附属図書館の基本方針に関する事。
- (12) 将来構想・計画に関する事。
- (13) 予算に関する事。

なお本学では、毎月第 3 木曜日に定例教授会が開催されるほか、入試時期や懸案事項がある場合には臨時教授会を開催し、そこで提出された意見を踏まえて学長が最終的な判断を行っている。

また、「本学の発展に関わる諸問題を総合的に判断し、併せて第 2 条に定める自己点検及び評価を行うため」(「三重短期大学学則」根拠資料 10-2-3、第 51 条)に、発展計画委員会が設けられている。発展計画委員会の構成員は、学長、学生部長、図書館長、法経科長、生活科学科長、地域連携センター長、地域問題研究所長、内部質保証推進委員会主査、FD・SD活動推進委員会ワーキンググループ長及び事務局長であり、本学の将来構想に関わる事項、採用人事に関わる事項等が協議され、教授会における重要な審議事項に関する事前協議の場という性格も併せ持っている。

さらに、入試管理委員会、広報委員会、学務委員会、キャリア支援委員会、情報委員会、教養教育委員会、総務連絡調整会議、社会福祉実習委員会、栄養士実習委員会、内部質保証推進委員会、FD・SD活動推進委員会等の委員会により、目的達成の活動が行われている。このうち、発展計画委員会、入試管理委員会、総務連絡調整会議、内部質保証推進委員会、FD・SD活動推進委員会においては学長が各組織の長を務めることにより、リ

リーダーシップを発揮している。こうした管理運営体制や方針について、見直しの必要があると学長が判断すれば、発展計画委員会で協議の上、教授会に提起し、その議を経て、最終的に学長が決定することになる。

事務局長の業務に関しては、「三重短期大学の組織に関する規則」において、「事務局長は、事務職員をもって充て、上司の命を受けて校務等を掌理し、所属職員を指揮監督する」と規定され（根拠資料 10-2-6、第 11 条第 3 項）、学長は管理運営全般について事務局長を通してリーダーシップを発揮しうる組織形態となっている。

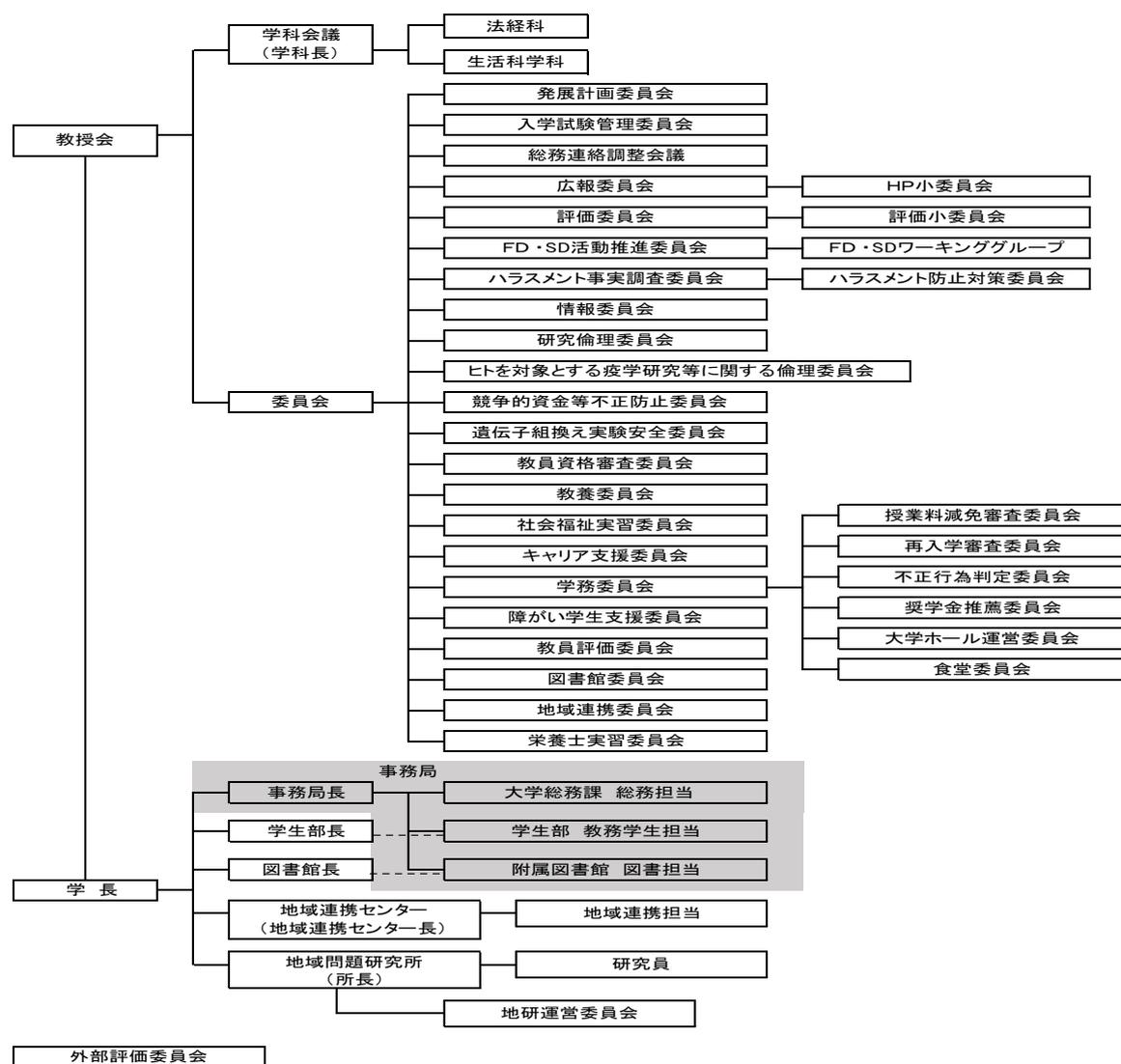
なお、これとは別に、学長、学生部長、図書館長（地域連携センター長）、事務局長、大学総務課長による執行部会議が、概ね月 2 回開催され、様々な懸案事項についての協議を行い、必要な事柄については上記委員会や教授会へ諮るようにしている。執行部会議は学長の私的機関であり、規程等は存在しない。

上記のような組織体制の中、教職員は教授会及び各種委員会において意見を述べ、必要に応じて対応策が検討される。また学生からの意見聴取は、「学生による授業評価アンケート」や「卒業生満足度調査」の定期的な実施によって行われているほか、学内に「意見箱」を設置して、大学総務課長が定期的に点検し、意見書の提出があった場合は、関係する委員会や学科等に対応策の検討を委ねている。さらに、ハラスメント防止対策委員会及びハラスメント事実調査委員会が設置されており、それぞれの規程に従い、教職員および学生から寄せられる相談案件に適切に対応している。

危機管理については、「特別警報及び警報発表時における授業及び登下校に関する内規」（根拠資料 10-2-8）、「三重短期大学における防犯カメラの管理及び運用に関する規程」（根拠資料 10-2-9）が定められており、また個別事例への対応については『三重短期大学危機管理事例対応マニュアル集』（根拠資料 10-2-10）にまとめられており、火災発生時や地震発生時、不審物発見時、新型コロナウイルス感染症発症者発生時等には、対応フローに従って速やかに対策を講じることになっている。

本学の管理運営組織図は表 10-2-1 のとおりである。

表 10-2-1 三重短期大学運営組織図



根拠資料 10-2-1 三重短期大学人事に関する規程

根拠資料 10-2-2 三重短期大学学長選考基準

根拠資料 10-2-3 三重短期大学学則

根拠資料 10-2-4 三重短期大学教員選考基準

根拠資料 10-2-5 三重短期大学教員選考基準運用規程

根拠資料 10-2-6 三重短期大学の組織に関する規則

根拠資料 10-2-7 三重短期大学教授会規程

根拠資料 10-2-8 特別警報及び警報発表時における授業及び登下校に関する内規

根拠資料 10-2-9 三重短期大学における防犯カメラの管理及び運用に関する規程

根拠資料 10-2-10 三重短期大学危機管理事例対応マニュアル集

### 点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか

評価の視点：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

本学は、地方公共団体が設置する短期大学のため、運営は地方自治法に基づき、歳入歳出予算については津市議会の議決を得て成立し、決算についても津市議会の決算委員会に報告され承認を得ている。

予算編成にあたっては、毎年度、市当局から示される予算編成の方針に基づき、各学科から提出された予算要求を事務局において取りまとめ、発展計画委員会での学内調整を経て教授会で全学に周知し、本学の予算原案として調製している。

学内で調製した予算原案は、その後、市財政部門との協議を経て市予算案として調製した後、議案として議会で審議、議決されることにより成立する。

令和2年度予算は予算総額 566,362 千円に対し、教職員の給与費 432,632 千円、非常勤講師の報酬、費用弁償 34,826 千円、図書館管理費 12,859 千円、地域連携センター運営費 3,659 千円、教員研究費 12,654 千円、施設の維持管理費 2,000 千円、その他事務経費 67,732 千円が内訳であり、これらは「財務に関する情報」として三重短期大学ホームページに年報に登載し、毎年度更新を行っている。

予算執行にあたっては、「津市契約規則」（根拠資料 10-3-1）、「津市会計規則」（根拠資料 10-3-2）をはじめとする財務関係例規に基づき事務処理を行うとともに、予算執行権限は「津市事務専決規程」（根拠資料 10-3-3）により、負担行為、支出命令等の稟議を行い会計管理室の審査を経て適正に執行している。

内部統制については、執行時の会計管理室における審査とともに、4名の監査委員による監査（常任監査委員1名、議会選出の監査委員1名、識見を有する者2名）により、毎年度、大学運営の状況、事業の実施状況等に対する決算審査及び定期監査が行われている。

監査結果については、「監査結果報告の提出について」（根拠資料 10-3-4）により報告がなされ、指導助言等には適切に対応し改善を図っており、毎年適正に行われている旨の評価されている。

決算審査の結果については「主要な施策の実績報告書」（根拠資料 10-3-5）、「津市歳入歳出決算書」（根拠資料 10-3-6）及び「津市歳入歳出決算附属書」（根拠資料 10-3-7）にまとめられ、津市議会に議案として審議され、議決を経て決算認定され、その結果は広く市民に公表されている。

また、文部科学省に対しては学校基本調査に基づく報告（学校経費調査表A、財政計算書類様式5（根拠資料 10-3-8））を行っている。

根拠資料 10-3-1 津市契約規則

根拠資料 10-3-2 津市会計規則

根拠資料 10-3-3 津市事務専決規程

- 根拠資料 10-3-4 監査結果報告の提出について
- 根拠資料 10-3-5 主要な施策の実績報告書
- 根拠資料 10-3-6 津市歳入歳出決算書
- 根拠資料 10-3-7 津市歳入歳出決算附属書
- 根拠資料 10-3-8 学校基本調査

**点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。**

評価の視点：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

本学は市が設置した短期大学であることから短期大学事務局は、「三重短期大学の組織に関する規則」（根拠資料 10-4-1）に基づき、学長の権限に属する校務等を分掌させるため設置された大学総務課、学生部、附属図書館の3つの課等から構成する組織となっている。

事務局内には事務局長、事務局次長、大学総務課長、学生部長、図書館長、担当主幹又は担当副主幹、事務職員及びその他の職員が置かれている。

事務局の職員数は事務局長をはじめ事務局に正規職員 13 名、会計年度任用職員 7 名のほか、教育振興会の職員 1 名が業務に従事している。

業務内容の多様化、専門化に対応して「三重短期大学事務分掌規則」で事務局内の担任事務を明確にするとともに、「三重短期大学の組織に関する規則」（根拠資料 10-4-1）に基づき学内に各種委員会を設置し、多様化、専門化した課題の検討を行い学内の意思決定の迅速化、円滑化を図っている。

事務局職員は本学の独自採用ではなく、津市職員として採用された後に人事異動による配置によるものであり、昇任・昇格についても「津市職員の任免に関する規則」（根拠資料 10-4-2）及び「津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」（根拠資料 10-4-3）によるものである。

事務局の会計年度任用職員については、市人事課を通じて選考により採用している。

教員と職員の連携関係については、教務・学生支援・入試・研究支援・地域連携などの日常の教学運営について事務局の担当職員と関係教員の間で情報の共有を図り、協働して業務を行うなど、幅広い分野で行われている。

職員の評価及び処遇改善については、毎年度、人材育成シートを前期、後期の2回作成

するととしており、自己点検、上司の評価及び調整者の評価を通じて、各自の目標の設定、達成度及び課題の検証を上司との面談を経て行うことで、業務の評価と職場における処遇の改善等に繋げている。

根拠資料 10-4-1 三重短期大学の組織に関する規則

根拠資料 10-4-2 津市職員の任免に関する規則

根拠資料 10-4-3 津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

**点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。**

**評価の視点：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施**

本学の事務局職員は全て市採用の職員であることから採用後、採用年数及び職位に応じた階層別研修をはじめ、各種事務処理、コンプライアンス、ハラスメント、メンタルヘルス等の実務研修、行政法等の法務能力研修等を計画的に受講し、事務局職員としての事務処理能力の向上はもとより地方公務員としての資質の向上に努めている。

また、短期大学においても外部機関の研修として、事務局長は全国公立短期大学協会幹部研修会において公立短期大学を取り巻く現状や動向について、入試・教務を担当する職員は、大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会、東海・北陸・近畿地区学生指導研究会などにおける研修をそれぞれ受講するとともに、全国公立短期大学協会事務職員中央研修会においては、他の公立短期大学との連携を深め専門的な知識を身につけるように努めている。

保健を担当する職員にあっては、全国大学保健管理研究集会、全国大学保健管理協会東海・北陸地方部会研究集会における研修を受講し、多様な悩みを抱える学生に対応力の向上を、附属図書館の職員は、東海地区図書館協議会、三重県図書館協議会等が主催する研修会・勉強会・意見交換会への参加を通じて、図書館運営や図書館に係る最新の情報収集に努めることで大学運営をより一層効果的に行える資質の向上に努めている。

また、教員についても、各種専門分野における研修機会を通じた研鑽に努め資質の向上を図っている。

なお、事務局職員、専任教員、非常勤教員（会計年度職員）については、それぞれ人材評価を導入しており、評価結果のフィードバックによる資質の向上が図られている。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：監査プロセスの適切性

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

大学の管理運営にかかわる方針については、教授会において審議の上、学長が決定し、日々の管理運営は、三重短期大学諸規程集に掲げる各規程に基づき、三重短期大学学則（根拠資料 10-6-1、第 50 条）に定められた各種委員会によって行われている。

大学運営の中心となる発展計画委員会、内部質保証推進委員会、学務委員会、キャリア支援委員会、障がい学生支援委員会、ハラスメント防止対策委員会、FD・SD活動推進委員会、栄養士実習委員会、社会福祉実習委員会、教養教育委員会、広報委員会、地域連携委員会、入試管理委員会、情報委員会、研究倫理委員会、図書館委員会、地研運営委員会は、毎年度初めに、当該年度の目標・方針、年間計画、会議開催予定を検討し、「委員会の目標と計画」を策定している。また毎年度末には、当該年度の目標・方針の達成状況、来年度に向けての課題等を検討し、「委員会の総括」としてとりまとめる。いずれの報告書も学長に提出され、学長が委員長を務める内部質保証推進委員会及び発展計画委員会で審議のうえ、各種委員会による大学運営の適切性について教授会で審議している。

またFD・SD活動推進委員会は『FD・SD活動報告書』を、地域連携センターは『地域連携センター年報』を、地域問題研究所は『地研年報』を、年間の活動を総括したうえで作成している。内部質保証推進委員会では、これらの報告書の提出と各種委員会からの「目標と計画」及び「総括」の提出を受けて、内部質保証推進の観点から、大学運営の適切性について点検・評価を行い、『自己点検評価報告書』を作成している。

さらに本学では、本学の運営に関して広く学外の意見を聴くために、2018（平成 30）年度まで有識者懇話会が毎年開催されていた。2019（令和元）年度からは、「自己点検・評価等の客観性・適切性を確保するために学外有識者による評価を行い、その意見を自己点検・評価活動及び学内運営全般に反映」（「三重短期大学外部評価委員会規程」根拠資料 10-6-2、第 1 条）させるために、外部評価委員会を設置して毎年開催し、外部評価委員による本学の自己点検・評価活動及び学内運営全般に関わる事項の検証を受けている。過去 5 年間における有識者懇話会及び外部評価委員会の概要を表 10-6-1 にまとめて示す。なお、令和 2 年度の外部評価委員会は当初 9 月開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、年明けまで開催を延期することとした。

表 10-6-1 過去5年の有識者懇話会・外部評価委員会の内容

開催年・日	出席委員数	主な協議内容
2016（平成28）年 5月30日	5名	<p>「三重短期大学の今後について」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就職率の良さと編入学実績</li> <li>・産業界のニーズの把握</li> <li>・学生の情報処理能力の変化</li> <li>・三重短大で取得できる資格が高校生にわかりづらい</li> <li>・地元の人材を育てる大学になるには企業との連携が必要</li> <li>・政策研究・研修はよい事業</li> <li>・大学ホームページの充実とわかりやすい説明</li> </ul>
2018（平成30）年 3月23日	5名	<p>就職支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターンシップに重点を置くべき</li> <li>・企業と大学側との「コミュニケーション能力」捉え方の差異</li> <li>・在学中の社会体験の充実</li> </ul>
2019（平成31）年 3月15日	6名	<p>志願者確保のために</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生出身地・出身高校を確認し、広報を強化</li> <li>・管理栄養士志望学生のサポートを強化</li> <li>・編入学指導の強化</li> <li>・法2学生確保のために、企業との連携</li> </ul>
2019（令和元）年 8月21日	5名	<p>入試・広報・施設整備等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・推薦入試については、多様性を重視し、様々な地域の学生を受け入れるという意味でも、現行の定員の半数が上限ではないか</li> <li>・歩留率がやや悪いのではないか。志願者の増減についても原因分析が必要</li> <li>・広報には同窓生、特に社会人学生の卒業生のネットワークを活用すべき</li> <li>・広報効果の面からビジュアルは大切。校舎棟やトイレの整備は必要</li> <li>・W i F i の整備、体育館の冷暖房設備が必要</li> <li>・卒業生アンケートの回収率が低い。実施する意味を再検討すべき</li> </ul>
2021（令和3）年 2月19日	5名	<p>入試・進路・広報活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会人学生確保のため、「何が学べるか」がわかりやすいカリキュラムの見せ方の工夫が必要</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的に厳しい家庭を対象に、社会福祉協議会等へのパンフの送付なども検討すべき</li> <li>・栄養士の資格取得後、どのような仕事に就き、社会でどのように活躍できるのか明示が必要</li> <li>・保護者にとって就職状況、資格取得状況は重要。宅建の資格取得なども今後検討しては</li> <li>・出前講座や地域連携事業などの教員の活動を、対外的にもっとアピールすべき</li> </ul>
--	--	---

有識者懇話会での意見及び外部評価委員会による検証結果については、直近の教授会で報告し、可能な点については実現や改善に努めている。例えば、2016（平成28）年度には「大学ホームページの充実とわかりやすい説明」という意見を受け、一部の先行、コース独自のページを開設し、さらに2018（平成30）年度には本学ホームページを全面的に刷新した。また2019（令和元）年度には、2021（令和3）年度から法経科第2部で導入される長期履修学生制度の広報対策について、「各市の公民館に案内パンフレットを置いてはどうか」との意見を受け、法経科で具体的な実施に向けて検討をすすめることになった。

また本学は、2010（平成22）年度に独立行政法人大学評価・学位授与機構による認証評価を受け、さらに2017（平成29）年度には大学基準協会による認証評価を受け、いずれも本学が短期大学評価基準を満たしていると認定された。2017（平成29）年度の認証評価では、「努力課題」として、「法経科第1部及び生活科学科において「逆CAP制」が導入されているが、単位の実質化を図る措置とはいえない。また、法経科第2部においては、単位の実質化を図る措置がないので、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる」との指摘を受けた。この提言後、現行の「逆CAP制」の適切性について両学科及び専攻で審議を重ねた結果、2021（令和3）年度から、法経第1部及び第2部では年間50単位（長期履修学生の場合、3年課程では年間30単位、4年課程では年間20単位）を上限とし、また食物栄養学科では年間55単位を、生活科学科では年間50単位（ただし社会福祉士発展科目は計算に含まない）を上限とするCAP制を導入し、単位の実質化を図ることを、2020（令和2）年5月21日の発展計画委員会、教授会で決定した。

根拠資料 10-6-1 三重短期大学学則

根拠資料 10-6-2 三重短期大学外部評価委員会規程

## （2）長所・特色

本学の管理運営は市条例や学則、諸規定等において明確に定め、それに基づいて適切に行われている。

また、広く学外の意見を聴くために外部評価委員会を設置し、検証結果に基づき実現や改善に努めており、2018（平成30）年度には本学ホームページを分かりやすい内容へ刷新した。

### (3) 問題点

2017（平成29）年度に受審した大学基準協会による「三重短期大学に対する認証評価結果」において、職員が津市から派遣されている市職員であり、数年のサイクルで転出してしまうことから、SD研修の実施や十分な引き継ぎ体制等、事務職員の質的向上に取り組むことが望まれる、との指摘があったことから、市職員の転出するサイクルを長くするよう人事部局へ要望すると共に、ミーティング等の実施により業務内容を共有して誰もが対応出来るよう改善に努めている。

### (4) 全体のまとめ

本学では、教授会において大学全体の声を取り入れながら、学長のリーダーシップのもと速やかな意思決定が図れる仕組みを構築しており、各委員会においては、より細やかな協議ができる体制ができている。また、危機管理についてもマニュアルを策定しており、危機発生時等には、対応フローに従って速やかに対策を講じる体制になっている。

予算については、津市の予算編成の方針に基づき執行されており、会計管理室の審査、監査委員による定期監査により、適切に検証がなされている。

事務職員は津市職員として採用された後、人事異動により本学に配属されたものであり、教育研究を行う高等教育機関としての短期大学の管理運営を市条例や規則に基づき適切に執行している。

大学運営に関しては、広く学外の意見を聴くために外部評価委員会を設置し、検証結果について直近の教授会で報告し、可能な点については実現や改善に努めている。

以上のことから、大学運営について、短期大学基準に照らして良好な状態であり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切であるといえる。

## 第2節 財務

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点：設置者である県又は市の中・長期計画等にみられる短期大学の今後の展望

本学は津市が設置する短期大学であることから、市の一般会計予算に基づき運営を行っている。

市の最上位計画である津市総合計画第2次基本計画（2018～2027）では、計画の策定にあたって計画期間を見据えた歳入・歳出の推計が行われており、これに基づき計画期間10年間の展望がなされている。

その中で本学については、「三重短期大学は、今後の社会経済情勢に対応しながら、人材や地域とのつながりを育み、地域に根付き地域に開かれた高等教育機関としての役割を果たしていく」として位置づけがなされている。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

本学は津市が設置する短期大学であることから、毎年度、市議会で承認された予算に基づき運営を行っており、また、土地、建物等の資産は津市に属し、地方自治法及び津市の条例等に基づき管理されている。

単年度の予算をみると歳入は学生からの授業料、入学検定料、入学料（以下「授業料等」という。）、証明手数料等のその他の収入及び市の一般財源を財源として経常的収入を確保している。

また、施設の大規模な改修、情報システムの整備等に係る経費は、必要に応じて、政策的経費として市当局と予算協議を行い計上しており、教育研究活動については、これらの予算編成の中で大学運営との均衡を図りながら両立が図られている。

なお、過去3年間の歳入及び歳出の内訳（財源内訳）は表10-8-1の通りである。教育研究活動に係る外部資金の獲得状況等については、毎年度、学術研究助成基金から

の助成金の獲得や民間企業との共同研究を積極的に行うなど外部資金の獲得に努めてきている（助成金及び共同研究の実績は表 10-8-1）。

表 10-8-1 過去 3 年間の歳入及び歳出の内訳（財源内訳）

年 度	決算総額	授業料等	その他の収入	一般財源(公費)
平成 29 年度	584,273	276,301 (47.3)	54,290 (9.3)	253,680 (43.4)
平成 30 年度	528,889	292,601 (55.3)	8,042 (1.5)	228,244 (43.2)
令和元年度	611,706	297,327 (48.6)	70,056 (11.5)	244,322 (39.9)

単位：千円（千円未満は四捨五入のため概数）、カッコ内は歳入総額における割合（%）

## （２）長所・特色

本学は津市が設置者として管理運営の組織を有しており、おおむね入学定員を確保することで一定額の歳入を得ている。基盤的な財務については、市議会で承認された予算に基づき健全に運営を行っている。

## （３）問題点

2017（平成 29）年度に受審した大学基準協会による「三重短期大学に対する認証評価結果」において、施設の老朽化対策が重要となることから、設置者と協議して中・長期的な施設改修計画を作成し財源を確保するとともに、教育環境整備に努めることが望まれる、との指摘があった。現在、大学のあり方、方向性が決まっていないため、大規模改修を行っていないが、学生の安全確保、環境改善を最優先に必要な施設整備を行っており、2019（令和元）年度には校舎棟便所の洋式化及び多目的便所の設置、体育館の雨漏り改修を実施した。今後、大学の将来像が決定するまでは、効率的かつ効果的に施設整備を実施していくよう市当局と十分な協議を行う必要がある。

## （４）全体のまとめ

本学は津市が設置者として管理運営の組織を有しており、おおむね入学定員を確保することで、一定額の歳入を得て基盤的な財務については健全運営をしている。歳入は学生からの授業料等の収入及び市の一般財源を財源として経常的収入を確保している。また、外部資金の獲得にも努めており、教育研究活動の財源を確保している。

以上のことから、財務について、短期大学基準に照らして良好な状態であり、理念・目的を実現する取り組みが適切であるといえる。

## 終章

1952（昭和 27）年の開学以来、本学は社会や学生のニーズに応えるために、学科、専攻、コースの編成や、カリキュラム編成の検討と改編を様々に行ってきた。また、地域社会への貢献を標榜して地域連携センターや地域問題研究所を創設し、本学教員の教育研究の成果を発信し、知的資源の地域への還元に努めてきた。

2016（平成 28）年には、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針の 3 つのポリシーを策定・公表するとともに、学生による授業評価アンケートや公開授業、非常勤講師との懇談会等の F D ・ S D 活動を充実させ、教育の質保証システムを構築する努力を重ねてきた。

一方、18 歳人口の減少や、四年制大学への進学希望者の増加と短期大学への進学希望者の減少、高等教育修学支援新制度や新入試制度の導入等、大学を取り巻く環境は目まぐるしく変化している。こうした状況の中で本学の魅力を発信し、優秀な学生を確保するために、教員による高等学校の個別訪問の実施や『キャンパスガイド』の充実、ホームページの刷新等を行い、受験者数の確保に努めてきた。今後も継続的に細やかな取り組みが必要であると認識している。

本学では 1995（平成 7）年度から自己点検評価報告書を作成している。学校教育法の改正に伴って認証評価制度が導入され、2004（平成 16）年度からすべての大学、短期大学、高等専門学校は、7 年以内ごとに評価機関の評価を受けることが義務づけられた。本学は 2010（平成 22）年度に大学評価・学位授与機構による認証評価を受け、短期大学設置基準を満たしていることが認定され、さらに 2017（平成 29）年度には大学基準協会による認証評価を受け、同じく適格と認定された。

「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」（平成 30 年 11 月 26 日中央教育審議会答申）において、「大学教育の質を保証するためには、第一義的には大学自らが率先して取り組むことが重要」とされている通り、自己点検・評価は次回認証評価受審のための準備ではなく、研究・教育の質保証、内部質保証のために各大学が自発的に実施する自己検証と位置付けている。これまで 2 回の認証評価では「適格」の評価を受けたが、同時に評価機関から提起された努力課題や今後の大学運営に向けたアドバイス、外部評価委員からの意見は、自己検証の際の客観性確保のための検証指標の一つとして、次回の自己点検・評価に活かしていくべきものと考えている。

本学は、開学以来半世紀以上にわたって法経科と生活科学科の 2 学科体制を維持してきたが、2021（令和 3）年度から新たに食物栄養学科を設置して 3 学科体制となる。また、法経科第 2 部の定員は 1969（昭和 44）年以來ずっと 150 名を維持してきたが、2021（令和 3）年度から定員を 50 名削減して 100 名とし、同時にリカレント教育のニーズに応えるため、仕事や介護、子育てなど、多様な事情を抱えながら学ぶ幅広い年齢層の学生を受け入れる長期履修学生制度を開始する。

このような新体制への移行時期にあたり、自己点検・評価と認証評価、そして内部質保証推進の重要性は極めて高い。今般の自己点検評価で顕在化した諸問題を通して、本学の現状と課題を再認識し、地域社会に求められる公立の短期大学として一層の発展に向けて力を尽くしたい。